

# 第6次福島県総合教育計画

(改定版)

## 基本理念

“ふくしまの和”で奏でる、  
こころ豊かなたくましい人づくり



平成 25 年 3 月

福島県・福島県教育委員会



ふくしまから  
はじめよう。

# 【 目 次 】

## I はじめに

○ 計画改定の趣旨 .....	1
○ 計画の基本的性格 .....	1
○ 計画期間 .....	2
○ 計画の運用 .....	2

## II 教育をめぐる社会経済情勢の変化

(1) 人口減少と少子高齢化の急速な進行 .....	3
(2) 過疎化の進行 .....	5
(3) 情報通信技術の進展 .....	6
(4) 国際化、グローバル化の進展 .....	7
(5) 地球環境問題の深刻化 .....	8
(6) 安全・安心の確保の必要性の高まり .....	9
(7) 家庭や地域の教育力の低下 .....	10
(8) ライフスタイルや価値観の多様化 .....	11
(9) 開かれた教育を求める声の高まり .....	12
(10) 地方分権の進展 .....	12

## III 目指すべき教育の姿

1 基本理念 .....	14
“ふくしまの和”で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり	
2 基本目標 .....	16
(1) 知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成	
(2) 学校、家庭、地域が一体となった教育の実現	
(3) 豊かな教育環境の形成	

## IV 基本目標を達成するための取組の基本的方向

<b>基本目標1 知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成</b>	
【施策1】	子どもたちの豊かなところをはぐくみます …… 20
【施策2】	子どもたちの健やかな体をはぐくみます …… 25
【施策3】	子どもたちの生き抜く力を支える「確かな学力」を身につけさせます …… 29
【施策4】	望ましい勤労観・職業観をはぐくみます …… 34
【施策5】	障がいのある子どもたちが「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進します …… 37
【施策6】	高度情報化社会を主体的に生きていく力をはぐくみます …… 42
【施策7】	国際化の進展に対応できる人づくりを進めます …… 44
【施策8】	公立大学において、社会をリードし、地域に貢献する人づくりを進めます …… 47
<b>基本目標2 学校、家庭、地域が一体となった教育の実現</b>	
【施策9】	地域全体で子どもたちを教え育てる取組を支援します …… 49
【施策10】	家庭における教育を支援します …… 52
【施策11】	生涯を通して学習し、その成果が生きる環境を整備します …… 54
【施策12】	自然に親しみ、自然を尊重するところをはぐくみます …… 57
【施策13】	地域に根ざした伝統文化を保存・継承し、地域を愛するところをはぐくみます …… 59
<b>基本目標3 豊かな教育環境の形成</b>	
【施策14】	教員の資質の向上を図ります …… 61
【施策15】	一人一人の子どもに教員が向き合うことができる環境を整備します …… 65
【施策16】	透明性の高い、開かれた教育を推進します …… 67
【施策17】	安全で安心できる学習環境の整備を促進します …… 69
【施策18】	地域における身近な文化・スポーツ環境を整備します …… 73
【施策19】	私立学校の振興を図ります …… 76
【施策20】	社会情勢や環境の変化に対応した学校づくりを推進します …… 78
用語解説	…… 82

### 【表紙の写真】

上及び右下：小学生算数理科講座（再生可能エネルギーについての講座の様子）

左下：尾瀬子どもサミット（フィールド活動の様子）

## I はじめに

### ○ 計画改定の趣旨

県教育委員会は、昭和41年に第1次福島県長期総合教育計画を策定して以来、これまで5次にわたり総合教育計画を策定し、福島県における教育行政の効率的かつ効果的な推進に努めてきました。その成果と課題を踏まえ、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする第6次福島県総合教育計画を策定しました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下、「東日本大震災」という。）及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う影響（以下、「原子力災害」という。）などにより、教育を取り巻く様々な状況が計画策定時の想定を大きく超えて変化していることから、見直しが必要となりました。

本県では、長期的な視野に立った上で、急激な変化にも柔軟に対応しつつ、豊かな活力ある福島県を目指して、さまざまな取組を展開しています。これから本県が、東日本大震災・原子力災害からの復興の道のを歩んでゆくために最も重要なのは「人づくり」であり、早急に教育環境の復旧・復興を図るための教育行政を推進する必要があります。

計画策定時に示した、本県が目指す教育の理念である「“ふくしまの和”で奏でるところ豊かなたくましい人づくり」やその方向性を示す3つの基本目標による教育の必要性はますます高まっていると考えられ、その実現に向けた20の教育施策において、必要な改定をすることとしました。

### ○ 計画の基本的性格

#### （1）福島県総合計画「ふくしま新生プラン」（以下、「県総合計画」という。）に基づく教育分野の部門別計画

県総合計画（平成24年12月議決）の部門別計画として、基本目標や重点施策等を共有し、目指すべき教育の姿を明らかにした本県の教育指針となるものです。

#### （2）教育基本法の規定による教育振興基本計画

この計画は、教育基本法第17条第2項において、地方公共団体が定めるよう努めることとされている教育振興基本計画であり、私学教育や大学教育も含めた学校教育、社会教育、生涯学習、文化及びスポーツに関する総合的な計画です。

**【教育基本法（平成18年法律第120号）】**

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

**○ 計画期間**

県総合計画が、30年後を展望しながら、具体的には平成24年度の改定により、平成25年度を初年度とする8か年計画とされていることを受け、計画期間は平成25年度から平成32年度までの8年間とします。

なお、計画期間中に本県の教育を取り巻く状況等が変化した場合には、必要な見直しをすることとします。

**○ 計画の運用**

この計画においては、県の取組の成果を示すものとして、各施策ごとに指標を設定し、この数値の改善を目指して各施策を展開します。

また、この計画の運用に当たっては、毎年度、重視する観点を定め、これに基づき実施する事業を明らかにするとともに、計画の進捗状況を点検・評価し、計画の適切な運用に努めます。

**〔指標の区分〕**

- ・ 施策の達成度を測る指標：県の施策の努力目標
- ・ モニタリング指標：目標値の設定が困難又は不適當であるが、毎年状況を把握し、公表することが望ましいもの

## Ⅱ 教育をめぐる社会経済情勢の変化

急激に変化する現代社会においては、個人は、自立して、また自らを律し、他と協調しながらその生涯を切り拓いていくとともに、社会の形成者として積極的な役割を果たしていくことがより一層求められます。この基礎となる力を培うため、子どもたちの知・徳・体をバランスよく育むことが重要であり、県民からの期待も非常に高くなっています。

また、人口減少や少子高齢化及び過疎化の進行、高度情報化や国際化の急速な進展、地球規模での環境問題等の深刻化、人々の安全・安心への関心の高まり、ライフスタイル<sup>1</sup>や価値観などの多様化等、本県の教育を取り巻く環境は急激に変化しています。

さらに、東日本大震災・原子力災害により浜通り地方を中心に甚大な被害が生じ、16万人以上の県民が避難生活を余儀なくされました。これら社会情勢の変化や災害に対して、速やかで適切な対応が求められています。具体的には、以下のとおりです。

### (1) 人口減少と少子高齢化の急速な進行

#### ① 現在の状況

人口減少の傾向が国全体として続いており、本県では、合計特殊出生率<sup>2</sup>が1.48（全国17位）と全国平均を上回っていますが、首都圏への人口の転出超過が続いているだけでなく、平成15年から自然増減でも死亡数が出生数を上回り、その幅が拡大しています。こうしたことから、本県の人口は、平成10年1月の213万8千人をピークに減少し、平成24年12月1日現在で196万1千人となっています（福島県現住人口調査月報）。

平成10年から平成24年にかけての人口の構成比においても、老年人口<sup>3</sup>の割合が19.2%から26.2%にまで上昇している一方、生産年齢人口<sup>4</sup>の割合は64.1%から60.9%まで、年少人口<sup>5</sup>の割合は16.8%から12.9%まで減少しており、人口減少や少子高齢化が急速に進行しています。

東日本大震災・原子力災害の発生後、若い世代を中心に県外への人口流出が続くとともに、県内でも人口の流動が大きくなっており、活力の低下が懸念されています。

<sup>1</sup> ライフスタイル……生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

<sup>2</sup> 合計特殊出生率……人口統計上の指標で、一人の女性が生涯に産む子供の数。

<sup>3</sup> 老年人口……年齢別人口のうち、65歳以上の人口。

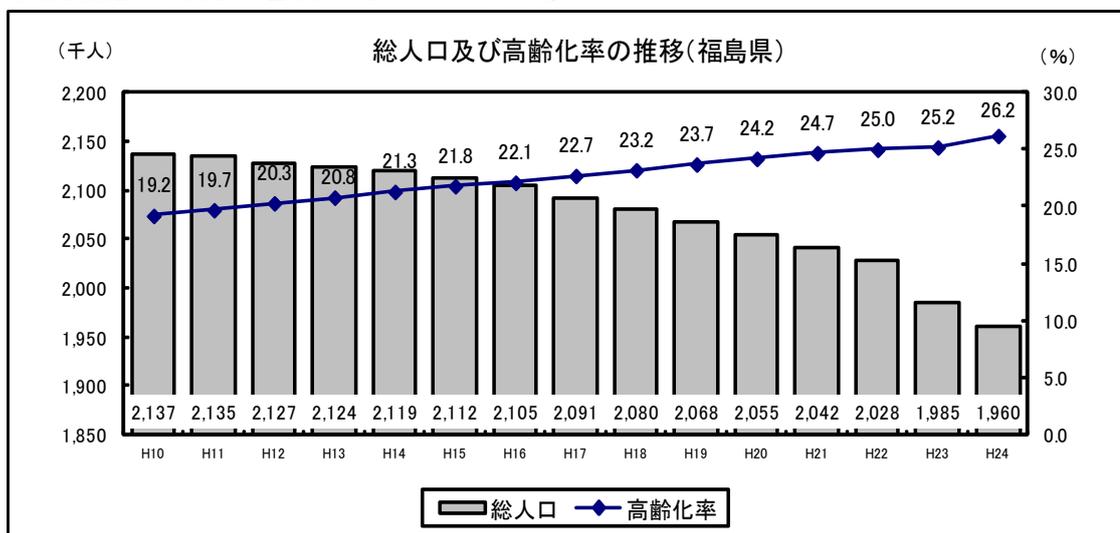
<sup>4</sup> 生産年齢人口……年齢別人口のうち、労働の中核をなす15歳以上65歳未満の人口。

<sup>5</sup> 年少人口……年齢別人口のうち、15歳未満の人口。

② 今後の課題

県内の人口減少や少子高齢化に対応した教育の実施や、すべての県民が生涯にわたって、いつでも、どこでも学ぶことができ、その成果が生きる環境の整備が課題となっています。

また、県外避難者の帰還や人口流出の抑制に向けて、原子力災害の収束、良好な環境の回復が急務となっています。



【出典】「福島県現住人口調査」(各年とも12月1日のデータ)により作成

## (2) 過疎化の進行

### ① 現在の状況

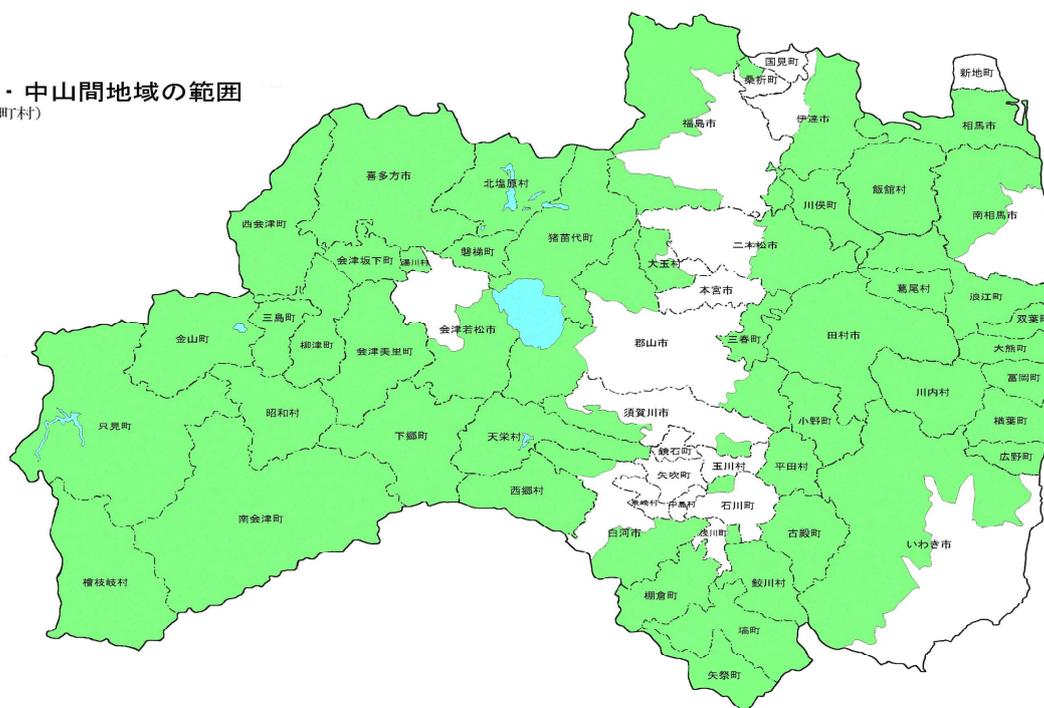
本県の面積の約8割を占め、人口の約3割が居住する過疎・中山間地域は、県内における人口減少の進行の度合いを大きく上回り、平成2年から平成23年にかけて、県全体の人口は約4.5%の減少であったのに対し、過疎地域では19.5%減少しただけでなく、高齢化率の増加も県全体を上回っています。(福島県現住人口調査月報)。

### ② 今後の課題

人口減少が著しく、特に年少人口<sup>5</sup>の急速な減少が見られる過疎・中山間地域においては、教育環境の確保が課題になっています。

(県内の過疎・中山間地域の範囲と指定状況)

過疎・中山間地域の範囲  
(51市町村)



【出典】『福島県「福島県の過疎・中山間地域」』

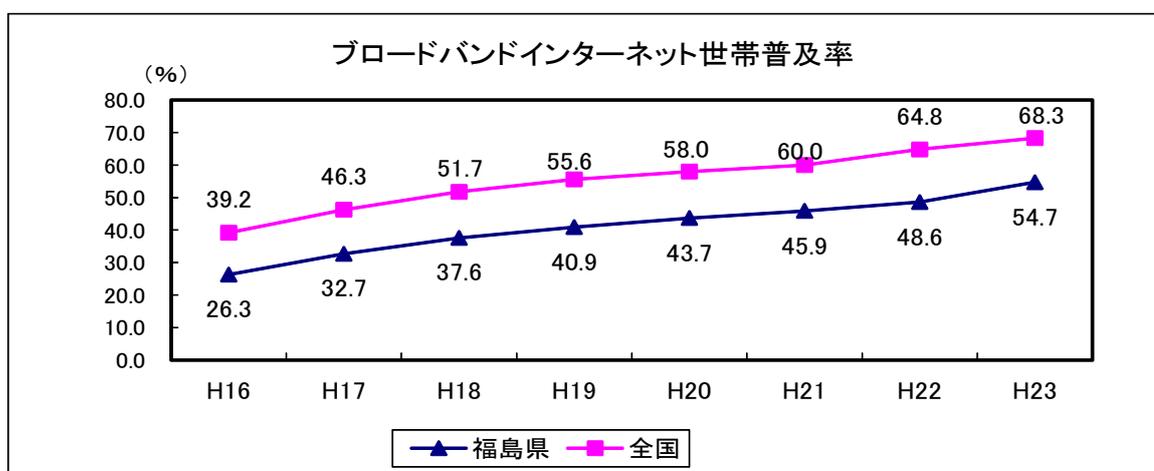
<sup>5</sup> 年少人口…… 3 ページ参照。

### (3) 情報通信技術の進展

#### ① 現在の状況

ブロードバンドインターネット<sup>6</sup>や携帯電話、スマートフォン（多機能携帯電話）などが急速に普及し、距離的・時間的制約のない、双方向での情報交流が可能な高度情報化社会が到来し、自由に国内外の情報を入手したり、不特定多数の人々と情報のやりとりをしたりすることが可能となっています。

一方、本県においても、ブロードバンドインターネットが普及するとともに、携帯電話等が小・中学生にも急速に普及しており、学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）<sup>7</sup>等への接続から問題行動やいじめが発生しやすいことが指摘されています。



【出典】「総務省東北総合通信局調査（東北地域におけるブロードバンド契約数）」により作成

#### ② 今後の課題

情報通信技術の進展により、ブロードバンドインターネットの活用等による新たな取組が求められるとともに、情報モラルを含めた情報リテラシー<sup>8</sup>の向上について、子どもたちだけでなく大人も含めて主体的に取り組むことが課題となっています。

<sup>6</sup> ブロードバンドインターネット……「ブロードバンド」とも言われ、主に電送速度が従来に比べて格段に速いもの。動画の電送など、ネットワーク上の高度なサービスを実現する。

<sup>7</sup> 学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）……学校及び学校が認める関係団体等が公式に開設運営するサイト以外で児童生徒や卒業生が自主的に開設した特定の学校の話題のみを扱う各種コミュニティサイト。

個人情報の流出や特定の人間の誹謗中傷が行われるなど「ネット上のいじめ」の温床になっているとの指摘がある。

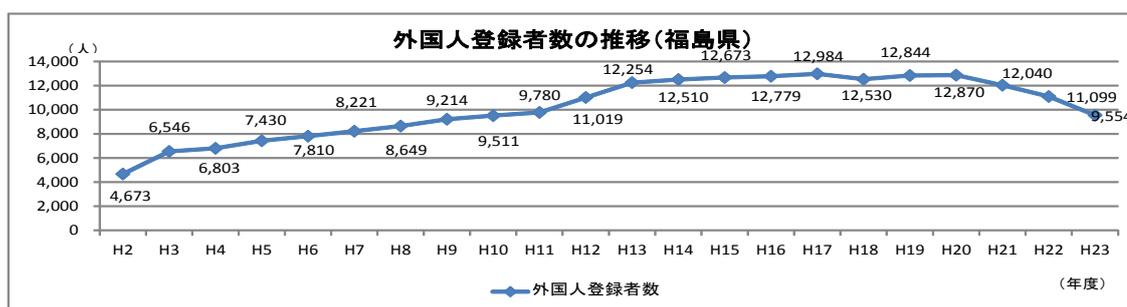
<sup>8</sup> 情報リテラシー……コンピュータなどの情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することができる能力。

## (4) 国際化、グローバル化<sup>9</sup>の進展

### ① 現在の状況

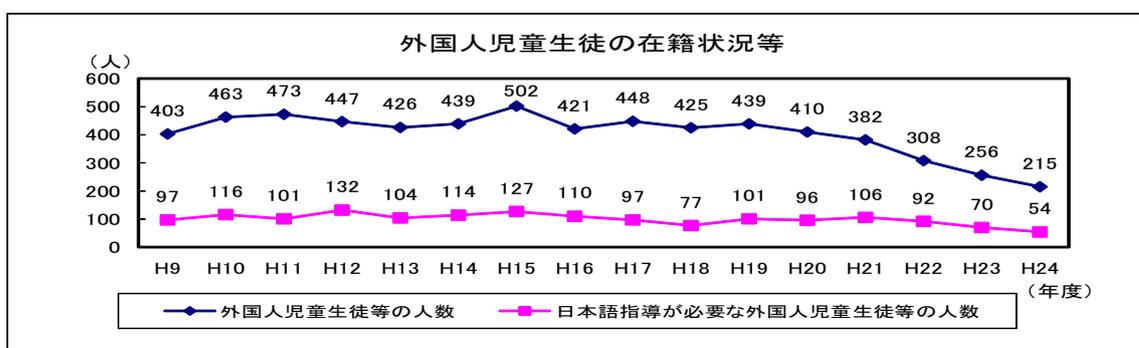
経済だけに限らず、あらゆる面で国際標準（グローバルスタンダード）のもとでの競争の時代が到来するとともに、異なる文化との共存と国際社会の発展に向けた国際協力が求められており、自国の文化に関する理解を深めるとともに、国際社会をリードできる人づくりの重要性が高まっています。

また、本県においては、外国からの教育旅行誘致などの国際交流を推進しており、外国人登録者数もおおむね増加傾向にありましたが、東日本大震災・原子力災害により大きく減少しました。しかし、今後、国際化の進展に伴って外国人と接する機会が増えることが予想されます。



【出典】「福島県国際課調査（平成23年12月末現在）」により作成

一方、本県の外国人児童生徒の在籍者数は減少傾向にあるものの、外国人児童生徒等の日本語指導が必要な子どもたちの数は大きく変化しない傾向が続く可能性があります。



【出典】「福島県教育委員会調査」により作成

### ② 今後の課題

国際社会を主体的に生きる力を育むために、関係諸機関と連携し、国際理解教育や外国語教育を充実させるとともに、ふくしまを愛し、国を愛するところを育み、伝統文化に対する理解を深めることが課題となっています。

また、日本語指導が必要な子どもたちに適切に対応することが課題となっています。

<sup>9</sup> グローバル化……これまで存在した国家、地域などの境界を超え、地球規模で展開する社会や経済などの動き。

## (5) 地球環境問題の深刻化

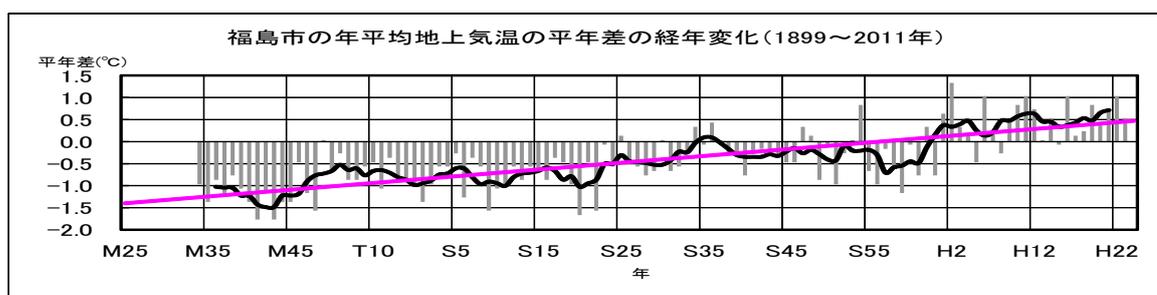
### ① 現在の状況

地球温暖化をはじめとして、地球規模の環境問題が深刻化し、低炭素社会<sup>10</sup>の実現の必要性が指摘されています。

本県は、猪苗代湖、磐梯山に代表される磐梯朝日国立公園、尾瀬国立公園などの自然公園を有し、阿武隈川、阿賀川、久慈川などの源流域を有するほか、変化に富んだ160kmに及ぶ海岸線を有するなど、豊かな自然環境に恵まれています。

一方で、福島市の過去100年間の平均気温が約1.5℃上昇しており、異常降雨の増加、りんごの着色不良など、地球温暖化の影響と思われる現象が発生しています。

また、原子力災害を受けて、我が国ではエネルギー政策をめぐる議論が活発に行われています。風力発電や太陽光発電など再生可能エネルギー<sup>11</sup>に関する関心が高まっており、本県においては、原子力に依存しない県づくりを県政の基本方針とし、復興・再生の牽引役として再生可能エネルギーを飛躍的に推進していくこととしています。



【出典】気象庁の発表資料により作成

棒グラフ：各年の平均気温の平年値との差  
直線：長期的な変化傾向

太線：平年差の5年移動平均  
平年値は1971～2000年の30年平均値

### ② 今後の課題

教育の分野においても、学校などにおける環境問題の解決に向けた取組や省エネルギー等のエコロジー活動などを通して、未来を担う子どもたちの環境問題等に関する意識の醸成を図り、行動に結びつけることが必要であり、学校、家庭、地域が一体となった体験・参加型の取組を実践するなど、環境教育の充実が課題となっています。

さらに、再生可能エネルギーなどの先端技術を本県の子どもたちが担えるよう、その基礎となる理数教育などの充実が課題となっています。

<sup>10</sup> **低炭素社会**……地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの1つである二酸化炭素の排出量を大幅に削減するしくみが構築された社会。

<sup>11</sup> **再生可能エネルギー**……自然プロセス由来で絶えず補給される太陽、風力、バイオマス、地熱、水力等から生成されるエネルギー

## (6) 安全・安心の確保の必要性の高まり

### ① 現在の状況

平成23年3月の東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波は、いずれも観測史上最大の規模のものでした。本県においても、豪雨や豪雪、地震、津波などの自然現象によって、度々被害が発生しており、防災・減災対策が求められています。

また、原子力災害により生じた放射性物質は、東北圏を中心として広範囲に拡散し、多数の県民が県内外での避難生活を余儀なくされるなどの甚大な被害をもたらしました。これにより、教育機会の確保や教育環境の復旧・整備とともに、放射線被ばく等への不安を払拭することが求められています。

一方で、災害以外にも安全・安心の確保が必要となっており、新型インフルエンザやノロウイルスによる感染性胃腸炎など、各種感染症の流行の危険性も増しています。

加えて、登下校時の交通事故、声かけ事案やわいせつ被害等が発生しており、地域社会の結びつきの弱まりが指摘される中で、学校内外における安全・安心に関わる取組が強く求められています。

### ② 今後の課題

東日本大震災により被災した学校施設等の一日も早い復旧と、災害時に地域の防災拠点となる学校施設の耐震化などの推進や防災機能の向上とともに、継続的な放射線被ばくの低減化が課題となっています。

また、感染症発生時等における危機管理体制や自然災害に備えるための防災教育、地域ぐるみの学校安全体制の整備が課題となっています。

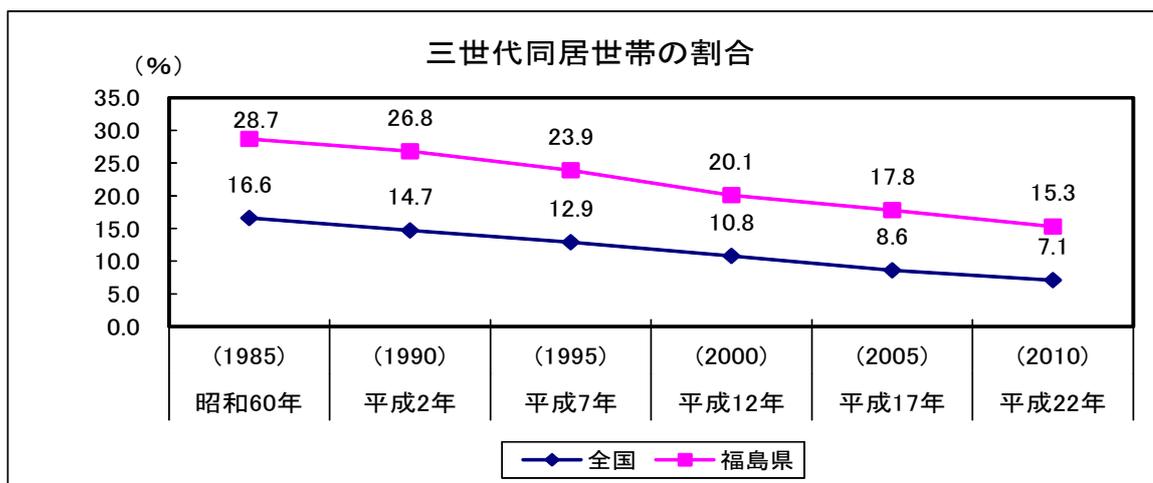
## (7) 家庭や地域の教育力の低下

### ① 現在の状況

本県は、三世帯同居率が全国平均に比べて高く、人と人とのふれあいや助け合いの精神など、どのような時代にあっても大切な人々の温かさや絆が、比較的息づいていると考えられます。

一方で、近年、核家族化などが進行し、人と人との関係の希薄化や家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

このような中、子どもたちがこころ豊かにたくましく育つよう、学校、家庭、地域の連携を深めていくことが求められています。

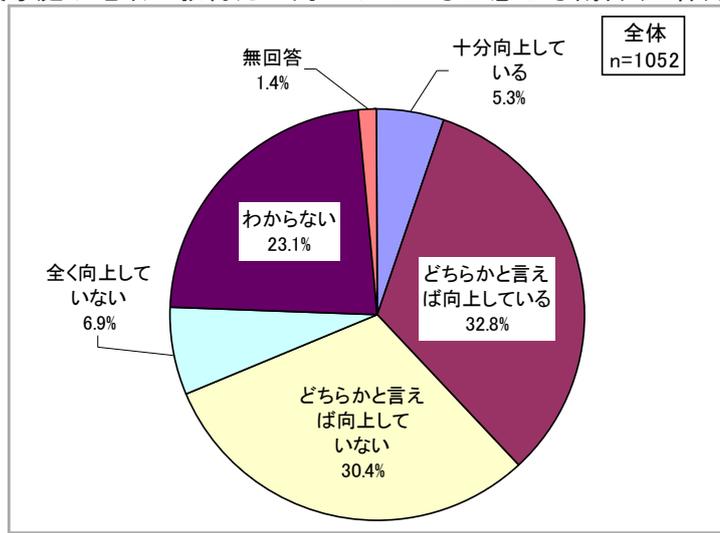


【出典】総務省「国勢調査報告」により作成

### ② 今後の課題

家庭、地域の教育力の回復を支援するとともに、地域ぐるみで学校を支援し、子どもの育ちを支える体制づくりが課題となっています。

〔家庭や地域の教育力が向上していると感じる割合(全体)〕

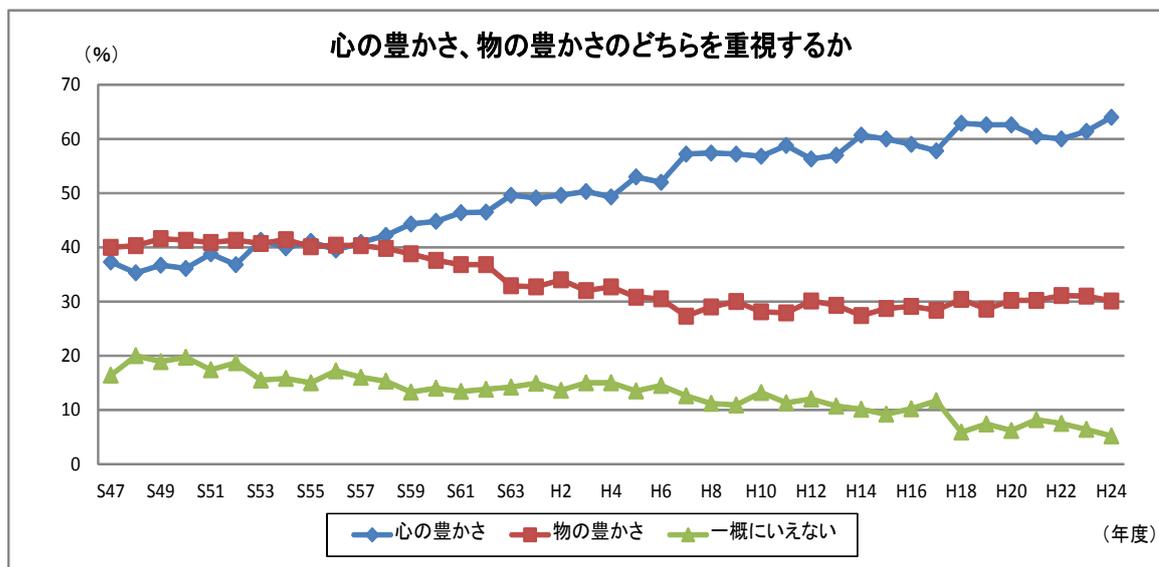


【出典】「新しい総合教育計画に関する県民アンケート調査」(平成20年度)

## (8) ライフスタイル<sup>1</sup> や価値観の多様化

### ① 現在の状況

物質的な豊かさより精神的な豊かさを重視する人々が増えており、ライフスタイルや価値観が一層多様化しています。本県においても、文化芸術やスポーツ、健康への志向など、ゆとりを重視し、生活の質を大切にする意識が高まっています。



【出典】 内閣府「国民生活に関する世論調査（平成24年度）」により作成

### ② 今後の課題

価値観の多様化に応じて、子どもから大人まで、さまざまな文化活動、スポーツ活動を行うことができる環境整備が課題となっています。

<sup>1</sup> ライフスタイル…… 3 ページ参照。

## (9) 開かれた教育を求める声の高まり

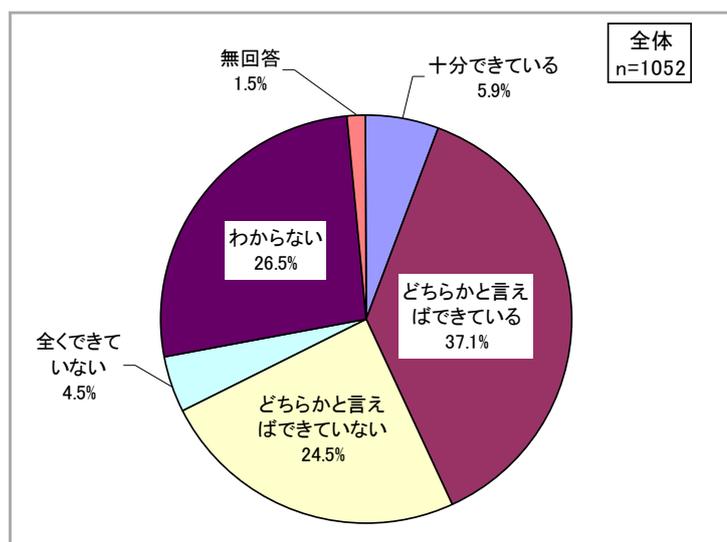
### ① 現在の状況

近年、行政、企業等が情報を公開し、説明責任を果たすとともに、法令を遵守し高いモラルを持つことがより一層求められてきています。このことは、教育の分野でも例外ではなく、本県においても開かれた教育を求める声が高まっています。

### ② 今後の課題

県民に信頼され、期待に応えられるよう、子どもたちの個性を生かすことができる、特色ある学校づくりを進めるとともに、今後さらに透明性を高めながら、開かれた教育を推進することが課題となっています。

〔開かれた学校づくりができていると感じる割合（全体）〕



【出典】「新しい総合教育計画に関する県民アンケート調査」  
(平成20年度)

## (10) 地方分権の進展

### ① 現在の状況

平成12年の地方分権推進一括法の施行により、国と地方は法制度上において「対等・協力」の関係となりました。教育においても、国と地方の役割分担に基づき、当事者意識と責任を持って、主体性を発揮して教育に取り組むことができるよう、分権型の教育を推進する必要がありますが、このことは、県と市町村においても同様です。

### ② 今後の課題

県と市町村が、連携を深めながら、「イコールパートナー<sup>12</sup>」としての役割分担に基づき、それぞれ責任と主体性を持って教育に取り組むことが課題となっています。

<sup>12</sup> イコールパートナー……協力や提携などに際して、対等で友好的な関係にある相手。

### Ⅲ 目指すべき教育の姿

県総合計画では、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生に向けて県全体で共有する基本目標を「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」として掲げています。そして、ふくしまの復興・再生に向けて、人づくりや地域づくりが夢や希望の持てる社会づくりの基礎となる「ふくしまの礎」に、『人と地域が輝く“ふくしま”』を位置づけ、「ふくしまを支える柱」として『いきいきとして活力に満ちた“ふくしま”』、『安全と安心に支えられた“ふくしま”』、『人にも自然にも思いやりにあふれた“ふくしま”』の3つを置いて、30年後を展望し実現を目指す「目指す将来の姿」を描いています。

このうち、教育に関わる30年後の目指す将来の姿は、主に次のように描かれています。

#### 「ふくしまの礎（いしずえ）」

##### 『人と地域が輝く“ふくしま”』

- 子育て世代に優しい社会が実現するとともに、多様な生き方が社会に受容されています。地域社会は、子どもの明るい笑顔と活気にあふれています。
- 子どもたちが、互いに協働し社会に貢献しながら自立して人生を切り拓いていく、創造力にあふれた「こころ豊かでたくましい人」に育っています。
- 県民は文化・芸術・スポーツ活動に親しみ、本県は先進的な文化・芸術・スポーツ活動の発信拠点となっています。また、若者・女性・高齢者などが、社会の主役として活躍しています。県民は人生を楽しみ、生活に幸福を実感しています。

#### 「ふくしまを支える柱」

##### 『いきいきとして活力に満ちた“ふくしま”』

- 本県を拠点とした再生可能エネルギー<sup>11</sup>の研究と実用化が進展するとともに、関連産業が集積しています。また、県内のエネルギー需要を満たす再生可能エネルギーが生み出されているとともに、創エネルギーによる地域の活性化が図られています。
- 能力の高い人材が多数育成され、県内経済を支えています。また、雇用環境・労働環境の改善が進み、ライフスタイル<sup>1</sup>に合わせた働き方が浸透しています。

<sup>1</sup> ライフスタイル…… 3 ページ参照。

<sup>11</sup> 再生可能エネルギー…… 8 ページ参照。

## 『安全と安心に支えられた“ふくしま”』

- 治安対策、防火対策、交通安全対策、食品の安全対策などが適切に行われ、日常生活の安全と安心が確保されています。
- 大規模災害などに備えて、防災・減災対策が強化されています。また、災害発生時に適切な初動対応ができるように、行政と住民が一体となった訓練や情報インフラ<sup>13</sup>の整備が行き届いています。

## 『人にも自然にも思いやりにあふれた“ふくしま”』

- 家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場面で性別にかかわらず、男女が自らの能力を発揮できる社会となっています。また、能力、国籍、文化など、個人の特性の違いに対して包容力の高い社会となっています。
- 人の優しさや温かさを実感できる社会となっているとともに、生活再建や事業再建など再チャレンジの機会が充実しています。全ての県民は、家族、人、地域の愛と絆に包まれています。
- 豊かな山、川、海、湖沼に代表される美しい自然環境、さわやかな空気、清らかな水が保全され、自然と共生する社会が実現しています。また、自然景観、歴史と伝統が息づく景観、街並みの景観が継承されています。

## 1 基本理念

平成23年3月、本県は、東日本大震災・原子力災害により、多くの県民が家族を失うとともに、生まれ育った土地を離れた避難生活を余儀なくされるなどの深刻な被害を受けました。

これら未曾有の災害の中であって、困難に直面しながらも秩序や礼節を失わず、復興・再生に向けて冷静に行動する人々の姿に世界から賞賛の声が寄せられました。また、地域住民やボランティアなどが中心となり、支え合いや助け合いが行われ、地域の絆の重要性を広く認識させることになりました。

こうした温かな県民性や堅固な地域の絆は、本県の歴史や文化、豊かな自然環境の中で育まれてきたものであって、福島県民の誇りであり、財産であり、復興・再生の糧となるものです。これらを大事に守り育て、後の世代に伝えていくことが我々に与えられた責務であり、子どもたちも、ふくしまで生まれたことを誇りに思いながら大人に成長していくことを望んでいるはずです。

震災後、本県の目指す教育は、この責務を果たし、子どもたちの夢や希望を実現するものでなければなりません。

<sup>13</sup> 情報インフラ……情報通信の基盤となる考え方やその技術の総称のことであるが、各種の情報通信網と通信機器などを指すことが多い。

平成22年3月に策定した第6次福島県総合教育計画では、次の基本理念を掲げました。

“ふくしまの和”で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり

同計画では、この基本理念を掲げることで、県全体で共有すべき「想い」を次のように記しています。

本県には、温かい県民性やお互いを支え合う地域社会の絆、恵まれた自然環境や優れた文化・伝統、7つの生活圏や「はま・なか・あいづ」に象徴される多様性などの特徴があります。

この特性を生かしながら、学校、家庭、地域が連携・協力し、県民が一体となって豊かな教育環境を形成し、ハーモニーを奏でるように人づくりを進めていきたい。

そして、ふくしまの子どもたちが、豊かな人間性、社会性を身につけ、活気に満ち、社会に貢献しながら自立して人生を切り拓いていくための「確かな学力」と「健やかな体」を持つ、創造力にあふれた「こころ豊かなたくましい人」に育ってほしい。

震災前に掲げた基本理念ではありますが、この想いは、東日本大震災・原子力災害からの復興を担う本県の人づくりにとって、震災前にもまして必要とされているものです。東日本大震災・原子力災害を経た本県において、震災前と同じ基本理念を敢えて継続して掲げることで、そこに込められた想いを改めて示すとともに、この理念を実現するため、震災等を踏まえた新たな教育施策を積極的に盛り込み、生まれ育った郷土に対する愛着と誇りを持った、ふくしまの復興を共に支え、共に歩んでいく人づくりを力強く推進してまいります。

## 2 基本目標

基本理念である「“ふくしまの和”で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり」に基づき、次の3つの基本目標を掲げるとともに、それぞれの目標について各施策を展開することにより、目標の達成を目指します。

### 【基本目標】

- 知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成
- 学校、家庭、地域が一体となった教育の実現
- 豊かな教育環境の形成

### (1) 知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成

東日本大震災・原子力災害により未曾有の被害を受けた本県にとって、これからの復興・再生を担う人づくりは何よりも大切です。いつの時代にあっても、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会<sup>14</sup>」やグローバル化<sup>9</sup>の進展等による国内外における競争の激化等の中では、社会の変化に対応するため、「課題を見いだし解決する力を身につけること」、「知識・技能の更新のために生涯にわたり学習すること」、「他者や社会、自然や環境と共に生きること」などが求められます。

このような中で、すべての子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送るためには、「確かな学力」、「豊かなこころ」、「健やかな体」をバランスよく育てて「生きる力<sup>15</sup>」を育むとともに、ふくしまの、そして我が国の発展を支える社会の一員として必要な資質を養うことが重要となっています。

このため、「知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成」を基本目標の1つとして設定し、この目標の実現のため、幼稚園、小学校、中

<sup>9</sup> グローバル化……7ページ参照。

<sup>14</sup> 知識基盤社会……政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域において、新しい知識・情報・技術がその活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会。

<sup>15</sup> 生きる力……「生きる力」をはぐくむことは、現行及び新学習指導要領の基本理念となっており、「生きる力」とは、次のようなものとされている。

- 基礎・基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力 など

学校、高等学校、特別支援学校<sup>16</sup>において、一人一人の「生きる力<sup>15</sup>」を育むとともに、公立大学法人<sup>17</sup>への支援を通して、各分野で活躍できる人づくりを進めます。

また、適切な情報を選択し活用する能力を育むとともに、将来の進路や職業との関わりに関する教育を重視し、社会の一員としての自覚を持たせながら、国際化の進展に対応できる人づくりを進めます。

これらの観点から、以下の施策を展開します。

- ① 子どもたちの豊かなこころをはぐくみます
- ② 子どもたちの健やかな体をはぐくみます
- ③ 子どもたちの生き抜く力を支える「確かな学力」を身につけさせます
- ④ 望ましい勤労観・職業観をはぐくみます
- ⑤ 障がいのある子どもたちが「地域で共に学び、共に生きる教育」<sup>18</sup>を推進します
- ⑥ 高度情報化社会を主体的に生きていく力をはぐくみます
- ⑦ 国際化の進展に対応できる人づくりを進めます
- ⑧ 公立大学において、社会をリードし、地域に貢献する人づくりを進めます

## (2) 学校、家庭、地域が一体となった教育の実現

人口減少や少子高齢化、核家族化の進行などの社会経済情勢の変化の中で、学校や家庭、地域の在り方やその機能も変化してきました。近年、家庭や地域の教育力の低下などが指摘される一方で、地域の人々が積極的に学校の活動に協力しようとする動きも出てきています。

本来、教育は、家庭を原点として地域や学校が一体となって社会全体で担うものです。しかし、東日本大震災・原子力災害により多くの県民が避難を余儀なくされており、長期にわたる仮設住宅での生活を強いられています。このような状況だからこそ本県に息づく温かい県民性と互いを支え合う地域社会の絆を再生し、県民総参加による取組を進めることが必要です。

<sup>15</sup> 生きる力……16ページ参照。

<sup>16</sup> 特別支援学校……視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置している学校（学校教育法第72条による）。

<sup>17</sup> 公立大学法人……地方公共団体が設立する法人（地方独立行政法人）のうち、大学の設置・管理の業務を行う法人。

<sup>18</sup> 「地域で共に学び、共に生きる教育」……平成21年9月18日の福島県学校教育審議会答申で示された今後の福島県の特別支援教育が目指す基本理念。就学前の早期から就労に至るまでのそれぞれのライフステージにおける継続した支援、さらに地域における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携した支援が求められる。

このため、「学校、家庭、地域が一体となった教育の実現」を基本目標の1つとして設定し、この目標の実現のため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割分担のもと、連携・協力を進めることができるよう、総合的に家庭や地域での教育を支援します。

また、一人一人が個人として自立し、常にその能力を磨きながら、健康で充実した人生を実現できるよう、だれもが生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を活かして社会貢献や新たな挑戦ができる仕組みづくりなどを推進します。

さらに、ふくしまの豊かな自然に親しみ、次世代に引き継ぐことや、伝統文化を尊重し、それらを保存・継承するための取組を推進し、ふくしまを愛するところを育みます。

これらの観点から、以下の施策を展開します。

- ⑨ 地域全体で子どもたちを教え育てる取組を支援します
- ⑩ 家庭における教育を支援します
- ⑪ 生涯を通して学習し、その成果が生きる環境を整備します
- ⑫ 自然に親しみ、自然を尊重するところをはぐくみます
- ⑬ 地域に根ざした伝統文化を保存・継承し、地域を愛するところをはぐくみます

### (3) 豊かな教育環境の形成

どのような時代にあっても、未来を担う子どもたちをしっかりと育むためには、教員の資質の向上に取り組むことは極めて重要です。また、子どもたちが安全で安心できる環境でさまざまな体験をし、学ぶことができるようにすることは、教育に不可欠な前提条件です。

東日本大震災・原子力災害では、多くの子どもたちが親や家族を失うとともに、多くの学校施設が被災を受けました。他地域での再開を余儀なくされている学校はもとより、一日も早い教育環境の復旧が求められています。

このため、「豊かな教育環境の形成」を基本目標の1つとして設定し、この目標実現のため、適切な人事管理の運用や各種研修の充実により、教員の意欲を高め、その資質の向上を図るとともに、教員が子どもに向き合うことができる環境を実現し、人口減少や少子化などの社会の変化に対応しながら、透明性の高い教育行政を展開します。

また、子どもたちの命を守ることを第一に、関係機関との連携を図りながら、学校の内外における安全・安心な学習環境の整備を促進するとともに、公教育の重要な一翼を担う私立学校については、私学助成等を通し、その振興を図ります。

さらに、文化やスポーツは、人々の暮らしに潤いや生きがいをもたらす、豊かな感性や創造力を持った人づくり、魅力ある地域づくりの原動力になることから、それぞれの地域において身近に文化活動やスポーツ活動に取り組むことができる

環境を整備します。

これらの観点から、以下の施策を展開します。

- ⑭ 教員の資質の向上を図ります
- ⑮ 一人一人の子どもに教員が向き合うことができる環境を整備します
- ⑯ 透明性の高い、開かれた教育を推進します
- ⑰ 安全で安心できる学習環境の整備を促進します
- ⑱ 地域における身近な文化・スポーツ環境を整備します
- ⑲ 私立学校の振興を図ります
- ⑳ 社会情勢や環境の変化に対応した学校づくりを推進します

## IV 基本目標を達成するための取組の基本的方向

### 基本目標 1 知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成

#### 【施策 1】 子どもたちの豊かなところをはぐくみます

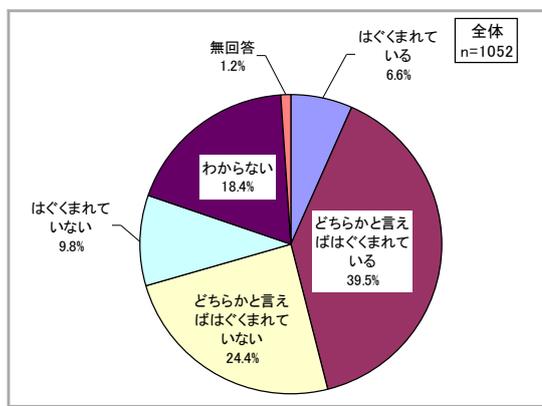
##### 【施策の現状】

他人を思いやることの育成や、「ならぬことはならぬ」という会津藩校日新館の教えが大切にされてきたように、子どもたちの豊かなところを育むことは、いつの時代でも不変の重要な課題です。また、地域の人々の結びつきが弱まり、多様な情報ツールの普及により、人間関係が希薄化する中、子どもたちの社会性の欠如等を危惧する声が高まっています。

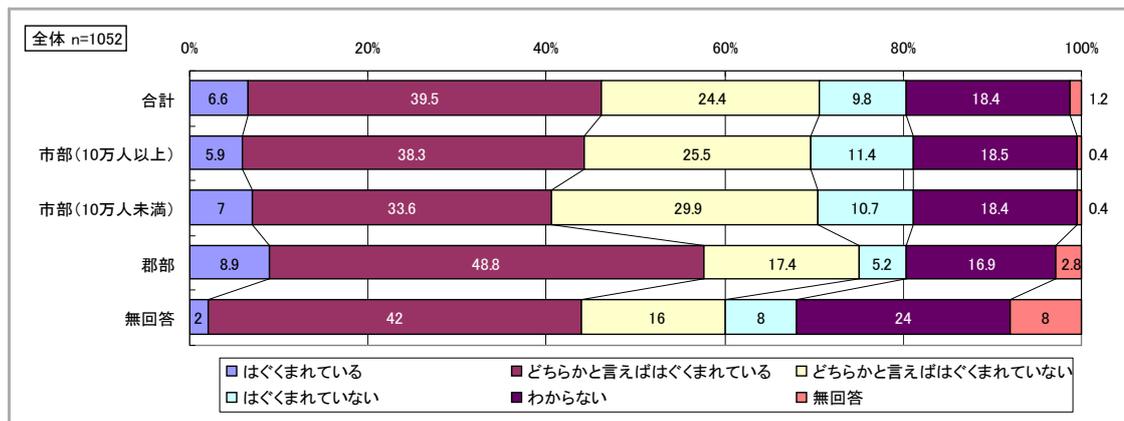
本県においては、これまで道徳教育の充実や体験活動・ボランティア活動の充実等により子どもたちの豊かなところの育成に努めてきたところです。文部科学省の調査によれば、本県は、平成23年度の暴力行為の発生件数及びいじめの認知件数は全国2位の低さ、不登校の出現数が全国3位の低さであり、児童生徒の問題行動等が少ない県であるという結果が出ています。

また、県教育委員会が、平成21年3月に実施した県民アンケート調査（以下、「県民アンケート」という。）では、本県の児童生徒の豊かな人間性や社会性について、約半数が「育まれている」、「どちらかと言えば育まれている」と感じているという結果でした。また、「どちらかと言えば」も含め、育まれていると感じている県民の割合は、市部に比べて、郡部において高いという傾向も分かりました。

〔豊かな人間性や社会性が育まれていると感じる割合（全体）〕

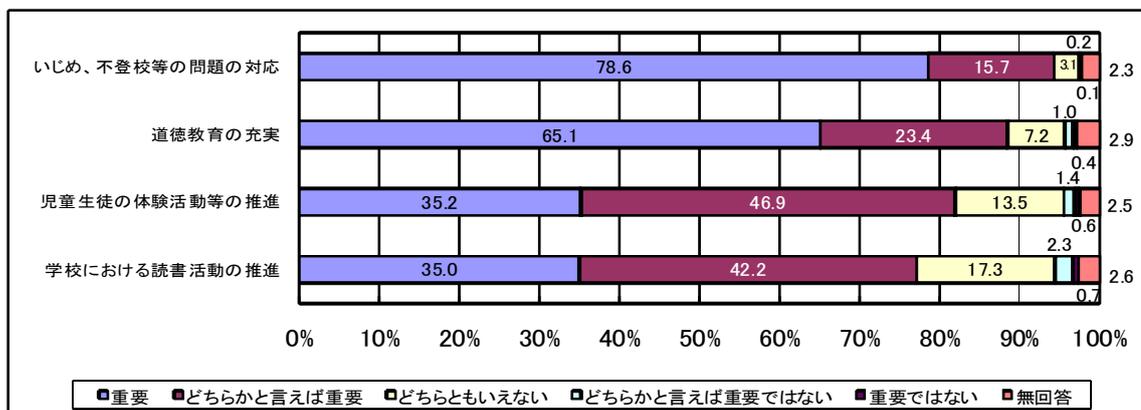


〔豊かな人間性や社会性が育まれていると感じる割合（居住地域・規模別）〕



さらに、「いじめ、不登校等の問題の対応」(94.3%)、「道徳教育の充実」(88.5%)、「児童生徒の体験活動等の推進」(82.1%)、「学校における読書活動の推進」(77.2%)などで、「重要」または「どちらかと言えば重要」と答えた県民の割合が高く、子どもたちの豊かなこころの育成について、県民が特に重視しているという結果が出ています。

#### 〔各施策の今後の重要性について〕



#### 〔東日本大震災・原子力災害を経て〕

東日本大震災・原子力災害により、親や家族を失ったり、多くの県民が長期にわたる避難生活を強いられるなど、本県は未曾有の被害を受けました。このため、親を失った子どもをはじめとして、多くの子どもたちは不安な思いを強めています。

一方で、いのちの尊さや家族の絆の重要性などを改めて考える機会となりました。

#### 【基本的方向性】

- 子どもたちの豊かな情操や規範意識、公共の精神、他を思いやる優しさなどを育む観点から、学校を中心として、家庭や地域と一体となって道徳教育の充実を図るとともに、自然体験や集団宿泊体験などのさまざまな体験活動を進めます。
- いじめ、不登校等の問題の未然防止や早期対応が可能となるよう、少人数教育によるきめ細かな指導や教員の研修を充実するとともに、児童生徒の発達の段階に応じた、いのちやこころを大切にしている性に関する指導の充実や男女共同参画社会<sup>19</sup>の形成に向けた教育を進めます。
- 人間形成の基礎を培う幼児教育を進めるとともに、学校と地域が連携した子どもの読書活動を進めます。

<sup>19</sup> 男女共同参画社会……男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

[東日本大震災・原子力災害を経て]

- ・ 被災して不安な思いを抱えている多くの子どもの心身や生活面について十分な支援を行うとともに、改めて認識した「いのちの尊さ」「家族の絆」などを考えさせる教育を推進します。

【今後の取組】

◇ 道徳教育の充実

各学校における道徳教育を推進する教員を中心とした指導体制づくりや、道徳の時間における多様な指導方法等の工夫、道徳の授業公開の積極的な実施、家庭や地域社会との連携の強化等を行い、地域の伝統や歴史を踏まえながら、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の充実を図ります。

また、東日本大震災を経験した人々を対象にしたエッセイコンテストの実施や、たくましく生き抜く人々の姿を教材化するなど、「いのち」「家族」「絆」をテーマに広く道徳教育を推進します。

◇ 体験活動の推進

児童生徒の発達段階に応じて、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、自然体験活動、集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動、社会奉仕活動、交流活動などを行うことにより、学ぶ意欲や自立心、思いやりのこころ、規範意識などの育成を図ります。

◇ 少人数教育によるきめ細かな指導（関連施策：施策3、施策20）

少人数教育を推進し、教員が子どもたち一人一人に向き合い、子どもたちが抱える課題やその背景を的確に把握し、それらにきめ細かに対応することにより、不登校やいじめ等の未然防止に努めます。

◇ 教育相談体制の整備（関連施策：施策17）

臨床心理に関する高度な専門性を有するスクールカウンセラー<sup>20</sup>の配置や教員の教育相談に関する資質を高めるための研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、子どもたちや保護者の多様化する悩みに対応できる相談体制の整備を推進します。

特に、被災した子どもたちの心のケアや生活のケアに対応するため、県内のすべての公立学校でスクールカウンセラーが活用できるよう、十分な人数を配置するとともに、スクールソーシャルワーカー<sup>21</sup>の配置・活用を推進します。

<sup>20</sup> スクールカウンセラー……臨床心理に関する高度な専門性を有し、生徒指導等に係る課題に対応するため学校に配置された者。

<sup>21</sup> スクールソーシャルワーカー……社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対して、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る者。

- ◇ いのちやこころを大切にする性に関する指導の充実
 

各学校において、いのちやこころを大切にする性に関する指導を通し、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を推進できるよう、教員に対する研修を充実するとともに、関係機関との連携協力のもと、専門家を各学校に派遣する事業を実施することなどにより、適切な意志決定や行動選択ができ、自分や他者を大切にする気持ちを持つところ豊かな児童生徒の育成を進めます。
- ◇ 男女共同参画社会<sup>19</sup>の形成に向けた教育の推進
 

学校教育全体を通して、男女が共に生き、共に学ぶことの大切さを実感できる感性や意識を涵養します。特に、社会科や公民科、家庭科等における学習を通して、男女が相互に協力し家庭や地域の生活を創造していく能力や実践的な態度の育成に努めます。
- ◇ 幼児教育の推進
 

新しい幼稚園教育要領<sup>22</sup>の理念に基づき、幼児の発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園教育課程研究協議会や幼児教育実技研修会等を実施し、小学校就学前の子どもの教育の在り方についての指導力の向上を図ることなどにより、幼児が健やかに成長できるよう、幼児教育を支援します。
- ◇ 子どもの読書活動の推進（関連施策：施策9）
 

子どもに読書の楽しさを実感させ、生涯にわたる望ましい読書習慣を形成させるために、「子ども読書活動推進計画<sup>23</sup>」をもとに学校図書館と公共図書館<sup>24</sup>の連携を促進するなど、家庭、地域、学校等の連携による子どもの読書活動を進めます。
- ◇ 豊かなこころを育成するための普及啓発活動の推進
 

子どもたちの規範意識の向上や「豊かなこころ」の育成のため、広く県民と共に社会における基本的なルール等の普及啓発に努めます。

<sup>19</sup> 男女共同参画社会…… 21 ページ参照。

<sup>22</sup> 幼稚園教育要領……全国どこの幼稚園で教育を受けても一定の教育水準を確保するために文部科学省が定めているもので、幼稚園での活動内容のもとになるもの。新しい幼稚園教育要領は平成20年3月に公示され、平成21年度から全面実施されている。

<sup>23</sup> 子ども読書活動推進計画……子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日公布）第9条に基づき、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができる環境を整備するため、各地方公共団体が策定する計画。

本県においては、平成22年度を初年度とする第2次計画を策定した。

<sup>24</sup> 公共図書館……地方公共団体や法人等が設置する図書館。

## 〔施策1 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
「道徳の時間」の授業を公開している小学校の割合（公立小学校）	H20年度 79.6%	H28年度 100%	調査サイクル4年
体験活動・ボランティア活動の実施状況（時間）（公立小学校）	H23年度 220時間 （参考 H22年度 265時間）	H32年度 増加を目指す	モニタリング指標
いじめの認知件数（国公立小・中・高・特別支援学校 <sup>16</sup> ）	H23年度 175件 （参考 H22年度 232件）	H32年度 適切に対応する	モニタリング指標
いじめの解消率（国公立小・中・高・特別支援学校）	H23年度 92.6% （H23年度より）	H25年度 100%	
暴力行為の発生件数（国公立小・中・高等学校）	H23年度 202件 （参考 H22年度 214件）	H32年度 減少を目指す	モニタリング指標
不登校の件数（国公立小・中学校）	H23年度 1,491件 （参考 H22年度 1,575件）	H32年度 940件以下	
スクールカウンセラー <sup>20</sup> が効果を上げているとする学校の割合（公立小・中・高等学校）	H24年度 67.0% （H24年度より）	H32年度 100%	※「そう思う」「どちらか」というと「そう思う」のうち、後者は含まない。
「性に関する指導」の手引活用率（公立幼・小・中・高・特別支援学校）	H24年度 87.2% （参考 H22年度 89.0%）	H26年度 100%	
公立幼稚園における小学校との連携活動実施率	H23年度 96.7% （参考 H22年度 95.2%）	H26年度 100%	
公立幼稚園における子育て支援事業実施率	H23年度 70.0% （参考 H22年度 87.8%）	H32年度 上昇を目指す	モニタリング指標
市町村における「子ども読書活動推進計画 <sup>23</sup> 」の策定状況（%）	H23年度 61.0% （参考 H22年度 48.0%）	H32年度 90.0%以上	
本を1か月に一冊以上読んだ児童生徒の割合（公立小・中学校）	H23年度 （参考 H22年度） 小学校 98.1% (98.3%) 中学校 83.6% (83.9%)	H26年度 小学校 100% 中学校 90.0%以上	

<sup>16</sup> 特別支援学校……17ページ参照。<sup>20</sup> スクールカウンセラー……22ページ参照。<sup>23</sup> 子ども読書活動推進計画……23ページ参照。

## 【施策2】 子どもたちの健やかな体をはぐくみます

### 【施策の現状】

一人一人の子どもたちが生涯を通して生き生きとした生活を送るためには、心身ともに健やかに成長していくことが大切です。

本県ではこれまで、体力の向上・健康の増進、食育<sup>25</sup>の推進等に関する取組を進め、子どもたちの健やかな体の育成に努めてきたところです。

しかし、全国的な傾向と同様に、本県においても、子どもたちの体力が長期的な低下傾向にあり、運動に興味を持ち活発に運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向が見られます。

また、本県の朝食欠食率や孤食<sup>26</sup>の割合は全国平均よりも低い状況ですが、学年が進むにつれて増加傾向にあるなど、本県においても望ましい食習慣や生活リズムが身につけていない現状があり、すべての学校種で肥満傾向児<sup>27</sup>の出現率及びむし歯被患率が全国平均を上

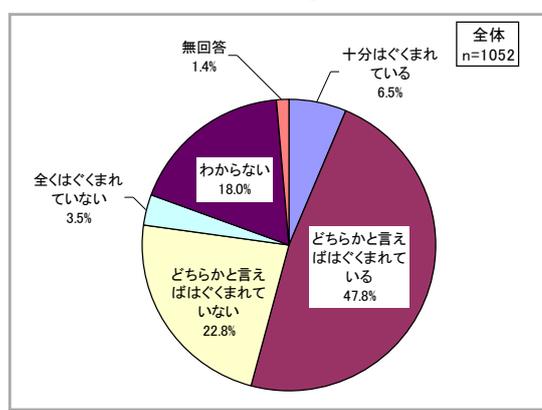
回っています。

県民アンケートでは、本県の児童生徒の健やかな体の育成について、半数以上が、「十分育まれている」、「どちらかと言えば育まれている」と感じているという結果でした。

また、児童生徒の「体力・運動能力の向上」(88.0%)、「健康増進への取組」(84.0%)、「健全な食生活の実践」(80.6%)などで、「重要」または「どちらかと言えば重要」と答えた県民の

割合が高く、子どもたちの健やかな体の育成について、県民が特に重視しているという結果が出ています。

〔健やかな体が育まれていると感じる割合（全体）〕



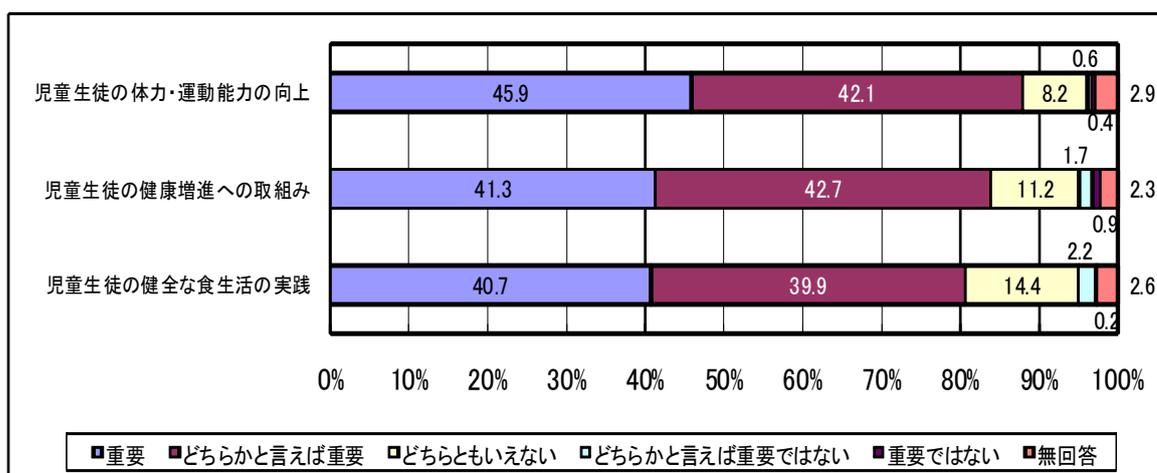
<sup>25</sup> 食育……食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。本県の「ふくしまっ子食育指針」では、学校における食育を子どもたちが生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、家庭や地域との連携のもと、教育活動全体を通して、自ら望ましい食生活を実践していく力（食べる力）や感謝の心、郷土愛等を身につけていくことと捉えている。

<sup>26</sup> 孤食……家庭において、個人の意思に関わらず一人で食事をとること。特に、食事の際に孤独を感じてしまう「寂しい食事」のこと。

<sup>27</sup> 肥満傾向児……性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者。

肥満度＝(実測体重－身長別標準体重)／身長別標準体重×100%

## 〔各施策の今後の重要性について〕



## 〔東日本大震災・原子力災害を経て〕

被災による避難生活や、原子力災害に伴う屋外活動の制限により、子どもたちの心身の発育・発達への影響が表れています。現在では、校庭の除染<sup>28</sup>等によって通常時に近い屋外活動ができるようになってはいますが、体力・運動能力の向上に努めていく必要があります。

また、放射線の人体への影響に対する関心が高まっており、食育<sup>25</sup>において正しい知識やそれに基づいた判断力や行動力を身につけさせることが必要となっています。

## 【基本的方向性】

- 子どもたちの体力・運動能力を向上させ、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成するため、外部指導者の活用などにより教科体育及び運動部活動の充実を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブ<sup>29</sup>やスポーツ少年団などの地域のスポーツ団体との連携を図るとともに、地域のスポーツ団体による学校への協力・支援体制づくりを進めます。
- 栄養バランスのとれた食事をとるなどの望ましい食習慣や食生活を実践していく力や感謝のこころを育む食育を学校、家庭、地域との協働により推進します。
- 児童生徒が自ら生涯にわたり健康の保持増進を図ることができるよう、健康教育を推進します。

<sup>25</sup> 食育…… 25 ページ参照。

<sup>28</sup> 除染……放射性物質による汚染を除去すること。

<sup>29</sup> 総合型地域スポーツクラブ……地域の住民誰もが生涯を通してスポーツに親しめるよう、近隣の学校や公共スポーツ施設等を活用しながら、複数種目の構成のもと、自主的に運営・活動している非営利団体。

[東日本大震災・原子力災害を経て]

- ・ 震災等による心身の発育・発達への影響や体力・運動能力への影響に対する取組及び放射線と食の安全性や健康課題についての学習活動を推進します。  
また、関係機関と連携しながら、子どもたちの健康を守る教育を推進します。

【今後の取組】

- ◇ 体力の向上に関する取組の充実  
本県独自に開発した運動身体づくりプログラム<sup>30</sup>の普及や、教員の指導力を高める講習会等の開催、専門的指導者の派遣等により、体育の授業、運動部活動等の充実を図ります。
- ◇ 地域スポーツ団体に対する活動支援  
総合型地域スポーツクラブ<sup>29</sup>や各種スポーツ団体の活動を支援するなど、身近なところでスポーツに触れ親しむことのできる場の整備に努めます。
- ◇ 地域のスポーツ団体による学校への協力・支援体制づくり  
地域のスポーツ団体と協力しながら、学校への効果的な地域のスポーツ指導者の派遣を行う支援体制づくりを進めます。  
特に、平成24年度から中学校において必修となった武道・ダンスの授業への指導者の派遣に重点を置き、授業の充実を図ります。
- ◇ 食育<sup>25</sup>の推進  
「ふくしまっ子食育指針」<sup>31</sup>に基づき、栄養教諭<sup>32</sup>や食育推進コーディネーター<sup>33</sup>を中心として、学校における食育の推進体制を整備するとともに、「食べる力」（自ら望ましい食生活を実践していく力）や「感謝のこころ」、「郷土愛」を育成することができるよう、各教科等の関連を図るとともに、学校給食に対する保護者の関心を高めるなどにより、家庭、地域、関係機関の連携のもと教育活動全体を通して、系統性・一貫性のある食育を推進します。  
また、学校給食への地場産物の活用を図る市町村の取組を支援するとともに、放射線と食の安全についての正しい知識と、それに基づく判断力、行動力を育成するため、放射線教育との関連を図り、食育の充実に努めます。

<sup>25</sup> 食育……25ページ参照。

<sup>29</sup> 総合型地域スポーツクラブ……26ページ参照。

<sup>30</sup> 運動身体づくりプログラム……体育の授業の中で各種の動きを楽しみながら体力の向上を図るためのプログラム。福島県教育委員会が福島大学と連携し、主に小学校用として平成18年度に作成した。

<sup>31</sup> ふくしまっ子食育指針……平成19年3月、県教育委員会が定めた、本県の学校における食育推進の方向性を示したもの。基本的な考え方や目標、発達段階に応じた望ましい食に関する行動指標、学校における食育推進上のポイント等が記載されている。

<sup>32</sup> 栄養教諭……学校給食の管理や児童生徒への食に関する指導などを行う教職員。本県では平成19年度より配置されている。

<sup>33</sup> 食育推進コーディネーター……小・中学校、高等学校及び特別支援学校における食育を、各学校の中心となって推進する教職員。本県の各学校においては、平成20年度より校務分掌に位置付けられている。

## ◇ 健康教育の推進

肥満やう歯、性とこころなど本県の健康課題について、児童生徒が正しい知識を身につけ、自ら判断・実践し、生涯にわたって健康を保持増進できるよう、家庭や地域、学校医や関係機関等との連携を図り、学校教育活動全体で健康教育を推進します。

特に、放射線の影響による健康への不安が課題となっていることから、放射線と健康課題などの学習を通じて、正しい知識やそれに基づく判断力を身につけさせます。(関連施策3)

## 〔施策2 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(公立小・中学校)	H24年度 (参考 H22年度) 小5男子 96.9 (99.1) 小5女子 99.3 (101.0) 中2男子 99.8 (98.2) 中2女子 98.3 (97.4)	H32年度 小5男子 101.0以上 小5女子 102.5以上 中2男子 101.5以上 中2女子 101.0以上	平成20年度の全国平均値を100とした場合の数値
運動部加入率(公立中学校、県立高等学校全日課程)	H24年度 (参考 H22年度) 高校生 48.5% (46.6%) 中学生 76.0% (76.4%)	H32年度 高校生 上昇を目指す 中学生 上昇を目指す	モニタリング指標 モニタリング指標
朝食を食べる児童生徒の割合(公立幼・小・中・高・特別支援学校 <sup>16)</sup> )	H24年度 96.7% (参考 H22年度 96.3%)	H32年度 97.2%以上	
学校給食における地場産物活用割合(学校給食を実施している公立幼・小・中・高・特別支援学校)	H24年度 18.3% (参考 H22年度 36.1%)	H32年度 上昇を目指す	モニタリング指標
小学校児童の栄養不良や肥満、やせ傾向(栄養状態 <sup>34)</sup> の割合(公私立小学校)	H24年度 3.2% (参考 H22年度 2.7%)	H32年度 低下を目指す	モニタリング指標
12歳児の一人平均むし歯数	H24年度 1.5本 (参考 H22年度 1.7本)	H32年度 1.1本以下	

<sup>16</sup> 特別支援学校……17ページ参照。

<sup>34</sup> 栄養状態……定期健康診断等において、学校医が子どもの皮膚の色や光沢、貧血の有無、皮下脂肪厚、筋肉や骨格の発達程度等について視診又は触診することによって、栄養不良や肥満、やせ傾向を判断する検査項目の1つ。

### 【施策3】 子どもたちの生き抜く力を支える「確かな学力」を身につけさせます

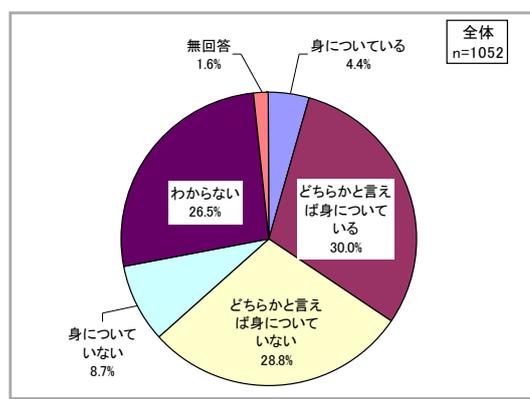
#### 【施策の現状】

子どもたちが将来、社会の一員として自立して生き、社会の発展を支えるためには、自ら学び自ら考える力とそれを支える幅広い知識や教養が不可欠であり、知識基盤社会<sup>14</sup>の進展につれ、その重要性は増しています。

本県においては、新学習指導要領<sup>35</sup>の着実な実施を図りつつ、各種施策により、子どもたちの学力向上に取り組み、進学や就職などの進路希望実現に努めているところです。文部科学省の全国学力・学習状況調査<sup>36</sup>結果によると、知識・技能のより確実な定着と、これらを活用して課題を解決する力を育成することが課題となっています。

〔確かな学力が身についていると感じる割合（全体）〕

県民アンケートでは、本県の児童生徒の「確かな学力」について、「身についている」、「どちらかと言えば身についている」を合わせた割合が34.4%であったのに対し、「身につけていない」、「どちらかといえば身につけていない」を合わせた割合が37.5%で、身につけていないと感じている県民がやや多いという結果でした。



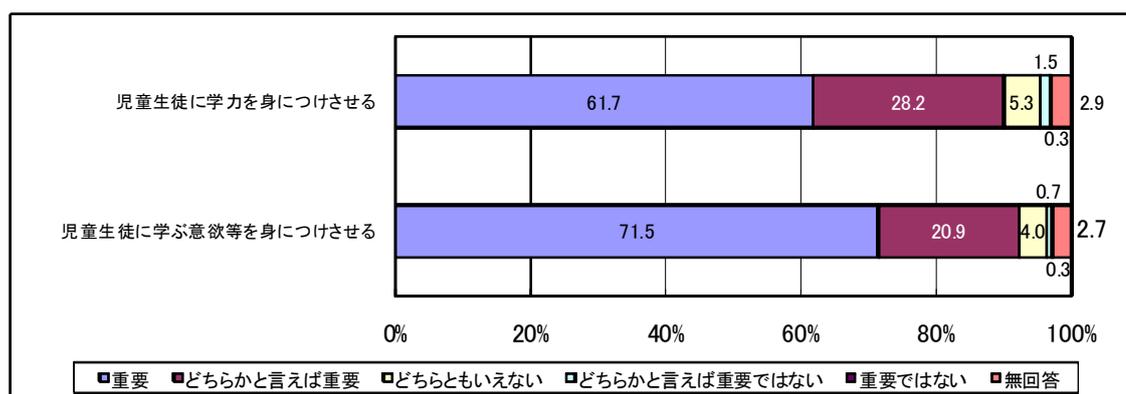
また、「児童生徒に学ぶ意欲等を身につけさせる」、「児童生徒に学力を身につけさせる」などの施策に対して、「重要」または「どちらかと言えば重要」と答えた県民の割合はそれぞれ92.4%、89.9%で、児童生徒に「確かな学力」を身につけさせることについて、県民が特に重視しているという結果が出ています。

<sup>14</sup> 知識基盤社会……16ページ参照。

<sup>35</sup> 新学習指導要領……学習指導要領は、全国どこの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するために、文部科学省が各教科等の目標や内容などを定めているもので、教科書や学校での指導内容のもとになるもの。新たな学習指導要領については、小・中学校は平成20年3月に、高等学校及び特別支援学校は平成21年3月に公示された。小学校及び特別支援学校小学部は平成23年度から、中学校及び特別支援学校中学部は平成24年度から、高等学校及び特別支援学校高等部は平成25年度入学生からそれぞれ全面実施された。

<sup>36</sup> 全国学力・学習状況調査……義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として、小学校第6学年、中学校第3学年の児童生徒を対象に、平成19年度から文部科学省で実施している調査。平成19～21年度は悉皆調査で実施、平成22、24年度は抽出調査で実施した（平成23年度は震災により実施見送り）。

## 〔各施策の今後の重要性について〕



## 〔東日本大震災・原子力災害を経て〕

東日本大震災・原子力災害による被害や、長引く避難生活が子どもたちの学力に与える影響が懸念されています。

また、原子力災害による放射性物質の拡散により、放射線に対する不安が高まっており、正しい知識の普及が必要です。

一方で、本県の復興と将来の発展のために、今般の震災等によって得られた教訓の継承や、新しい産業・医療の担い手の育成が求められています。

## 【基本的方向性】

- 児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、知識・技能を活用する基盤となる言語に関する能力を育むため、読書活動も含めて言語活動の一層の充実を図ります。
- 小・中学校においては、本県が全国に先駆けて実施している少人数教育の効果的な活用を図りながら、学力向上の基盤となる学習習慣の確立を図るとともに、児童生徒の学力の実態を踏まえて学習指導の改善に取り組みます。  
高等学校においては、生徒一人一人の進学や就職などの進路希望を実現するため、より高度な知識・技能の習得とそれを活用する能力を高めます。
- 知識基盤社会<sup>14</sup>において重要な科学技術に対する関心と基礎的素養を高めるため、新学習指導要領<sup>35</sup>による理科教育への対応や算数・数学における応用力の強化を図ることなどにより、科学技術の土台となる理数教育を推進します。
- 過疎・中山間地域の学校における学習指導及びICT<sup>37</sup>活用による学習環境の充実を進めます。

<sup>14</sup> 知識基盤社会……16ページ参照。

<sup>35</sup> 新学習指導要領……29ページ参照。

<sup>37</sup> ICT……Information and Communication Technologyの略。コンピュータやインターネットなどの情報コミュニケーション技術。

## [東日本大震災・原子力災害を経て]

- ・ 被災した児童生徒の学習活動に遅れが出ることを防ぐよう、十分な支援を行います。

また、学校において、放射線の性質や放射線からの防護等の方法など基本的な知識の普及を図るとともに、災害時に適切に判断して行動できるような生き抜く力の育成を図ります。

さらに、本県の子どもたちが将来、最先端の医学やエネルギー研究などを担えるよう理数教育などを推進します。

## 【今後の取組】

- ◇ 少人数教育によるきめ細かな指導（関連施策：施策1、施策20）

小・中学校の「確かな学力」の向上を図るため、少人数学級とチーム・ティーチング<sup>38</sup>や習熟度別指導等の効果的な組み合わせを促進するなど、少人数教育の充実を図ります。

高等学校においては、少人数指導や習熟度別指導による、個に応じたきめ細かな教育を推進します。

特に、被災した児童生徒が在籍する学校については、学習上の遅れが生ずることのないよう、教員を適切に配置して手厚い支援を行います。

- ◇ 言語に関する能力の育成

知的活動やコミュニケーションなどの基盤となる言語に関する能力の育成を図るため、すべての教科等において子どもたちの言語活動を充実させるとともに、学校における読書活動を推進します。

- ◇ 学力向上のための取組

教員の指導力向上に取り組むとともに、新学習指導要領<sup>35</sup>の趣旨を踏まえ、その円滑な実施に取り組むこと等により、授業のさらなる充実を図ります。また、小・中学校においては、学校と家庭が連携して学習習慣の確立に努めるとともに、全国学力・学習状況調査<sup>36</sup>結果の分析などを通して、基本的な生活習慣を身につけさせることに配慮し、サポートティーチャー<sup>39</sup>の派遣などを含めた学習指導のさらなる改善に取り組めます。さらに、本県独自で児童生徒の学力や学習状況を調査することにより、学習指導要領の定着度、学習上の問題点や改善点を明らかにし、本県児童生徒の学力向上を目指します。

高等学校においては、生徒一人一人の進路希望実現のため、確かな学力を身につけさせるとともに、社会人としての基礎力を育成し、学習意欲や知的探究心の向上等を図る各学校の取組を支援します。

<sup>35</sup> 新学習指導要領……29ページ参照。

<sup>36</sup> 全国学力・学習状況調査……29ページ参照。

<sup>38</sup> チーム・ティーチング……教室で複数の指導者が協力して授業を行う形式。

<sup>39</sup> サポートティーチャー……大学生や退職教員など、放課後や長期休業中などに相談活動や学習支援を行い、教員を補助する者。

## ◇ 理数教育の推進

理科や算数・数学についての授業改善を図ることなどにより、理科や算数・数学に対する興味・関心を高め、科学的・数学的な思考力の育成を図ります。また、子どもたちが将来、再生可能エネルギー<sup>11</sup>の研究開発や放射線医学などを担うことができるよう、大学等との連携のもと、最先端の科学技術に関する講義を実施したり、課題研究などの探究的な学習活動を推進したりするなどして科学技術の基盤となる理数教育の充実を図ります。さらに、各小・中学校における理数教育の充実に向け、各地域の中核となる指導者を養成し、その活用を図ります。

## ◇ 過疎・中山間地域の学習指導及び学習環境の充実

インターネットを活用した学習サポートシステム<sup>40</sup>を整備することや、経験豊かな教員の配置に努めることなどにより、過疎・中山間地域の学習指導及び学習環境の充実を図ります。

## ◇ 放射線教育の推進

国の作成した副読本に加え、今般の原子力災害を踏まえた本県独自の指導資料の作成・配付や研修会等の実施により、児童生徒の発達段階に応じた放射線から身を守る方法等に関する放射線教育を推進し、科学的な知識とそれに基づく判断力・行動力を身につけさせます。

## ◇ 防災教育の推進

自分たちを取り巻く身近な自然環境、災害や防災についての正しい知識を身につけさせるとともに、災害発生時における危険を理解し、自ら考え判断し、行動する力を育成するなど、防災教育の充実を図ります。

---

<sup>11</sup> 再生可能エネルギー…… 8 ページ参照。

<sup>40</sup> 学習サポートシステム……学習意欲と学力の向上を図るため、インターネット回線を利用した複数校同時授業やパソコン等による音声・動画を使用した教材による学習方法。

## 〔施策3 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
全国学力・学習状況調査 <sup>36</sup> で授業が分かると回答した児童生徒の割合（公立小6・中3）	H24年度 74.5% (参考 H22年度 73.6%)	H32年度 上昇を目指す	モニタリング指標
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合（公立小6・中3）	H24年度 (参考 H22年度) 小学校国語 99.7%(99.4) 小学校算数 97.7%(97.0) 小学校理科 101.3%(－) 中学校国語 101.9%(99.7) 中学校数学 98.7%(96.8) 中学校理科 102.4%(－)	H32年度 小学校国語 103.0% 小学校算数 102.0% 小学校理科 103.0% 中学校国語 103.0% 中学校数学 102.0% 中学校理科 103.0%	
大学等進学希望者に占める国公立大学の合格者の割合（県立高等学校全日制・定時制課程）	H23年度 24.6% (参考 H22年度 24.9%)	H32年度 27.2%以上	
大学等進学率（県立・私立高等学校全日制・定時制課程）	H23年度 43.1% (参考 H22年度 42.3%)	H32年度 上昇を目指す	モニタリング指標
大学等進学希望者の進学率（県立高等学校全日制・定時制課程）	H23年度 92.4% (参考 H22年度 91.2%)	H32年度 上昇を目指す	モニタリング指標
平日の家庭学習が1時間以上の児童生徒の割合（公立小6・中3）	H24年度 (参考 H22年度) 小学6年 67.6%(66.0) 中学3年 71.4%(66.9)	H32年度 小学6年 70.0%以上 中学3年 75.0%以上	
放射線教育に係る授業を実施した学校の割合（公立小・中学校）	H24年度 100% (H24年度より)	H25年度 100%	
防災教育に係る授業（避難訓練を除く）を実施した学校の割合（公立小・中学校）	H24年度 96.0% (H24年度より)	H25年度 100%	

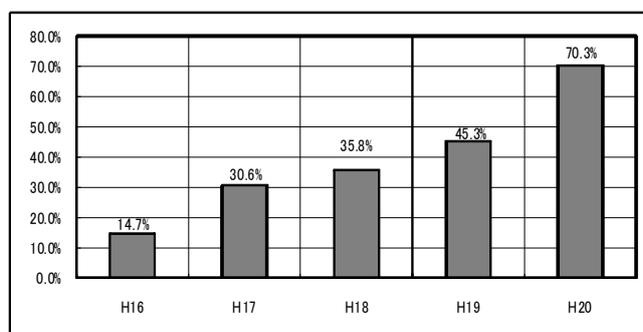
<sup>36</sup> 全国学力・学習状況調査……29ページ参照。

## 【施策4】 望ましい勤労観・職業観をはぐくみます

### 【施策の現状】

高度情報化や国際化などさまざまな分野において急激に変化する現代社会では、子どもたちが将来、社会人・職業人として自立することができるよう、主体的に進路を選択・決定する能力や勤労観・職業観などを育むことが重要です。

〔小学校職場見学実施率（福島県）〕



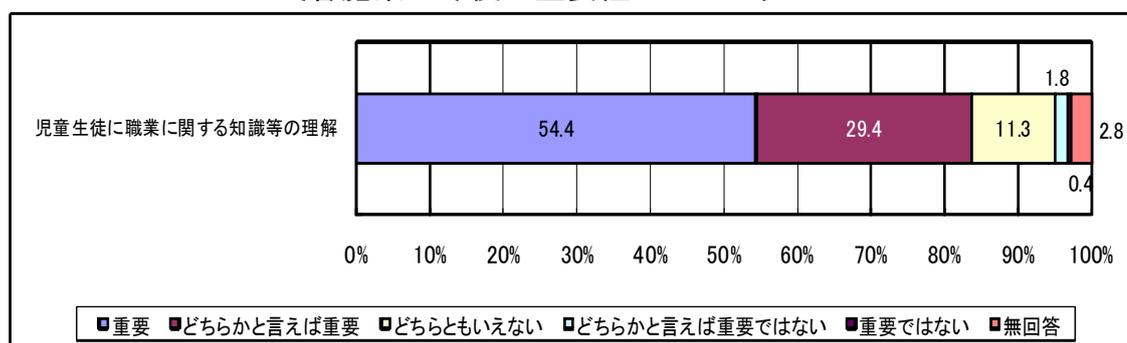
本県ではこれまでに、キャリア教育<sup>41</sup>の全県的な推進と指導者養成をねらいとした教員の研修を実施するとともに、キャリア教育の核となる体験活動を充実させるため、小・中学校にあっては職場見学や職場体験を、高等学校にあってはインターン

シップ<sup>42</sup>を推進してきました。東日本大震災・原子力災害により職場体験ができなかった学校があったものの、公立中学校の職場体験実施率は、78.9%となっています。なお、平成23年度の公立高等学校におけるインターンシップ実施率（福島県63.2%、全国平均77.2%）は震災等の影響により前年度に比べて10.8ポイント減少しています。

新規高卒者の就職内定率と県内就職率は、景気の動向により左右されるものですが、平成24年3月においては、就職内定率は、97.3%（文部科学省調べ）、県内就職率は、70.3%（福島県教育庁高校教育課調べ）となっています。

県民アンケートでは、「児童生徒に職業に関する知識等の理解」が「重要」あるいは「どちらかと言えば重要」と答えた割合が8割を超えており、子どもたちに望ましい勤労観・職業観を身につけさせることについて、県民が特に重視しているという結果が出ています。

### 〔各施策の今後の重要性について〕



<sup>41</sup> キャリア教育……児童生徒一人一人に望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育のこと。

<sup>42</sup> インターンシップ……生徒や学生が在学中に企業等において就業体験をすること。

## 【基本的方向性】

- ・ 児童生徒が自己の在り方や生き方についての自覚を深め、社会に貢献しようとする態度を身につけ、将来充実した職業生活を送ることができるようにするため、小学校段階からの計画的・継続的なキャリア教育<sup>41</sup>の取組を推進します。
- ・ 専門高校<sup>43</sup>が地域と連携し、地域産業の振興を担う人づくりに努めるなど、専門高校における職業教育<sup>44</sup>を推進します。

## 【今後の取組】

## ◇ 教育活動全体を通じたキャリア教育の推進

他者と関わる力であるコミュニケーション能力の育成や、学ぶこと・働くことの意義を理解させるなど、教育活動全体を通して、勤労観・職業観の醸成・育成に努めるとともに、基礎的・汎用的能力<sup>45</sup>の育成など、一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な能力や態度の育成を図ります。

さらに、小・中・高等学校それぞれの発達段階に応じ、一貫したキャリア教育の一層の充実を推進します。

## ◇ 職場体験活動の推進

小・中学校において、発達の段階に応じて職業や仕事についての理解と自己の可能性や適性についての理解を深めることができるよう、職場見学や職場体験の推進を図ります。

---

<sup>41</sup> キャリア教育…… 34 ページ参照。

<sup>43</sup> 専門高校……農業科、工業科、商業科などの職業教育を主とする学科などを置く高等学校。

<sup>44</sup> 職業教育……一定の又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、態度をはぐくむ教育。  
農業高校、工業高校、商業高校などで行われている教育のこと。

<sup>45</sup> 基礎的・汎用的能力……一人一人の社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる能力で、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成される。

◇ インターンシップ<sup>42</sup>等の推進

高等学校においては、自己の能力や適性等を踏まえて適切な進路選択・決定ができるようインターンシップの推進を図るため、地元企業など実習先となる事業所の開拓に努めるとともに、就職促進支援員などの配置により、生徒の就職希望が実現するよう支援します。

また、学校での学習と企業での実習を組み合わせ、より実践的な知識・技能を身につけさせるデュアルシステム<sup>46</sup>の活用を図ります。

さらに、将来の地域医療を担う人づくりを進めるため、公立大学法人<sup>17</sup>福島県立医科大学（以下、「県立医科大学」という。）、市町村や地域の医療機関等と連携し、医学と地域医療に対する関心を高め、医学部進学希望の実現を図ります。

◇ 専門高校<sup>43</sup>における職業教育<sup>44</sup>の推進

地域産業の振興を担う人づくりを進めるため、専門高校においては、教員を企業等に派遣し指導力の向上を図るとともに、地域の技術者等を講師とした実習等を通して生徒の実践的な知識や技能の向上を図るなど、地域や関係機関と連携した職業教育を推進します。

## 〔施策4 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
県立高校生の就職決定率 (県立高等学校全日制・定時制課程)	H23年度 97.6% (参考 H22年度 94.7%)	H25年度 100%	
新規高卒者の県内就職率 (県立・私立高等学校全日制・定時制課程)	H23年度 71.3% (参考 H22年度 77.5%)	H32年度 86.0%以上	
県内企業に就職した高卒者の離職率 (県立・私立高等学校全日制・定時制課程)	H23年度 40.3% (参考 H22年度 41.7%)	H25年度 40.3%以下	新規高卒者の3年以内の離職率
インターンシップ実施校の割合 (県立高等学校全日制・定時制課程)	H23年度 63.2% (参考 H22年度 74.2%)	H32年度 80.0%以上	
県立工業高校のジュニアマイスター <sup>47</sup> 認定者数	H23年度 194人 (参考 H22年度 241人)	H26年度 250人以上	

<sup>17</sup> 公立大学法人……17ページ参照。

<sup>42</sup> インターンシップ……34ページ参照。

<sup>43</sup> 専門高校……35ページ参照。

<sup>44</sup> 職業教育……35ページ参照。

<sup>46</sup> デュアルシステム……企業での実習と学校での講義等の教育を組み合わせることで実施することにより、若者等により実践的な技能・技術等を身につけさせる仕組み。

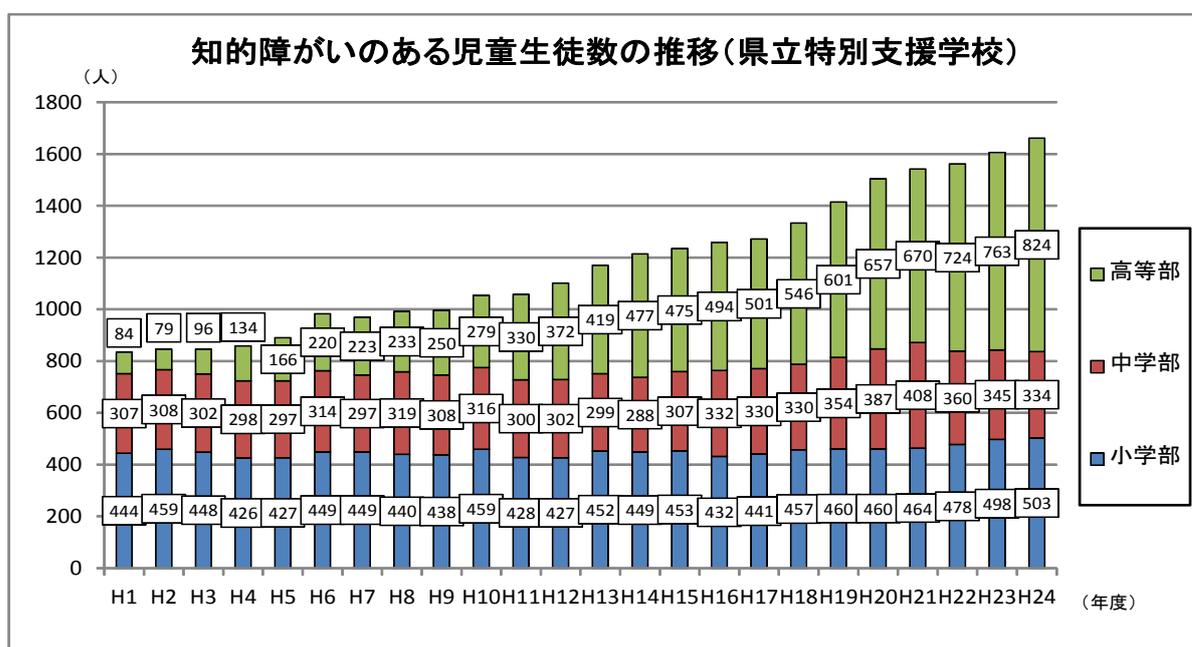
<sup>47</sup> ジュニアマイスター……将来の仕事や学業に必要とされる国家職業資格や各種検定、及び各種コンテストの入賞実績を点数化し、30点以上を「シルバー」、45点以上を「ゴールド」として全国工業高等学校長協会が認定する顕彰制度。

**【施策5】 障がいのある子どもたちが「地域で共に学び、共に生きる教育」<sup>18</sup>を推進します**

**【施策の現状】**

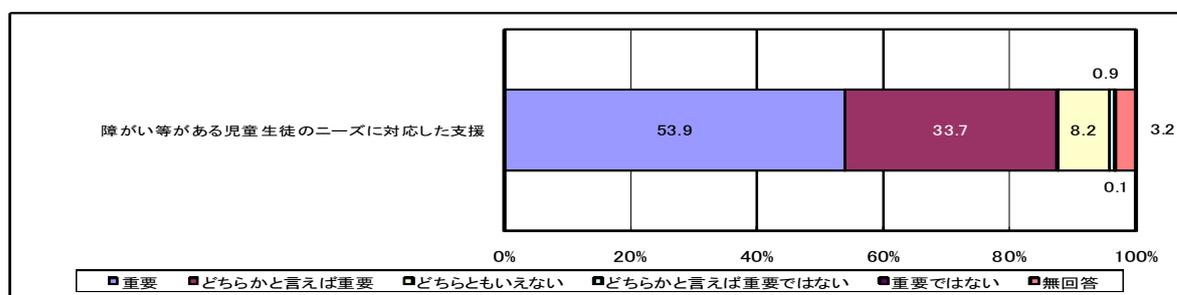
本県では、「共に学ぶ」理念のもと、障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に学ぶための環境づくりを推進してきました。このような中で、保護者は障がいのある子どもたちにできる限り生活している地域で教育を受けさせたいと望むとともに、将来の自立につながるよう就労支援等の専門的な教育も望んでいます。

また、全国的な傾向と同様に、本県においても特別支援学校<sup>16</sup>の小・中学部の半数以上の児童生徒に重複障がいがあり、知的障がいのある高等部生徒が年々増加しています。



県民アンケートでは、「障がい等がある児童生徒のニーズに対応した支援」について、「重要」または「どちらかと言えば重要」と答えた県民の割合は、87.6%と高く、障がいのある子どもたちへの支援について、県民が特に重視しているという結果が出ています。

**〔各施策の今後の重要性について〕**



<sup>16</sup> 特別支援学校…… 17ページ参照。

<sup>18</sup> 「地域で共に学び、共に生きる教育」…… 17ページ参照。

## [東日本大震災・原子力災害を経て]

東日本大震災・原子力災害は、本県の子どもたちの心に深い傷を残しました。すべての子どもたちに対するケアが必要とされている中で、避難した子どもを含め、障がいのある子どもたちへのきめ細かな教育相談と手厚い支援が求められています。

## 【基本的方向性】

- ・ 障がいのある子どもたちが、就学前、在学中、さらには卒業後において、一貫した支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携を深めることなどにより、地域で「共に生きる」ことができる体制の整備を進めます。
- ・ 障がいのある子どもが、一人一人のニーズに応じて、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校<sup>16</sup>において学ぶことができるよう、教員の専門性の向上、校内支援体制の整備・充実、すべての保護者に対する特別支援教育への理解の促進などにより、各学校における「共に学ぶ」環境づくりを進めます。

## [東日本大震災・原子力災害を経て]

- ・ 震災等による不安を抱えている障がいのある子どもたちへの心のケア等を進めるとともに、就学を含めた教育相談の充実を図ります。また、震災等の影響による雇用状況の変化を踏まえた進路指導を推進します。

---

<sup>16</sup> 特別支援学校…… 17 ページ参照。

## 【今後の取組】

◇ 地域におけるインクルーシブ教育システム<sup>48</sup>の構築と理解啓発の促進  
市町村教育委員会における特別支援連携協議会<sup>49</sup>の設置を支援することなどにより、特別支援教育に対する地域の支援体制の整備・充実に努めます。

市町村教育委員会が、インクルーシブ教育システムの構築に向けて関係機関と連携して「個別の教育支援計画<sup>50</sup>」を早期から作成し、それを踏まえて就学先を総合的に判断することができるよう支援します。また、発達段階に応じて、各学校間で「個別の教育支援計画」を引き継ぎ、障がいのある子どもたちが就学前から一貫した支援を受けることができるよう、その取組を促進します。

さらに、各学校において、障がいのある子どもと障がいのない子ども及び地域の人々との「交流及び共同学習」の取組を促すとともに、保護者に対して「地域で共に学び、共に生きる教育」<sup>18</sup>の理解啓発を図ります。

特に、震災等による不安を抱えている、障がいのある子どもたちへの心のケア等を含めた支援を行うため、外部専門家を活用し、より専門性の高い教育の充実に努めます。また、子どもたちや市町村の状況を踏まえ、市町村教育委員会や関係機関と連携した就学や就労等に向けた支援を推進します。

---

<sup>18</sup> 「地域で共に学び、共に生きる教育」……17ページ参照。

<sup>48</sup> インクルーシブ教育システム……「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進に向け、障がいのある子どもとない子どもが地域において教育的ニーズに応じて適切な教育を受けることができる仕組み。

<sup>49</sup> 特別支援連携協議会……障がいのある子どもやその保護者への相談支援にかかわる医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携協力を円滑にするネットワークとして設置される協議会。

<sup>50</sup> 個別の教育支援計画……障がいのある人の乳幼児期から学校卒業後までの各ライフステージにおいて、一貫して的確な支援を行うことを目的として、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して策定する計画（「個別の支援計画」）のうち、学校などの教育機関が中心となって策定するもの。

- ◇ 小・中学校における特別支援教育の充実
 

特別支援学級の設置等、市町村教育委員会における「共に学ぶ」環境の整備を支援します。また、特別支援学校<sup>16</sup>のセンター的機能<sup>51</sup>の活用を促し、各学校における特別支援教育コーディネーター<sup>52</sup>を中心とした校内支援体制の整備・充実とともに、特別支援学級や通級指導教室<sup>53</sup>での指導の充実を支援します。さらに、各学校における「個別の教育支援計画<sup>50</sup>」と「個別の指導計画<sup>54</sup>」の作成とその活用を支援します。
- ◇ 高等学校における特別支援教育の充実
 

特別支援学校のセンター的機能の活用を促し、各学校における特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図ります。また、「個別の教育支援計画」を作成・活用して、生徒の能力・特性等に合った学習や進路選択を支援し、必要に応じて中学校から「個別の教育支援計画」を引き継ぎ、一貫した支援の充実を促します。さらに、介助員<sup>55</sup>の配置などにより、各学校における「共に学ぶ」環境の整備を進めます。
- ◇ 特別支援学校における特別支援教育とセンター的機能の充実
 

特別支援学校においては、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」をもとに、児童生徒一人一人の教育的ニーズを明確にした指導及び関係機関と連携した進路選択を支援します。また、重複障がいのある児童生徒については、必要に応じて外部専門家の指導・助言を求めるなどにより、指導の充実を図ります。さらに、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育を支援するため、各特別支援学校におけるセンター的機能の充実を図ります。

---

<sup>16</sup> 特別支援学校…… 17 ページ参照。

<sup>50</sup> 個別の教育支援計画…… 39 ページ参照。

<sup>51</sup> 特別支援学校のセンター的機能……地域の特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、その地域の小・中学校等を支援する機能。

<sup>52</sup> 特別支援教育コーディネーター……幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進の役割を担う者。

<sup>53</sup> 通級指導教室……小・中学校の通常の学級で学んでいる障がいの軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいに応じた指導を受ける場。

<sup>54</sup> 個別の指導計画……各学校において、保護者との連携のもと担任を中心として作成するもので、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、児童生徒一人一人の指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導のための計画。

<sup>55</sup> 介助員……肢体不自由等の障がいのある生徒が、高等学校で学ぶために、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う者。

- ◇ 教員の特別支援教育に関する指導力の向上  
 教員に特別支援教育に関する基礎・基本を身につけさせるため、幼稚園、小・中学校、高等学校における研修を支援します。さらに、特別支援学校<sup>16</sup>、特別支援学級、通級指導教室<sup>53</sup>、特別支援教育コーディネーター<sup>52</sup>等の教員に、より専門的な研修を行い、指導力の向上を図ります。
- ◇ 特別支援学校の在り方の検討（再掲）  
 子どもたちの学びを最優先にした教育環境の改善を促進するため、早期及び中・長期的な視点から策定した「福島県県立特別支援学校全体整備計画」をもとに、特別支援学校の在籍児童生徒数の増加及び通学地域の広域化に伴う長時間通学等の課題を解消し、障がいのある児童生徒等の学習活動が適切に行える教育環境づくりと複数障がい種に対応した専門的な教育が行われる学校づくりを推進します。

## 〔施策 5 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
「個別の教育支援計画 <sup>50</sup> 」の作成率（公立幼・小・中・高等学校）	H24年度 76.1% （参考 H22年度 64.3%）	H26年度 100%	
特別支援学級の在籍児童生徒数及び通級指導を受けている児童生徒数（公立幼・小・中・高等学校）	H24年度（参考 H22年度） 特別支援学級在籍児童生徒数 2,002名(1,818名) 通級指導教室 <sup>53</sup> 在籍児童生徒数 657名(646名)	H32年度 適切に対応する	モニタリング指標
特別支援学校高等部卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率	H23年度 95.0% （参考 H22年度 94.9%）	H25年度 100%	
特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合（公立幼・小・中・高等学校）	H24年度 84.7% （参考 H22年度 64.1%）	H26年度 100%	

<sup>16</sup> 特別支援学校…… 17 ページ参照。

<sup>50</sup> 個別の教育支援計画…… 39 ページ参照。

<sup>52</sup> 特別支援教育コーディネーター…… 40 ページ参照

<sup>53</sup> 通級指導教室…… 40 ページ参照。

## 【施策6】 高度情報化社会を主体的に生きていく力をはぐくみます

### 【施策の現状】

情報通信技術のめざましい発展により、生活の利便性が高まる一方、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、情報通信機器を用いた犯罪等の新たな問題が発生しており、子どもたちに高度情報化社会を主体的に生きていくための能力を身につけさせることが必要となっています。

本県では、学校における情報教育の推進や情報環境の整備に努めるとともに、公立大学法人<sup>17</sup>会津大学（以下、「会津大学」という。）においては、コンピュータ理工学<sup>56</sup>の教育、研究や、パソコン甲子園<sup>57</sup>、コンピュータサイエンスサマーキャンプ<sup>58</sup>の実施などを通して、国内外で活躍できる人づくりを行っているところです。

また、平成24年3月に文部科学省が実施した「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によれば、ICT<sup>37</sup>を活用して指導ができる教員の割合は、全国平均の70.7%に対し、本県では66.9%となっています。

### 【基本的方向性】

- ・ 児童生徒が、社会の情報化の進展に主体的に対応できるよう、情報活用能力を高める教育を推進するとともに、情報モラル教育の充実を図ります。
- ・ 情報通信ネットワークの活用による児童生徒の探究活動等の推進を図ります。
- ・ 知識基盤社会<sup>14</sup>の進展や国内外における大学間競争が進む中、会津大学におけるコンピュータ理工学の専門的、実践的教育や世界を視野においた研究などを通して、国内外で活躍できる人づくりに努めます。

### 【今後の取組】

#### ◇ 情報活用能力の育成

発達段階に応じて、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用に関する能力を身につけさせ、各教科等においてICTを活用した学習活動を推進します。そのために、情報教育に関する研修等を通して、教員のICTに関する指導力の向上を図ります。

<sup>14</sup> 知識基盤社会……16ページ参照。

<sup>17</sup> 公立大学法人……17ページ参照。

<sup>37</sup> ICT……30ページ参照。

<sup>56</sup> コンピュータ理工学……コンピュータのソフトウェア、ハードウェアに関する学問。

<sup>57</sup> パソコン甲子園……全国の高校生、高等専門学校生などを対象に、平成15年度から会津大学で開催されている大会。情報処理技術における優れたアイデアと表現力、プログラミング能力等を競い合い、生徒自身のスキルアップを図るとともに、情報化社会を支える人材の裾野を広げることを目的としている。

<sup>58</sup> コンピュータサイエンスサマーキャンプ……全国の中学生、高校生を対象に平成9年度から会津大学で開催されている研修。コンピュータサイエンスに対する興味と関心を高め、創造する心の育成を目指している。

- ◇ 情報モラル教育の充実  
関係機関と連携しながら情報モラル教育に関する教材の開発や実践事例の提供等を行うことにより、児童生徒を取り巻く情報に関する的確に判断し行動できる能力や態度を育成します。
- ◇ 教育の情報化に関する基盤整備  
県内の学校及び教育関係機関の教育系のネットワークの充実を図るとともに、学校等の教育機関が利用できる教育用コンテンツの整備を進めます。
- ◇ 公立大学法人<sup>17</sup>への支援を通じたコンピュータ理工学<sup>56</sup>の教育、研究等の推進  
国内外で活躍できる人づくりのため、会津大学への支援を通して、コンピュータ理工学の専門的、実践的教育や世界を視野においた研究等の推進に努めます。

## 〔施策6 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
ICT <sup>37</sup> を活用して指導ができる教員率（公立小・中・高・特別支援学校 <sup>16</sup> ）	H24年度 66.9% （参考 H22年度 64.6%）	H25年度 100%	
会津大学（学部）就職率	H23年度 94.5% （参考 H22年度 91.2%）	H25年度 100%	

<sup>16</sup> 特別支援学校…… 17ページ参照。

<sup>17</sup> 公立大学法人…… 17ページ参照。

<sup>37</sup> ICT…… 30ページ参照。

<sup>56</sup> コンピュータ理工学…… 42ページ参照。

## 【施策7】 国際化の進展に対応できる人づくりを進めます

### 【施策の現状】

グローバル化<sup>9</sup>の一層の進展により国際競争が加速する一方、異なる文化との共存と国際社会の発展に向けた国際協力が求められる中、地球的視野を持って行動し、国際社会を主体的に生きる人間を育成することが大切です。

本県は、これまで、野口英世博士<sup>59</sup>や朝河貫一博士<sup>60</sup>のように、世界で活躍する先人を輩出してきました。

現在県内に居住する外国人の数は増加傾向にあり、異なる言葉や文化を持つ人々と地域に昔から暮らしている人々が、共に学び、働き、助け合い、市民レベルでの交流の機会も増えています。また、県内の大学、企業等においては、海外の大学や企業等との交流が増加しています。

[東日本大震災・原子力災害を経て]

将来、最先端の医学やエネルギー研究などの分野において、本県の子どもたちが世界で活躍できるよう、国際化に対応できる人づくりが求められています。

### 【基本的方向性】

- ・ 異なる文化的背景を持つ人々との相互理解を深め、国際社会において主体的に行動できる人づくりを進めるため、国際理解教育、我が国と郷土の伝統や文化等に関する教育を進めるとともに、児童生徒のコミュニケーション能力を高めるための語学指導等の充実を図ります。
- ・ 県内に居住する外国人が増加する中、外国人児童生徒等が学校生活に早期に適応できるよう、日本語指導等の支援体制の整備を進めます。
- ・ 双葉地区教育構想<sup>61</sup>や大学とも連携した特色ある中高一貫教育<sup>62</sup>により、国際人として社会をリードする人づくりを推進します。
- ・ 公立大学において、国際社会で活躍できる人づくりに努めます。

<sup>9</sup> グローバル化……7ページ参照。

<sup>59</sup> 野口英世博士……明治9年(1876)～昭和3年(1928)。福島県出身の細菌学者。

大正7(1918)年南米エクアドルで黄熱病病原体を発見したと発表、それを証明するために昭和3(1928)年アフリカのアクラに出張し、現地で黄熱病にかかって死去。科学のため、人類のために殉職したとして当時世界的に報じられた。

<sup>60</sup> 朝河貫一博士……明治6年(1873)～昭和23年(1948)。福島県出身の歴史学者。

東京専門学校(現早大)卒業後、アメリカのエール大大学院に学び、昭和12年同大教授。日露戦争の原因を説明した「日露衝突」、日本の封建制度をはじめで紹介した「The Documents of Iriki(入来文書)」などを発表。

<sup>61</sup> 双葉地区教育構想……富岡高等学校と4公立中学校の連携型中高一貫教育を核とし、(財)日本サッカー協会、(独)国際協力機構、大学等と連携しながら世界を舞台に活躍できる人づくりを目指して平成18年4月に開始した、本県独自の教育構想。

<sup>62</sup> 中高一貫教育……中学校と高等学校を接続し、6年間の計画的、継続的な教育課程及び学習環境のもとで一貫した教育を行うもの。6年制の一つの学校として教育を行う中等教育学校、設置者が同一である中学校と高等学校で6年間を見通した教育を行う併設型の中学校・高等学校、既存の中学校と高等学校が教員・生徒交流等の連携を深める連携型の中学校・高等学校の3つの実施形態がある。

## [東日本大震災・原子力災害を経て]

- ・ 東日本大震災・原子力災害後にふくしまが世界と直接つながっていることを実感したことを踏まえ、世界に通じる人づくりを進めるため、特に児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を向上させるとともに幅広い視野と国際感覚を身につけさせ、グローバル社会に貢献できる人づくりを推進します。

## 【今後の取組】

## ◇ 国際理解教育の推進

総合的な学習の時間等において、外国語指導助手<sup>63</sup>の母国の文化や習慣を学ぶ機会を設けるとともに、独立行政法人国際協力機構（JICA）<sup>64</sup>等関係機関との連携、国際協力に携わった方々や地域に在住する外国人、教育旅行で本県を訪れる海外の学校との交流活動などにより、児童生徒の異文化理解を深め、総合的に国際理解教育を推進します。

また、民間事業者のノウハウを活用した異文化体験や、県内の高校生が海外において異文化の人々と交流する機会を設けることにより、グローバル社会に貢献できる人づくりを図ります。

## ◇ 我が国と郷土の伝統や文化等に関する教育の推進

さまざまな教科等において我が国と郷土の伝統や文化に触れさせるとともに、うつくしま電子事典の授業における活用促進を図っていくことなどにより、伝統や文化についての理解を深めさせます。

## ◇ 外国語によるコミュニケーション能力の育成

外国語指導助手を活用するなどして、小学校における外国語活動及び中学校・高等学校の外国語の授業を一層充実させることにより、発達段階に応じて外国語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。

## ◇ 外国人児童生徒等への支援体制の整備

外国人児童生徒等が学校生活に早期に適応できるよう、関係機関と連携しながら各学校に必要な資料や情報を提供するとともに、学校の実態に応じて必要な支援教員を配置することなどにより、外国人児童生徒等への支援体制の整備を進めます。

---

<sup>63</sup> 外国語指導助手……日本人英語教員と協力し、ティーム・ティーチング等を行う外国人の助手。

A L T（Assistant Language Teacherの略）とも言われる。

<sup>64</sup> 独立行政法人国際協力機構（JICA）……青年海外協力隊派遣など、ODA（政府開発援助）の技術協力、有償・無償資金協力、ボランティア派遣、国際緊急援助等を実施するための独立行政法人。二本松市に訓練所がある。

- ◇ 特色ある中高一貫教育<sup>62</sup>による国際人の育成  
併設型中高一貫教育校である会津学鳳中学校・高等学校において、会津大学との連携のもと、国際化社会、情報化社会のリーダーとして活躍できる人づくりを進めます。  
また、関係機関と連携し、双葉地区において連携型中高一貫教育を展開し、スポーツにおいて世界で活躍できるスペシャリストの育成に取り組むとともに、語学や福祉・健康の分野においても国際的な感覚を身につけた、豊かな人間性と確かな学力を有する人づくりを推進します。
- ◇ 公立大学法人<sup>17</sup>への支援を通じた国際交流の推進  
公立大学法人への適切かつ安定的な支援を通して、国際会議の開催や共同研究、海外留学生の受入れなど、外国の大学との交流推進に努めます。

## 〔施策7 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
英検 <sup>65</sup> 準2級以上の取得率 (県立高等学校第3学年)	H23年度 5.3% (参考 H22年度 8.5%)	H26年度 10.0%以上	
会津大学における国際学 術交流協定 <sup>66</sup> 締結校数	H23年度 延べ55校 (参考 H22年度 延べ51校)	H32年度 増加を目指す	モニタリング指標

<sup>17</sup> 公立大学法人……17ページ参照。

<sup>62</sup> 中高一貫教育……44ページ参照。

<sup>65</sup> 英検……公益財団法人日本英語検定協会主催の「実用英語技能検定」。「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能について測定するテスト。

<sup>66</sup> 国際学術交流協定……海外の大学との協力関係を積極的に構築をするため、研究者・学生の交互交流、国際共同研究の推進など、学術の交流に関して結ばれる協定。

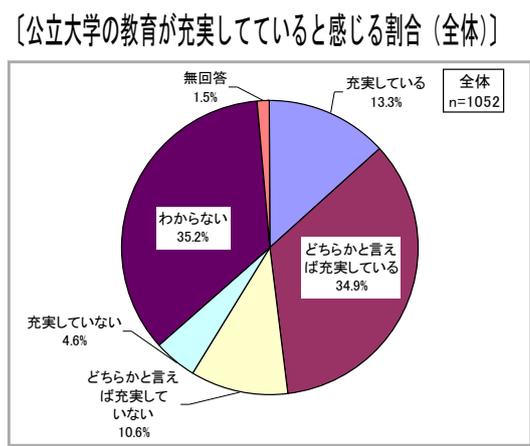
## 【施策 8】 公立大学において、社会をリードし、地域に貢献する人づくりを進めます

### 【施策の現状】

知識基盤社会<sup>14</sup>の進展や国内外における大学間競争が進む中、公立大学に対して地域に貢献する人づくりがますます求められています。

本県の公立大学においては、医学と看護学の分野における教育、研究等を通して、県民の保健・医療・福祉に貢献する医療人の育成を推進するとともに、コンピュータ理工学<sup>56</sup>、食物栄養学<sup>67</sup>、社会福祉学<sup>68</sup>等の分野における教育、研究等を通して、学問や科学技術の進歩に寄与し、産業・文化の振興に貢献する人づくりを推進しています。

県民アンケートでは、公立大学の教育について、「わからない」の回答を除けば、「どちらかと言えば充実している」との回答が最も多く、全体的には、約半数が、ある程度充実しているとの結果でした。



### [東日本大震災・原子力災害を経て]

県立医科大学、会津大学には、県立の教育研究機関として、復興の担い手の育成はもちろんのこと、医療関連産業等の創出・振興など復興への支援が求められています。

### 【基本的方向性】

- ・ 医学・看護学、コンピュータ理工学、食物栄養学等の分野で、地域に貢献できる人づくりに努めます。

### [東日本大震災・原子力災害を経て]

- ・ 東日本大震災・原子力災害からの復興を担う人づくりとともに、産学官連携による地域産業の振興や新たな産業の創出に向けた取組を推進します。また、県内外の関係機関等と連携・協力しながら、すべての県民の健康の保持・増進や医療関連産業の創出等に向けた取組を行います。

<sup>14</sup> 知識基盤社会…… 16 ページ参照。

<sup>56</sup> コンピュータ理工学…… 42 ページ参照。

<sup>67</sup> 食物栄養学……食物や栄養学に関して科学的・総合的に学び、体の仕組みを知り、健康を管理する方法を研究する学問。

<sup>68</sup> 社会福祉学……生活困窮者、身寄りのない老人・児童、障がいのある人などの社会的弱者に対する公私の保護及び援助に関する行政政策、社会的な基盤や構造などに関する学問。

## 【今後の取組】

- ◇ 公立大学法人<sup>17</sup>への支援を通じた教育、研究等の推進  
 県立医科大学への支援を通して、医学・看護学の専門的、実践的教育や独創的で質の高い研究等の推進に努めます。  
 会津大学への支援を通して、コンピュータ理工学<sup>56</sup>の専門的、実践的教育や世界を視野においた先進的かつ戦略的な研究、食物栄養学<sup>67</sup>等の専門的、実践的教育や地域社会などと連携した研究等の推進に努めます。
- ◇ 地域社会等との連携・協力  
 県立医科大学医学部卒業生の県内定着を図るなど、地域医療を担う医療人の確保に努めます。  
 産学官連携による共同研究等を推進し、地域産業の振興や新たな産業の創出に努めます。  
 原子力災害に対応し、県立医科大学において会津大学を始めとした県内外の関係機関と連携・協力しながら、県民健康管理調査<sup>69</sup>など県民の健康の保持・増進や医療関連産業の創出等に向けた取組に努めます。
- ◇ 震災等からの復興への支援  
 県内の高等教育機関との連携により、地域に必要とされる人づくりを進めます。  
 原子力災害等に対応し、県民の健康を守るため、県立医科大学において、放射線医学に関する教育、研究等を推進します。  
 震災等に対応し、県民の安全・安心を確保するため、会津大学において、災害対策や再生可能エネルギー<sup>11</sup>振興に関する研究等を推進します。

## 〔施策 8 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
国家試験の合格率（県立医科大学）	H23年度（参考 H22年度） 医師（新卒） 91.9% (95.2) 看護師 100 % (98.8)	H25年度 医師（新卒） 95.0%以上 看護師 100 %	
会津大学（学部）就職率 【再掲】	H23年度 94.5% （参考 H22年度 91.2%）	H25年度 100%	

<sup>11</sup> 再生可能エネルギー…… 8 ページ参照。

<sup>17</sup> 公立大学法人…… 17 ページ参照。

<sup>56</sup> コンピュータ理工学…… 42 ページ参照。

<sup>67</sup> 食物栄養学…… 47 ページ参照。

<sup>69</sup> 県民健康管理調査……東日本大震災・原子力災害により、多くの県民が健康に不安を抱えている状況を踏まえ、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなぐことを目的とした調査。

## 基本目標 2 学校、家庭、地域が一体となった教育の実現

### 【施策 9】 地域全体で子どもたちを教え育てる取組を支援します

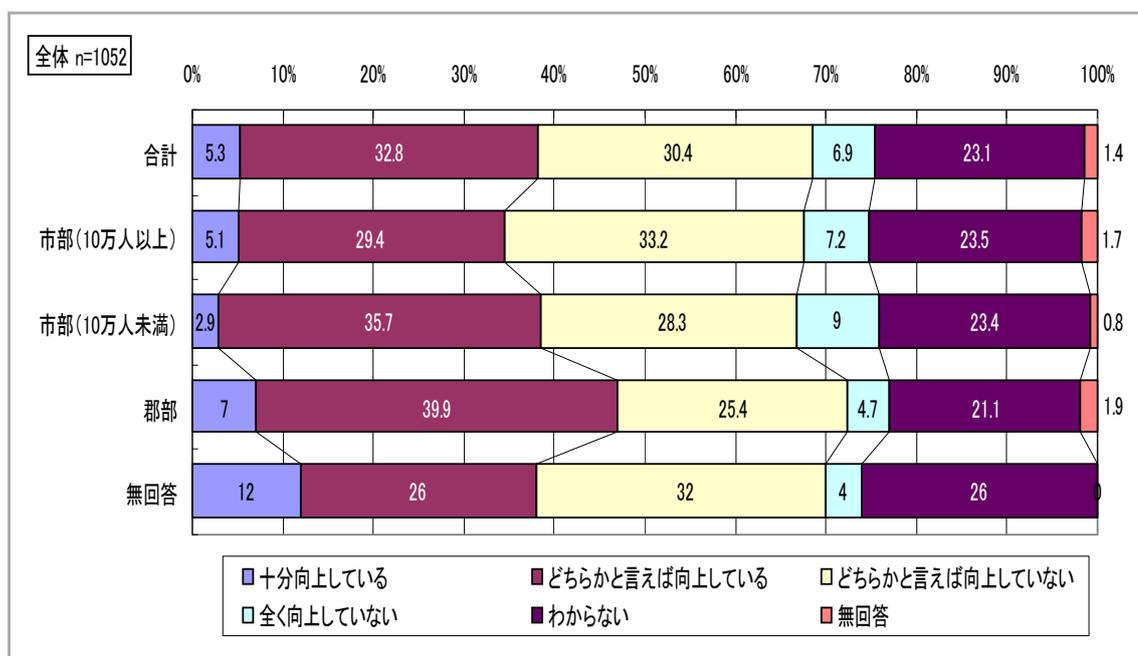
#### 【施策の現状】

子どもたちが心身ともに健やかに成長していくためには、家庭や学校だけでなく、地域で学び地域で育つ環境を整えることも重要です。また、学校、家庭、企業や関係機関なども含めて、地域社会を構成する者が自らの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携協力を努めることが必要です。

都市化や情報化等の進展により、特に市部においては、近隣との付き合いが希薄化するとともに、かつてあった地域の機能や地域全体が子どもたちを教え育てる力の低下が指摘されています。一方で、地域の人々が積極的に学校の活動に協力しようとする動きも出てきています。

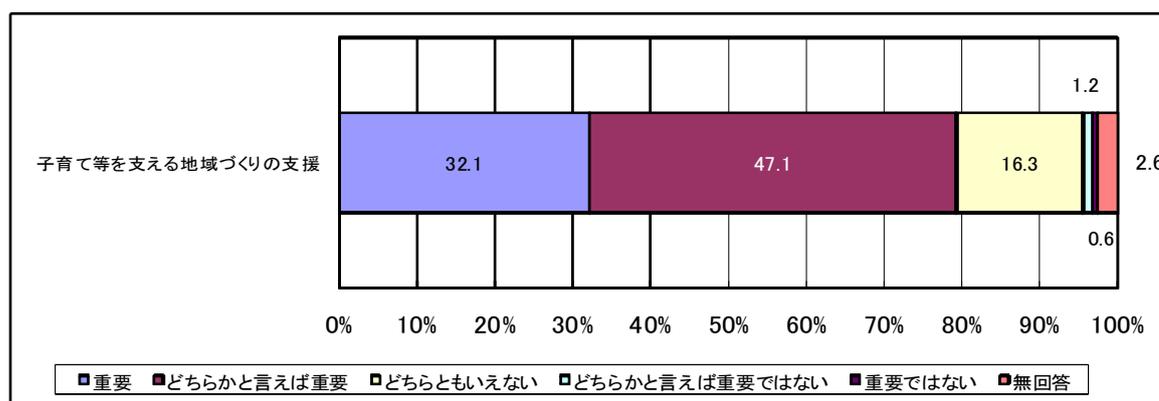
県民アンケートでは、家庭や地域の教育力向上について、郡部では「どちらかと言えば」も含めて向上していると感じている県民の割合が46.9%で、「どちらかと言えば」も含めて向上していないと感じている県民の割合30.1%を上回っています。一方、市部（10万人以上）では、「どちらかと言えば」も含めて向上していると感じている県民の割合が34.5%で、「どちらかと言えば」も含めて向上していないと感じている県民の割合40.4%を下回っています。

〔家庭や地域の教育力が向上していると感じる割合（居住地域・規模別）〕



また、「子育てや学校の教育活動を支える地域づくりの支援」について「重要」と答えた県民の割合は79.2%で、地域全体が子どもたちを教え育てる取組への支援について、県民が特に重視しているという結果が出ています。

## 〔各施策の今後の重要性について〕



## 〔東日本大震災・原子力災害を経て〕

東日本大震災・原子力災害により、多くの県民が長期にわたる避難生活を強いられることとなり、地域の絆の大切さに改めて気付かされました。被災した地域の自律的な復興のためには、住民一人一人が主体的に参画することのできる地域コミュニティの再生が不可欠です。

## 【基本的方向性】

- ・ 地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかに育むことを目指し、地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促進します。
- ・ 放課後等に、子どもたちの安全・安心な活動拠点を支援します。
- ・ 社会教育関係団体等の活性化のため、地域で活躍できるリーダーやコーディネーターの育成を支援します。
- ・ さまざまな機会を捉えて、県民の読書活動を推進します。

## 〔東日本大震災・原子力災害を経て〕

- ・ 被災した地域の自律的な復興のため、地域住民による学びへの支援を通じて地域コミュニティの再生を目指します。

## 【今後の取組】

- ◇ 地域ぐるみによる学校支援の促進（関連施策：施策15）  
教員や地域の大人が子どもと向き合う時間を確保するとともに、地域の人々が自らの知識や経験を生かす場が広がるよう、地域の人々によるボランティア活動等の協力のもと、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを促進します。
- ◇ 放課後等における子どもたちの居場所づくりの支援  
放課後等の子どもたちを地域住民の協力のもとで見守り、学習活動、文化・スポーツ活動、さまざまな体験・交流活動などを行う、安全で健やかな居場所づくりを支援します。

- ◇ 地域の社会教育を担うリーダーやコーディネーターの育成支援  
地域の中で積極的・主体的に社会教育を推進するコーディネーター等の活動を支援するとともに、社会教育主事<sup>70</sup>の養成や市町村の公民館主事<sup>71</sup>等の資質の向上に努めます。
- ◇ 読書活動の推進（関連施策：施策1）  
図書館の蔵書等の相互貸借などを進めることにより、図書館の魅力を高め、地域全体での公共図書館<sup>24</sup>の利用を促進します。また、読書の大切さを大人も子どもも実感できるように、読書環境を整備するとともに、子どもの読書活動推進に向けた取組を支援します。
- ◇ 社会教育を通じた地域コミュニティ再生の支援  
地域コミュニティの再生を支援するため、学校や公民館等の社会教育施設を活用した地域住民の学習・交流などの学びを媒介としたコミュニケーションの活性化や、地域ぐるみで防災力を向上させるための取組、心のケアなど地域の課題解決を支援します。

## 〔施策9 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
各学校及び公民館・図書館において活動したボランティアの延べ人数（公立小・中・高・特別支援学校 <sup>16</sup> ）	H23年度 108,097人 (参考 H22年度 135,127人)	H32年度 増加を目指す	モニタリング指標
人口1人当たりの年間貸出冊数（公共図書館、公民館図書室）	H23年度 2.96冊 (参考 H22年度 3.61冊)	H32年度 4.9冊以上	
市町村における「子ども読書活動推進計画 <sup>23</sup> 」の策定状況（%）【再掲】	H23年度 61.0% (参考 H22年度 48.0%)	H32年度 90.0%以上	

<sup>16</sup> 特別支援学校……17ページ参照。

<sup>23</sup> 子ども読書活動推進計画……23ページ参照。

<sup>24</sup> 公共図書館……23ページ参照。

<sup>70</sup> 社会教育主事……社会教育主事の講習を修了し、その資格を得た者。社会教育を行う者に専門的技術的な助言などを行う。

<sup>71</sup> 公民館主事……社会教育法第27条に規定された「公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる」とされている主事。公民館事業の企画・立案・実施、住民グループなどの団体活動支援などを行う。

## 【施策10】 家庭における教育を支援します

### 【施策の現状】

「家庭は、教育の原点である」と言われるように、子どもが親や家族との間に絆を形成し、人に対する基本的な信頼感や倫理観、自立心などを身につけていく場です。家庭教育には子どもが一人の人間として生きていくための基礎的な資質や能力を培う重要な役割があります。

しかし、核家族化の進行など、さまざまな社会的変化を背景として、家庭における教育力の低下が指摘されています。

「施策9 地域全体で子どもたちを教え育てる取組を支援します」で述べたように、県民アンケートでは、郡部に比べて市部において、家庭や地域の教育力が向上していないとする旨の回答が多くなっています。

### [東日本大震災・原子力災害を経て]

東日本大震災・原子力災害により、地域の絆と同様に家族の絆の大切さにも改めて気付かされることとなりました。この経験を踏まえ、家庭教育に対する支援の充実を図っていく必要があります。

### 【基本的方向性】

- ・ 家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する学習の機会や情報の提供を推進するとともに、親支援のネットワークづくりを促進し、家庭における教育を支援します。
- ・ P T A活動など、学校と家庭の連携によるさまざまな取組を促進します。

### [東日本大震災・原子力災害を経て]

- ・ 東日本大震災・原子力災害後における学校、家庭、地域の結びつきの変化や、家庭教育に関するさまざまなニーズの変化に対応した取組を推進します。

### 【今後の取組】

#### ◇ 子育てに関する学習機会等の充実

関係機関と連携しネットワークを構築しながら、保護者が子育てに関するさまざまな知識や情報、心構え等について学習する機会の充実を図るとともに、大人と子どもの関わりを充実させるための取組を推進します。

#### ◇ 家庭教育力向上のための支援体制の充実

保護者に対して、家庭教育に関する分かりやすい情報提供を進めるとともに子育て意欲を高め、自信を持って役割を果たせるようにするため、関係機関との連携を深めながら、東日本大震災・原子力災害後に新たに生じた課題等も踏まえ、地域における子育て・家庭教育の支援員等に対する資質向上などの取組を通して、子育て・家庭教育支援を推進するための体制づくりに努めます。

## ◇ 学校と家庭の連携の促進

P T A連合会<sup>72</sup>等の活動に対する支援などにより、各学校のP T A等が行っている、学校と家庭の連携による家庭教育に関するさまざまな取組を促進します。

## 〔施策10 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
県内各地で実施された家庭教育事業の数	H23年度 763事業 (参考 H22年度 968事業)	H32年度 増加を目指す	モニタリング指標
家庭教育支援情報へのアクセス数(福島県教育委員会 ホームページ)	H23年度 731件 (参考 H22年度 559件)	H32年度 増加を目指す	モニタリング指標
十七字のふれあい事業 <sup>73</sup> の応募数	H24年度 36,037組 (参考 H22年度 44,387組)	H32年度 増加を目指す	モニタリング指標

<sup>72</sup> P T A連合会……市町村立の小・中学校P T Aの連合組織。

<sup>73</sup> 十七字のふれあい事業……子どもと大人が共通の体験を通して感じたことなどについて、十七字で表現した作品を募集する本県独自の事業(平成14年度から実施)。

## 【施策11】 生涯を通して学習し、その成果が生きる環境を整備します

### 【施策の現状】

社会の成熟化が進む中、だれもが生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所で学習ができ、そしてその成果を適切に活かすことができる社会を実現することが重要です。

本県では、「学びがめぐる学習空間・ふくしま」の実現を目指し、平成20年度の第20回全国生涯学習フェスティバル<sup>74</sup>の開催や、学習の成果が適切に評価・活用されるシステムの充実等に取り組んできました。

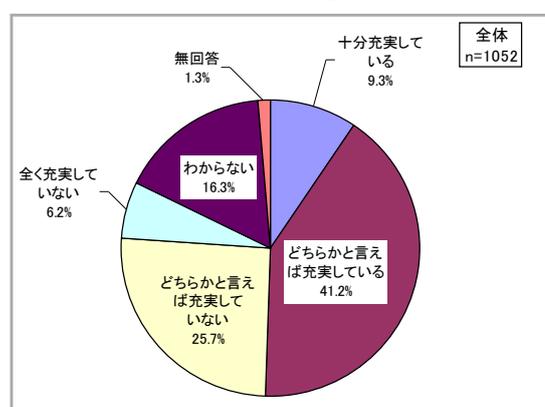
県民アンケートでは、いつでも、どこでも、だれもが学びつづけることができる環境について、「どちらかと言えば」も含め、充実していると答えた県民の割合は50.5%で、約半数が充実していると感じているという結果でした。

〔いつでも、どこでも、だれもが学びつづけることができる環境が充実していると感じる割合（全体）〕

### 〔東日本大震災・原子力災害を経て〕

将来の災害に対する備えやエネルギー問題を考えていく上で、今回の東日本大震災や原子力災害の記録は非常に重要な意義を有するものであり、それらの収集・保存が求められています。

また、災害に対する正しい知識やその対応について学習する機会の充実が求められています。



### 【基本的方向性】

- ・ いつでも、どこでも、だれもが生涯を通して学ぶことができる環境づくりを一段と進めるため、市町村や高等教育機関、民間事業者及びNPO<sup>75</sup>等市民団体等との協働体制を県内各方部ごとに構築する中で、地域づくりにつながる生涯学習の仕組みづくりを図ります。
- ・ 「地域の知の拠点」として誰もが利用しやすい施設となるよう、美術館、博物館、図書館などの生涯学習施設<sup>76</sup>等の連携とネットワークづくりを進めます。
- ・ 生涯学習推進拠点機能<sup>77</sup>の強化を図るとともに、学習情報の効果的提供や指導者の育成と支援、学習相談体制の再構築など中核機能を充実します。

<sup>74</sup> 第20回全国生涯学習フェスティバル……生涯学習の場を全国的な規模で提供することによって、国民の生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進し、生涯学習活動を一層盛んにすることを目的に開催される参加体験型の全国的イベント。本県においては、平成20年度に第20回大会を開催し、県内外から55万人の参加者を得た。

<sup>75</sup> NPO……NonProfit Organization（民間非営利組織）の略。営利を目的とせず、公共的な活動を行う民間の組織・団体の総称。

<sup>76</sup> 生涯学習施設……学校教育施設や社会教育施設を含めて、人々が生涯を通じて学習できる施設。

<sup>77</sup> 生涯学習推進拠点機能……学習機会・情報の提供、学習相談、指導者養成、学習団体等への活動支援など、県民の生涯学習活動の支援・促進を図る機能。

## [東日本大震災・原子力災害を経て]

- ・ 東日本大震災・原子力災害の記録を収集・保存し、公開するなどの取組を推進します。
- ・ 災害を踏まえた地域の課題等を解決するための取組を支援します。

## 【今後の取組】

- ◇ 県民の学習機会の充実と学習成果を活かした社会参加の促進  
多様な学習ニーズに応えられるよう、学習機会の充実と指導者の養成や資質の向上を図るとともに、生涯学習活動を地域づくりにつなげる視点から、社会教育施設等において発表の場の提供や県民の地域活動への参加を進めます。  
特に、震災の経験を踏まえた地域の防災力を向上させるための学習の支援など、現代的課題に対する学習機会の充実を図ります。  
また、アクアマリンふくしまやまほろん（文化財センター白河館）などの生涯学習施設<sup>76</sup>の学習機能の充実を図ります。
- ◇ 生涯学習施設等の連携とネットワークづくり  
県民が学び続ける環境の充実のために、美術館、博物館、図書館等の生涯学習施設間における一層の連携を図り、情報提供やさまざまな体験的学習、各種講座等を通して、県民一人一人の学びを支援します。
- ◇ 東日本大震災の記録の収集・保存  
東日本大震災や原子力災害に関する図書資料や関係記録を収集し広く県民に公開するとともに、次代へ継承する取組を進めます。
- ◇ 生涯学習推進拠点機能<sup>77</sup>の強化  
県民のライフステージ<sup>78</sup>、ライフスタイル<sup>1</sup>に応じた多様な生涯学習に関するニーズに応えられるよう、生涯学習の情報ネットワークや学習環境・利便性の向上、発表の機会の拡充などにより、学習機会についての情報提供及び県民の意欲に応える生涯学習の環境づくりに努めます。

---

<sup>1</sup> ライフスタイル…… 3 ページ参照。

<sup>76</sup> 生涯学習施設…… 5 4 ページ参照。

<sup>77</sup> 生涯学習推進拠点機能…… 5 4 ページ参照。

<sup>78</sup> ライフステージ……人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階。

## 〔施策11 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
県民カレッジ（夢まなびと） <sup>79</sup> 受講者数	H23年度 54,532人	H32年度 65,000人	
県立美術館、県立博物館、福島県文化センター、アクアマリンふくしま、文化財センター白河館の入館者数及び県立図書館の貸出冊数			
・県立美術館	H23年度 103,960人 (参考 H22年度 140,232人)	H32年度 120,000人	
・県立博物館	H23年度 82,414人 (参考 H22年度 95,556人)	H32年度 100,000人	
・福島県文化センター	H23年度 62,929人 (参考 H22年度 314,413人)	H32年度 345,800人	
・アクアマリンふくしま	H23年度 258,244人 (参考 H22年度 861,326人)	H32年度 900,000人	
・文化財センター白河館	H23年度 22,528人 (参考 H22年度 28,231人)	H32年度 30,000人	
・県立図書館	H23年度 104,646冊 (参考 H22年度 240,706冊)	H32年度 増加を目指す	モニタリング指標

<sup>79</sup> 県民カレッジ（夢まなびと）……県民の幅広い学びのニーズに応えるため、県や市町村、大学、NPOなどの地域活動団体、民間の教育機関等が連携・協働して創りあげる「県内全域の生涯学習」のしくみ。

## 【施策12】 自然に親しみ、自然を尊重するところをはぐくみます

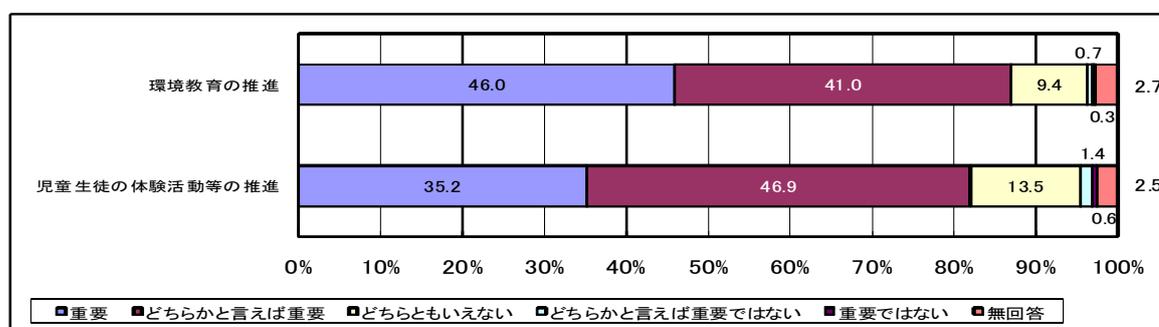
### 【施策の現状】

都市化や子どもの遊びの多様化など、社会の変化を背景として、子どもたちが生活の中で自然と触れ合う機会は減少しています。また、地球温暖化が深刻化する中で、環境を保護するという観点から、子どもたちが自然環境について理解を深める必要性は高まっています。

本県では、生物指標を用いて河川の水質状況調査を行う「せせらぎスクール<sup>80</sup>」や二酸化炭素排出量の削減目標を定める「福島議定書<sup>81</sup>」について、各学校が積極的に取り組んでいます。

県民アンケートでは、「環境教育の推進」や「児童生徒の体験活動等の推進」について、「どちらかと言えば」も含めて重要であると答えた県民の割合は、それぞれ87.0%、82.1%であり、県民が特に重視しているという結果が出ています。

### 〔各施策の今後の重要性について〕



### 〔東日本大震災・原子力災害を経て〕

原子力災害の経験を踏まえ、本県は、環境との共生が図られた社会づくりを推進し、原子力に依存しない社会を目指すこととしています。

一方で、震災等の影響で、子どもたちが自然に接し、さまざまな体験をする機会の減少が懸念されています。

### 【基本的方向性】

- 子どもたちが、自然と触れ合う体験を通して、自然やいのちの尊さに気づき豊かな感性を育むことができるよう、自然体験活動を進めます。
- 子どもたちが、地球温暖化問題への理解を深めるとともに、本県の自然環境を理解し、環境の保護に向けて主体的に考え、行動できるよう、発達の段階に応じた環境教育を推進するとともに、実践的な取組を進めます。

<sup>80</sup> せせらぎスクール……環境省が市民に呼びかけ実施している生物指標を用いた河川の水質状況調査。本県では、「せせらぎスクール」と称している。

<sup>81</sup> 福島議定書……省エネルギーのために県が実施している施策。電気及び水道の使用による二酸化炭素排出量の削減目標を定め、実践する取組み。各学校や事業所等が知事と締結して取り組む。

## 〔東日本大震災・原子力災害を経て〕

- 原子力に依存しない社会を目指して、環境との共生が図られた社会づくりを推進するため、児童生徒にエネルギーや環境について考えさせる学習を充実します。  
また、東日本大震災・原子力災害により減少した自然体験活動等の促進を図ります。

## 【今後の取組】

## ◇ 豊かな自然に親しむ体験活動の推進

自然の中での交流活動や集団宿泊活動、総合的な学習の時間等を活用した野外活動などにより自然体験活動の充実を図ります。

また、学習目的に応じた自然体験活動プログラムの提供や、利用者が安全・安心に集団宿泊活動が行えるよう自然の家の充実を図ります。

◇ 低炭素<sup>10</sup>・循環型社会<sup>82</sup>に対応した環境教育の推進

環境教育に関するさまざまな実践事例を活用し、教科や総合的な学習の時間等において郷土の自然や身近な環境問題、地域のエネルギー資源を活用した再生可能エネルギー<sup>11</sup>に関する教育を充実させ、学校が「せせらぎスクール<sup>80</sup>」や「福島議定書<sup>81</sup>」などの環境保全や省エネルギーに関する実践的な事業に積極的に取り組むことを促すなど、発達の段階に応じた環境教育を推進します。

## 〔施策12 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
「せせらぎスクール」への延べ参加者数（公立小・中・高等学校）	H22年度 5,562人	H32年度 増加を目指す	モニタリング指標
福島議定書の参加学校数の割合（公立幼・小・中・高・特別支援学校 <sup>16</sup> ）	H24年度 63.0% （参考 H22年度 71.0%）	H32年度 上昇を目指す	モニタリング指標

<sup>10</sup> 低炭素社会…… 8 ページ参照。

<sup>11</sup> 再生可能エネルギー…… 8 ページ参照。

<sup>16</sup> 特別支援学校…… 17 ページ参照。

<sup>80</sup> せせらぎスクール…… 57 ページ参照。

<sup>81</sup> 福島議定書…… 57 ページ参照。

<sup>82</sup> 循環型社会……狭義には、廃棄物の発生を抑制し、再使用・リサイクルを行い、廃棄量を少なくし資源として循環利用する社会。広義には、自然における適正な物質循環を可能にする人間社会の在り方。

### 【施策13】 地域に根ざした伝統文化を保存・継承し、地域を愛するところをはぐくみます

#### 【施策の現状】

文化財や民俗芸能などの伝統文化は、地域の宝であり、地域の住民により大切に継承されることが重要です。

本県には、歴史的特徴を表す貴重な建造物や史跡、伝統的建造物群、地域の生活の中で継承されてきた民俗芸能など優れた伝統文化が数多く存在しており、これらを保存・継承し、地域を愛するところを育んでいくことが必要です。

本県では、これまでも文化財の保存を図るとともに、民俗芸能などの伝統文化の継承者の育成に努めているところです。

#### [東日本大震災・原子力災害を経て]

東日本大震災・原子力災害により、多くの文化財が被害を受けました。また、津波等の被害を受けた地域においては、絆の象徴としての民俗芸能の保存・継承が課題となっています。

#### 【基本的方向性】

- ・ 県内の重要な文化財の保存・継承と適切な活用をバランスよく進めます。
- ・ 文化財のもつ意味やよさが人々に伝わるよう、文化財に関する情報発信などを進めます。
- ・ 次代を担う子どもたちの地域の伝統文化を愛するところを醸成します。
- ・ 地域に根ざした伝統文化などの文化的資源を活かした文化振興に取り組み、地域の活性化を図ります。

#### [東日本大震災・原子力災害を経て]

- ・ 地域社会の絆の再生を図るため、文化財に触れる機会の充実を図るとともに、被災した文化財の修復や震災等により継承の危機に瀕している民俗芸能に対する支援を通して、地域活性化を促進します。

#### 【今後の取組】

##### ◇ 重要な文化財の指定による保存と活用

県内に数多く存在する歴史的、芸術的または学術的な価値を持つ文化財を、国、県及び市町村がそれぞれ重要文化財等として指定し、その保存及び適切な活用を進めます。

##### ◇ 文化財情報の発信等の推進

文化財がもつ意味や良さが人々に伝わるように、文化財センター白河館やホームページ等により情報発信するとともに、重要文化財や埋蔵文化財発掘現場を公開する機会を確保するなどにより、文化財に触れる機会の充実を図ります。

また、福島県歴史資料館の文書庫・収蔵庫内整理等を進め、収蔵資料の展示・公開などを実施していきます。

- ◇ 子どもたちの地域の伝統文化を愛するこころの醸成  
子どもたちが取り組む民俗芸能の伝承活動への支援などを通して、子どもたちの地域の伝統文化を愛するこころを醸成します。  
第35回全国高等学校総合文化祭（ふくしま総文）の成果を継承・発展させ、本県の再生・復興に繋げるため、地域の伝統芸能をはじめとする芸術・文化活動に取り組む高校生や小中学生の活動を支援します。（再掲）
- ◇ 文化的資源を活かした地域活性化の推進（関連施策：施策18）  
文化財や伝統文化などの文化的資源を活用し、また本県ゆかりの歴史上の人物を取り上げる取組などで地域活性化を促進することにより、地域の一体感や誇りの醸成を図ります。
- ◇ 被災した文化財に対する支援の推進  
震災等で被災した国、県指定文化財の速やかな修復を進めます。  
また、復興へ向かう地域の絆の再生を図るため、津波等で被害を受けた地域の民俗芸能の保存・継承への取組を支援するとともに、被災した文化財や避難区域内の歴史資料館等保管資料の保管環境を整備する取組を推進します。

## 〔施策13 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
文化財新規指定件数	H22年度 2件	H32年度 適切に対応する	モニタリング指標
被災文化財の修復件数の割合	H23年度 25% (H23年度より)	H32年度 100%	
被災地域の無形民俗文化財への支援件数	H23年度 8件 (H23年度より)	H32年度 より多くの存続を目指す	モニタリング指標
文化財センター白河館の入館者数【再掲】	H23年度 22,528人 (参考 H22年度 28,231人)	H32年度 30,000人	

### 基本目標 3 豊かな教育環境の形成

#### 【施策 14】 教員の資質の向上を図ります

##### 【施策の現状】

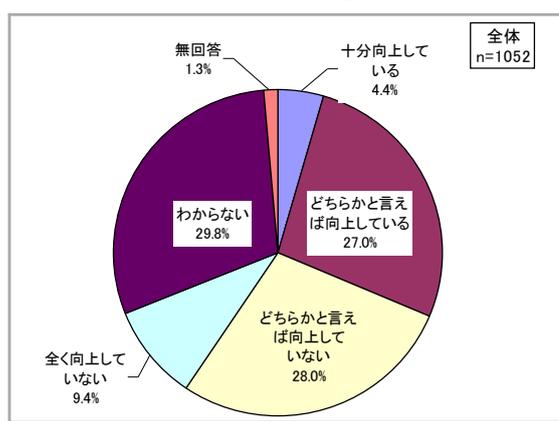
「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は、教員の資質に負うところが極めて大きく、特に、「生きる力<sup>15</sup>」の育成や、いじめ、不登校など学校教育を巡る諸課題へ対応できる、優れた資質・能力を備えた教員の確保は、ますます重要となっています。

教員の資質・能力の向上については、採用時に優秀な教員の確保に努めるとともに、日頃の教育実践や研鑽を基本としながら研修を行っています。採用後から基本研修終了までの期間における継続的な研修の機会や、研修の成果が指導力の向上に資するよう学校が組織的に取り組む体制づくりが必要となっています。また、平成16年に福島県公立学校サービス倫理対策委員会<sup>83</sup>を設置し、公立学校に勤務する職員のサービス倫理の確立及び不祥事の防止に係る対策を講じています。

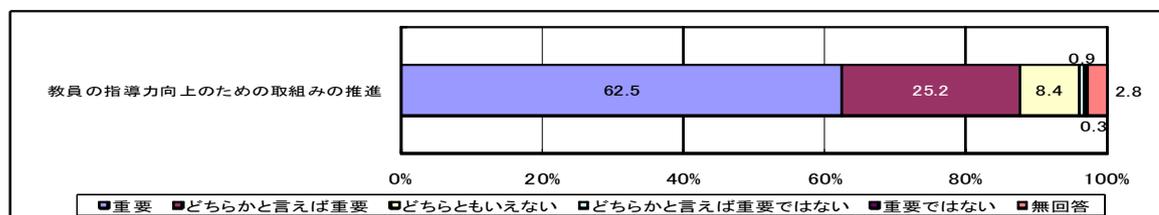
県民アンケートでは、本県の教員の指導力について、「どちらかと言えば」も含め向上していると答えた県民の割合は31.4%であり、「どちらかと言えば」も含め向上していないと答えた県民の割合である37.4%よりも6ポイント下回っています。

また、「教員の指導力向上のための取組の推進」について、「どちらかと言えば」も含め、重要と答えた県民の割合は87.7%で、県民が特に重視しているという結果が出ています。

〔教員の指導力が向上していると感じる割合（全体）〕



〔各施策の今後の重要性について〕



<sup>15</sup> 生きる力……16ページ参照。

<sup>83</sup> 福島県公立学校サービス倫理対策委員会……各公立学校に勤務する教職員のサービス倫理等についての対策を講じることを目的として、県教育庁に設置された組織。県教育委員会としての対策を検討するほか、各校の校内サービス倫理委員会に対する情報提供等を行っている。

[東日本大震災・原子力災害を経て]

施策1や3で述べたとおり、地震や津波の教訓を生かした道德教育や、医学・産業の基盤となる理数教育、防災教育や放射線教育の充実など、震災等を踏まえた教育が求められる中で、各教員がこれらの指導を行う資質・能力を身につけることが求められています。

【基本的方向性】

- ・ 本県の未来を担う子どもたちの教育に携わる者としての適性を、より多面的かつ公平・公正に評価し、優秀な教員を確保します。
- ・ 教員が教育に対して使命感を持ち、目標を定めながら、生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を行うことができるよう、より高い自律心と倫理観を育成するとともに、専門性を高め、実践的指導力の向上を図ります。
- ・ 学習指導、生徒指導等において日常的に努力を積み重ね、顕著な成果を上げている教職員を顕彰し、教職員全体の志気の高揚を図る一方、指導が不適切であると認定した教諭等に対しては、指導改善研修<sup>84</sup>を行います。

[東日本大震災・原子力災害を経て]

- ・ 道德教育や理数教育、防災教育、放射線教育など震災等を踏まえた教育を推進するため、これらに係る教員研修を充実させます。

【今後の取組】

◇ 適切な教員人事管理の推進

採用や昇任に当たっては、人格や能力が、本県の未来を担う子どもたちの教育に携わる者としてふさわしいかどうかを、より多面的かつ公平・公正に評価・選考するとともに、優秀な教員を確保し、適材適所に配置することにより、教員の意欲の向上を図り、学校の活性化を推進します。

◇ 教職員目標管理制度<sup>85</sup>の効果的な運用

教職員目標管理制度を効果的に運用し、学校目標を踏まえた教職員一人一人の自己目標による職務遂行能力の向上と学校組織の強化を図ります。

<sup>84</sup> 指導改善研修……教育公務員特例法の規定に基づき、児童等に対する指導が不適切である教諭等に対し、指導の改善を図るために県教育委員会が実施する研修。

<sup>85</sup> 教職員目標管理制度……従来から実施している勤務評定に加え、平成18年度から教職員の職務遂行能力の向上と学校組織の強化を目的に、本県において導入した評価制度。

- ◇ 教員研修等の充実  
教員の資質・能力の向上を図るために、今日的な教育課題に対応する研修や教員のライフステージ<sup>78</sup>に応じた研修、現職教員の長期研修、教員の服務倫理に関する研修等の充実を図ります。  
特に、各学校において震災等を踏まえた教育を推進することができるよう、子どもの発達段階に応じた放射線教育や防災教育などについて、全公立小・中学校の教員を対象とした研修を実施します。
  
- ◇ 教職員の服務倫理の確立  
研修の充実や校内服務倫理委員会<sup>86</sup>の活性化等により、教育公務員としての誇りと使命感を高めるとともに、高い倫理観と自律心の保持・向上を図ります。
  
- ◇ 教職員の志気を高める施策の推進  
学習指導、生徒指導等において日常的に努力を積み重ねている教職員を県民に広く紹介するとともに、特に顕著な成果を上げている者を表彰することなどにより、教職員全体の志気高揚を図ります。
  
- ◇ 指導不適切教諭等制度<sup>87</sup>の適切な運用  
指導が不適切である教諭等については、各学校における早期の把握・観察・支援に努めるとともに、県教育委員会が指導不適切教諭等と認定した場合には、教育センター等において指導改善研修<sup>84</sup>を行うなど、指導不適切教諭等制度の適切な運用を図ります。

---

<sup>78</sup> ライフステージ…… 55 ページ参照。

<sup>84</sup> 指導改善研修…… 62 ページ参照。

<sup>86</sup> 校内服務倫理委員会……本県の各公立学校において、平成15年度末に、各学校が主体的に服務倫理意識向上のための取り組みを行うことを目的として設置された組織。

<sup>87</sup> 指導不適切教諭等制度……指導改善研修を実施するため、県教育委員会が、指導が不適切である教諭等の認定、研修実施後における指導改善の程度の認定、学識経験者・保護者からの意見聴取等を行う制度。

## 〔施策14 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
教職員目標管理制度 <sup>85</sup> に関する研修を含む管理職に対する研修会の数（県教育センター、各教育事務所）	H23年度（H22年度も同じ） 各教育事務所1回（7回） 新任校長研修会1回 新任教頭研修会1回 計 9回	H32年度 適切に対応する	モニタリング指標
任意研修（専門研修 <sup>88</sup> ・職能研修 <sup>89</sup> ）の定員の充足率（県教育センター）	H22年度 81.2%	H25年度 100%	
サービス倫理委員会の開催回数（年間平均）（公立小・中・高・特別支援学校 <sup>16</sup> ）	H23年度 市町村立学校 11.8回 （参考 H22年度 12.1回） 県立学校 5.1回 （参考 H22年度 5.0回）	H32年度 適切に対応する	モニタリング指標
特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合（公立幼・小・中・高等学校）【再掲】	H24年度 84.7% （参考 H22年度 64.1%）	H26年度 100%	
ICT <sup>37</sup> を活用して指導ができる教員率（公立小・中・高・特別支援学校）【再掲】	H24年度 66.9% （参考 H22年度 64.6%）	H25年度 100%	

<sup>16</sup> 特別支援学校……17ページ参照。

<sup>37</sup> ICT……30ページ参照。

<sup>85</sup> 教職員目標管理制度……62ページ参照。

<sup>88</sup> 専門研修……教育課程実施上の諸課題への対応、教科等の指導力の深化及び社会の変化に対応した教育活動等を主な内容とする、学校教育全般にわたる教員の専門職としての識見、力量を高める研修。

<sup>89</sup> 職能研修……学校の実態に応じた教育課程や諸教育活動の展開に資する、校長、教頭、教務主任等、教職員の職責・職能に応じて求められる資質や能力を高める研修。

## 【施策15】 一人一人の子どもに教員が向き合うことができる環境を整備します

### 【施策の現状】

教員は、子どもたちの心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、一人一人の子どもに向き合うことができる環境を整備することが重要です。

一方で、平成18年度に文部科学省が実施した教員勤務実態調査によると、学校の運営に関わる業務や外部対応など子どもたちと直接関わることのない業務に、1日当たり平均2時間程度と多くの時間が割かれていることが分かりました。また、学校に対する保護者や地域から寄せられる要望等の内容が多種多様化しています。

このような中、本県では、教育現場のICT<sup>37</sup>化を推進するなど、教員の多忙化解消に取り組んできたところです。

### [東日本大震災・原子力災害を経て]

東日本大震災・原子力災害後は、教員自らの被災や避難による勤務環境の変更等に伴うストレスが発生しており、その精神的ケアが必要となっています。

### 【基本的方向性】

- ・ 教員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、教職員の勤務の適正化と負担軽減を進めます。
- ・ 学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかに育むことを目指し、地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促進します。
- ・ 教職員が心身ともに健康で教育活動を実施できるよう支援します。

### [東日本大震災・原子力災害を経て]

- ・ 震災等による教職員の精神的負担を軽減するための取組を推進します。

### 【今後の取組】

#### ◇ 教員の勤務の適正化と負担軽減

地域の人々の協力による専門教科の充実、会議の精選による負担軽減、教育現場のICT化による効率化等を進めるとともに、多種多様な要望等に対応する教員への支援、新たな職<sup>90</sup>の設置や学校事務の在り方について検討を行います。

<sup>37</sup> ICT……30ページ参照。

<sup>90</sup> 新たな職……学校教育法の改正により、平成20年度から学校の組織運営体制や指導体制の確立や強化を図るための副校長、主幹教諭、指導教諭という職。

- ◇ 地域ぐるみによる学校支援の促進（再掲）（関連施策：施策9）  
 地域の人々によるボランティア活動等の協力のもと、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを促進し、その取組の効果を広めることで、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間を確保するとともに、地域の人々が自らの学習成果を活かす場が広がることを促進します。
- ◇ 教職員の心身の健康保持  
 教職員が心身ともに健康で教育活動に専念できるよう、各種健康診断の実施、悩み事相談体制の充実、心の健康を保持増進するために必要な知識習得のためのセミナーの実施など心身両面の健康の保持増進に努めます。  
 東日本大震災・原子力災害後は、新たにメンタルヘルスのためのハンドブック作成、インターネットによるストレスチェック<sup>91</sup>の実施などに取り組むとともに、臨床心理士や専門医によるカウンセリングの窓口を拡充する等、教職員が心身の健康を保持できるよう、さらに心のケア対策の充実に努めます。

## 〔施策15 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
教職員健康診断受診率（教育庁本庁・各所・館及び県立学校）	H23年度 99.2% （参考 H22年度 99.3%）	H25年度 100%	
各学校及び公民館・図書館において活動したボランティアの延べ人数（公立小・中・高・特別支援学校 <sup>16</sup> ）【再掲】	H23年度 108,097人 （参考 H22年度 135,127人）	H32年度 増加を目指す	モニタリング指標

<sup>16</sup> 特別支援学校……17ページ参照。

<sup>91</sup> ストレスチェック……何らかの刺激によって体や心に生じた歪みの状態を確認するための検査

## 【施策16】 透明性の高い、開かれた教育を推進します

### 【施策の現状】

教育に対する県民の付託に応えるためには、保護者、地域住民等との信頼関係を築くとともに、連携協力を推進することが不可欠です。そのため、教育活動等の成果等について、適切に説明責任を果たすことにより、学校教育の透明性を確保することが大切になっています。

本県においても、保護者や地域住民に学校を公開するなど、学校の説明責任を果たす開かれた学校づくりの一環として、「ふくしま教育の日<sup>92</sup>」における「学校へ行こう運動<sup>93</sup>」や「学校評議員制度<sup>94</sup>」の導入などを進めてきました。特に、「学校評議員制度」は、平成12年1月21日の学校教育法施行規則の改正により制度化されたことから、本県では平成23年度、県立学校すべてで実施、また、市町村立学校においても、59の市町村中43の市町村において、小・中・特別支援学校<sup>16</sup>合わせて計649校、89.5%の学校で実施し、評議員の意見を積極的に取り入れて開かれた学校づくりを行っています。

### 【基本的方向性】

- ・ 学校が、保護者や地域住民はもとより広く県民に対して、学校経営・運営ビジョンなど自校の教育に係るさまざまな情報を公開することにより、説明責任を果たすことを進めます。
- ・ 「ふくしま教育の日」などを活用して、開かれた学校づくりを推進します。
- ・ 教員一人一人が法令遵守を徹底し、高いモラルと誇りを持って児童生徒の教育に当たることを推進します。

### 【今後の取組】

- ◇ 学校評議員制度及び学校評価の市町村立学校への導入促進  
学校経営を改善し、開かれた学校づくりを進めるため、現在も未実施の市町村立学校における学校評議員制度の導入に向けた働きかけを行っていきます。

<sup>16</sup> 特別支援学校……17ページ参照。

<sup>92</sup> ふくしま教育の日……平成15年3月24日に「ふくしま教育の日条例」により、福島県が、県民の教育に対する理解を深め、本県の教育及び文化を充実・発展させることを期する日として、11月1日を「ふくしま教育の日」、11月1日から7日までを「ふくしま教育週間」として定めた。

<sup>93</sup> 学校へ行こう運動……日常の学校の様子や子どもたち、教職員の姿を保護者や地域住民に見てもらうことにより、学校、家庭、地域が連携して子どもたちを育てていく契機とするため、11月1日から7日までの「ふくしま教育週間」を中心として展開される運動。

<sup>94</sup> 学校評議員制度……学校教育法施行規則に基づき、学校職員以外から、教育に関する理解及び識見を有する者を、校長が推薦し学校の設置者が委嘱する制度。校長の求めに応じて学校運営に対して意見を述べるができる。

- ◇ 県立学校における学校評価や保護者・地域住民等への情報提供の充実  
 県立学校においては、学校評議員を活用した外部評価を実施し、各県立学校における学校評価の取組の充実を図ります。  
 学校・家庭・地域の連携を図るため、保護者や地域住民に対し、学校通信やホームページ等を通じた積極的な情報提供に努めます。
- ◇ 学校経営能力の向上  
 組織マネジメント等に関する研修の充実等により、学校経営の責任を担う校長等の経営能力の向上を図ります。
- ◇ 「ふくしま教育の日<sup>92</sup>」の啓発と「学校へ行こう運動<sup>93</sup>」の推進  
 「ふくしま教育の日（11月1日）」を含む「ふくしま教育週間<sup>95</sup>」を中心として、日常の様子や子どもたち、教職員の姿を保護者や地域住民に見てもらい「学校へ行こう運動」を進めます。
- ◇ 教職員の服務倫理の確立（再掲）  
 研修の充実や校内服務倫理委員会<sup>86</sup>の活性化等により、教育公務員としての誇りと使命感を高めるとともに、高い倫理観と自律心の保持・向上を図ります。

## 〔施策16 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
学校評議員実施小・中学校数（公立小・中・特別支援学校 <sup>16</sup> ）	H23年度 89.5% （参考 H22年度 90.3%）	H25年度 100%	
外部評価を通じた改善件数（%）（県立学校）	H23年度 84.3% （参考 H20年度 87.5%）	H32年度 上昇を目指す	モニタリング指標 調査サイクル3年

<sup>16</sup> 特別支援学校……17ページ参照。

<sup>86</sup> 校内服務倫理委員会……63ページ参照。

<sup>92</sup> ふくしま教育の日……67ページ参照。

<sup>93</sup> 学校へ行こう運動……67ページ参照。

<sup>95</sup> ふくしま教育週間……67ページ「ふくしま教育の日」の説明を参照。

## 【施策17】 安全で安心できる学習環境の整備を促進します

### 【施策の現状】

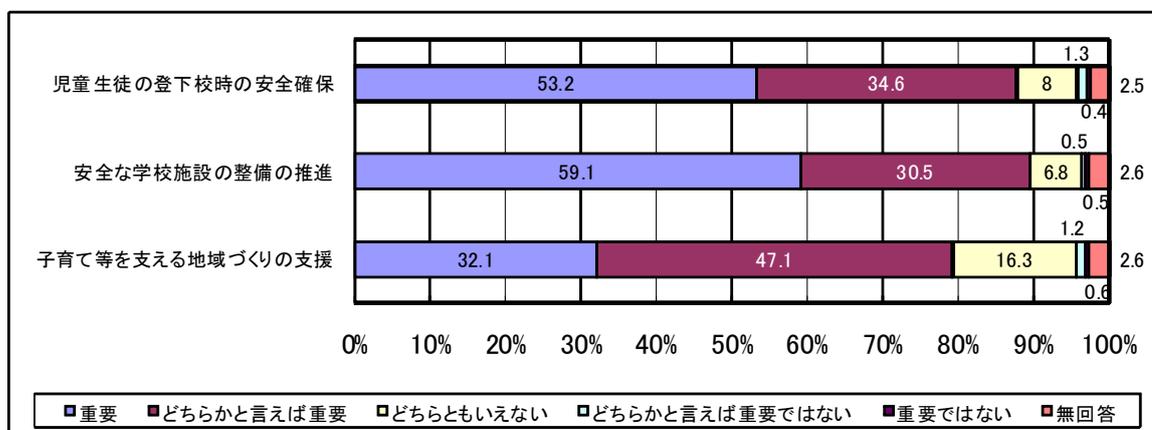
学校は、教育活動の場であると同時に、一日の大半を過ごす生活の場でもあることから、何よりも子どもたちの命を守るとともに、子どもたちが安全で安心して学ぶことができる環境の整備を促進していくことが大切です。また、県立学校における授業料については、平成22年度より無償化となりましたが、家庭の経済状況にかかわらず、児童生徒が学校で学ぶことができるよう支援することが大切です。

本県でも、学校施設の耐震化など児童生徒の学習環境の整備を図っていますが、近年、地震など自然災害等が相次いで発生しており、新型インフルエンザなど新たな感染症の流行の危険性も増しています。また、児童生徒の登下校時の交通事故や声かけ事案、わいせつ被害等も発生しています。

なお、福島県高等学校等奨学金貸与者数は、経済・雇用情勢の悪化に伴い増加傾向にありましたが、特に平成23年度においては、震災等の影響により大幅な増加となっています。

県民アンケートでは、「児童生徒の登下校時の安全確保」や「安全な学校施設の整備の推進」について、「どちらかと言えば」も含め、重要と答えた県民の割合はそれぞれ87.8%、89.6%で、安全で安心できる学習環境の整備について、県民が特に重視しているという結果が出ています。

### 〔各施策の今後の重要性について〕



### 〔東日本大震災・原子力災害を経て〕

東日本大震災・原子力災害により多くの子どもたちや学校施設が被害を受けました。被災に伴い仮設の校舎での授業を余儀なくされている学校については、一日も早い復旧が緊急の課題となっています。被災した子どもたちへの心のケアや就学支援についても継続することが重要です。

また、原子力災害により、放射線に対する関心が高まる中で、子どもや保護者の安全・安心を確保することが引き続き必要です。

これからは、今回の教訓を踏まえて子どもたちの防災意識を高めるとともに、災害時に主体的に判断し、行動する態度を育成していく必要があります。

## 【基本的方向性】

- ・ いじめや不登校等の未然防止や早期解決を図るため、学校の教育相談体制を充実させます。
- ・ 登下校時や学校内外における事件や事故、災害、感染症、安全・安心を脅かす新たな課題などに対応するため、児童生徒を守るための体制の整備を進めます。
- ・ 各学校が、家庭、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみで学校を支援する体制づくりを進めます。
- ・ 学校施設の耐震化や老朽化対策などを進めます。
- ・ 経済的困難を有する家庭の子どもが自らの希望する進路を選択することができるよう、経済的支援を行います。

## 〔東日本大震災・原子力災害を経て〕

- ・ 被災した子どもたちへの心のケアや被災による経済的理由から就学等が困難となった世帯の子どもたちに対する支援を推進します。

被災した学校施設の早期復旧を図るとともに、学校の校庭等の放射線量の測定・除染<sup>28</sup>や、学校給食における食材等検査などを継続し、学校における安全・安心の確保を促進します。

震災等の教訓を踏まえた児童生徒の防災意識の高揚と主体的に行動する態度等の育成を図るとともに、家庭や地域との連携を踏まえて積極的な情報発信に努めます。

## 【今後の取組】

## ◇ 教育相談体制の整備（再掲）（関連施策：施策1）

臨床心理に関する高度な専門性を有するスクールカウンセラー<sup>20</sup>の配置や教員の教育相談技法を高めるための研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、多様化する子どもたちやその保護者の悩みに対応できる相談体制の整備を推進します。

また、被災した子どもたちの心のケアのため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー<sup>21</sup>の派遣を継続して推進します。

## ◇ 感染症対策の推進や学校安全体制の整備

感染症については、マニュアルに基づき対応の徹底を図るとともに、関係機関との連携により、市町村教育委員会等への情報提供と感染予防・拡大防止に努めます。

また、各学校が安全点検、安全指導、教職員の研修等を盛り込んだ総合的な学校安全計画の充実を図り、安全体制の整備を進めるよう支援します。

<sup>20</sup> スクールカウンセラー…… 22 ページ参照。

<sup>21</sup> スクールソーシャルワーカー…… 22 ページ参照。

<sup>28</sup> 除染…… 26 ページ参照。

- ◇ 児童生徒の安全の確保と防災教育の推進  
地域の安全ボランティア等との連携により、児童生徒の登下校時の安全確保を図るなど、防犯・防災体制の整備を進めるとともに、児童生徒の防災意識を高め、主体的に行動する態度等を育成する防災教育を進めます。
- ◇ 県立学校施設の耐震化及び老朽化対策などの推進  
耐震性が確保されていない県立学校施設の耐震化や、学校再編などに伴う施設整備及び老朽化した施設等の改修などを計画的に推進します。
- ◇ 市町村立学校施設の耐震化及び老朽化対策などの促進  
耐震性が確保されていない市町村立学校施設の耐震化や、老朽化施設の改修については、各地域における児童生徒数の推移を見極めながら地域の実情等を踏まえた施設の整備を促進します。
- ◇ 経済的困難を有する家庭の子どもへの支援  
被災した子どもたちに対する就学援助や能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学が困難と認められる生徒に対して奨学資金の貸与を行うとともに、教育に対する一層手厚い支援を行うため、大学等へ入学予定の者に入学一時金を貸与します。
- ◇ 学校等における安全・安心の確保  
震災等により被災した学校の復旧を急ぐとともに、放射線量の低減に向け、校庭等の放射線量の測定や除染<sup>28</sup>などを今後も継続的に進め、学校における安全・安心を確保します。  
また、学校給食についても引き続き放射性物質の検査体制を支援します。

---

<sup>28</sup> 除染…… 26 ページ参照。

## 〔施策17 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
スクールガード <sup>96</sup> の人数 (公立小・中学校1校当たりの平均人数)	H24年度 39人 (参考 H22年度 83人)	H32年度 維持を目指す	モニタリング指標
県立学校施設の耐震化率	H23年度 71.2% (参考 H22年度 65.7%)	H27年度 100%	警戒区域の学校を除く
公立小・中学校施設の耐震化率	H23年度 72.1% (参考 H22年度 68.1%)	H32年度 上昇を目指す	モニタリング指標
高校・大学等奨学資金貸与者数	H23年度 (参考 H22年度) 高校等 2,424人(984人) 大学等 313人(379人)	H32年度 適切に対応する	モニタリング指標
被災児童生徒就学援助者数	H23年度 (H23年度より) 小学生 7,264人 中学生 3,863人	H32年度 適切に対応する	モニタリング指標
いじめの認知件数(国公立小・中・高・特別支援学校)【再掲】	H23年度 175件 (参考 H22年度 232件)	H32年度 適切に対応する	モニタリング指標
いじめの解消率(国公立小・中・高・特別支援学校 <sup>16</sup> )【再掲】	H23年度 92.6% (H23年度より)	H25年度 100%	
暴力行為の発生件数(国公立小・中・高等学校)【再掲】	H23年度 202件 (参考 H22年度 214件)	H32年度 減少を目指す	モニタリング指標
不登校の件数(国公立小・中学校)【再掲】	H23年度 1,491件 (参考 H22年度 1,575件)	H32年度 940件以下	
防災教育に係る授業(避難訓練を除く)を実施した学校の割合(公立小・中学校)【再掲】	H24年度 96.0% (H24年度より)	H25年度 100%	

<sup>16</sup> 特別支援学校……17ページ参照。

<sup>96</sup> スクールガード……子どもの通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視を行う学校安全ボランティアのこと。

## 【施策18】 地域における身近な文化・スポーツ環境を整備します

### 【施策の現状】

文化・スポーツは、人々の暮らしに潤いや生きがいをもたらし、豊かな感性や創造性をもった人づくり、魅力ある地域づくりの原動力になることから、本県の文化を再認識し、守り、伝え、育み、活かしていくことが大切です。

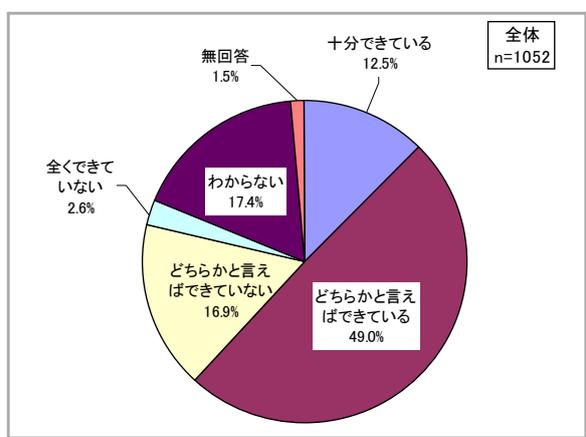
本県は、「合唱王国ふくしま」に代表される芸術文化、暮らしの中で培われてきた生活文化など、彩り豊かな文化を育んできました。特に、合唱や吹奏楽等の音楽部門を中心として全国レベルで高い評価を得る小・中・高等学校が増えています。

また、総合型地域スポーツクラブ<sup>29</sup>の創設・育成・定着の支援をするなど、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむ環境づくりを図ってきたところです。

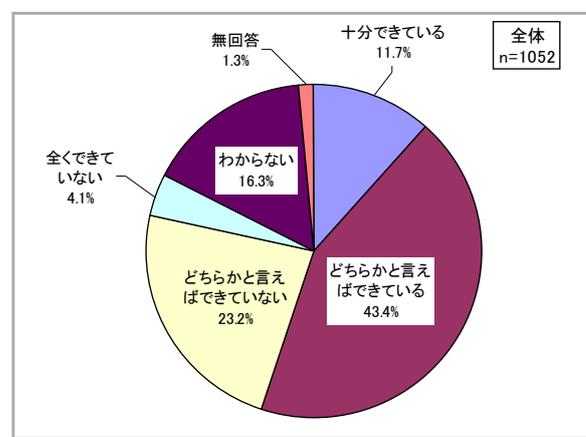
各競技では、世界を舞台に活躍する選手を数多く輩出するなど、競技力向上を図ってきたところです。

県民アンケートでは、「地域の文化活動の進展に向けた環境づくり」、「生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくり」について、「どちらかと言えど」とも含め、できていると答えた県民の割合は、それぞれ61.5%、55.1%で、半数以上が、できていると感じているという結果が出ています。

〔地域の文化活動の進展に向けた環境づくり（全体）〕



〔生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくり（全体）〕



### 【基本的方向性】

- ・ 県民が、年間を通して芸術活動などを鑑賞できる機会や自ら発表できる場を設け、県民参加による文化の振興を図ります。
- ・ 地域に根ざした文化的資源を活かした文化振興に取り組み、地域の活性化を図ります。（再掲）

<sup>29</sup> 総合型地域スポーツクラブ…… 26 ページ参照。

- ・ 第35回全国高等学校総合文化祭<sup>97</sup>（ふくしま総文）の成果を継承・発展させ、児童生徒の文化・芸術活動を推進します。
- ・ 県民の日常生活にスポーツが根ざすよう、自らスポーツをする、みる、ささえる活動の場づくりや地域の一体感を高めるスポーツ環境の整備を図ります。
- ・ 本県競技者の国際大会や全国大会等での活躍が県民に夢と希望、誇りを醸成する観点から、トップアスリートを育成する競技力の向上を一層図ります。  
また、県内のスポーツ指導者の指導力の向上に努めます。

### 【今後の取組】

- ◇ 優れた文化芸術の鑑賞と文化活動の発表・参加の機会の充実  
県民の文化活動を振興し、日ごろの文化活動の成果を発表する場の充実を図るとともに、トップレベルの芸術・文化に身近に触れ親しむ機会の充実を図り、県民の文化活動への参加を促進させます。  
また、本県文化振興の中心施設である県立美術館、県立博物館について、美術作品等の収集と調査研究を計画的に推進し、常設展、企画展、教育普及事業の充実を図ります。
- ◇ 文化的資源を活かした地域活性化の推進（関連施策：施策13）  
さまざまな文化的資源を活用し、また本県ゆかりの歴史上の人物を取り上げる取組などで地域活性化を促進することにより、地域の一体感や誇りの醸成を図ります。
- ◇ 第35回全国高等学校総合文化祭の成果の継承・発展による児童生徒の文化・芸術活動の推進  
第35回全国高等学校総合文化祭（ふくしま総文）の成果を継承・発展させ、本県の再生・復興に繋げるため、地域の伝統芸能をはじめとする文化・芸術活動に取り組む高校生や小中学生の活動を支援します。
- ◇ スポーツ環境の整備  
総合型地域スポーツクラブ<sup>29</sup>の創設・育成・定着の支援や「ふくしまの顔」となりうるシンボルスポーツ<sup>98</sup>やシンボルスポーツチームについて、機運の醸成を図りながら、その創出に取り組むなど、身近にスポーツに触れ親しむことのできる場づくりに努めます。

<sup>29</sup> 総合型地域スポーツクラブ……26ページ参照。

<sup>97</sup> 全国高等学校総合文化祭……全国や海外から2万人を超える高校生が参加し、演劇や合唱をはじめとした19の規定部門でコンクールや発表、競技が行われる、文化部のインターハイとも呼ばれる高校生の芸術文化の祭典。平成23年年度、本県において第35回大会が開催された。

<sup>98</sup> シンボルスポーツ……「ふくしまの顔」として地域の活性化と大きな経済効果をもたらす可能性を有するスポーツやチーム。

## ◇ 競技力の向上

日本トップレベルの指導者が持つノウハウの継承と県内指導者への活用を図ります。

また、優秀な指導者の養成・確保・活用など、指導環境を充実させることにより、優れた競技者の育成を図ります。

## 〔施策18 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
県芸術祭参加行事数	H24年度 77 (参考 H22年度 81)	H32年度 85以上	
全国高等学校総合文化祭 <sup>97</sup> への県内高等学校からの出場生徒数	H22年度 228人	H32年度 増加を目指す	モニタリング指標
高校生の文化部加入率（県立・私立高等学校全日制課程）	H23年度 34.0% (参考 H22年度 36.9%)	H32年度 上昇を目指す	モニタリング指標
生涯スポーツ関連行事の開催回数・人数	H23年度 1,523回 (参考 H22年度 2,781回) 144,930人 (参考 H22年度 328,570人)	H32年度 2,800回  329,000人	
国民体育大会天皇杯順位	H24年度 43位 (参考 H22年度 43位)	H32年度 30位	
運動部加入率（公立中学校、県立高等学校全日制課程）【再掲】	H24年度 (参考 H22年度) 高校生 48.5% (46.6%) 中学生 76.0% (76.4%)	H32年度 高校生 上昇を目指す 中学生 上昇を目指す	モニタリング指標 モニタリング指標
文化財センター白河館の入館者数【再掲】	H23年度 22,528人 (参考 H22年度 28,231人)	H32年度 30,000人	

<sup>97</sup> 全国高等学校総合文化祭……74ページ参照。

## 【施策19】 私立学校の振興を図ります

### 【施策の現状】

私立学校は、建学の精神に基づく多様な人づくりや特色ある教育など個性豊かな活動を展開し、本県の学校教育の発展に重要な役割を果たしています。

本県には、平成24年5月1日現在で、幼稚園が146園、小学校が3校、中学校が7校、高等学校が17校、専修学校が45校、各種学校が10校あり、35,379人の幼児児童生徒が、それぞれの学校の建学の精神のもとに地域に密着した特色ある教育を受け、学業、芸術、文化、スポーツ、職業教育<sup>44</sup>など多くの分野で成果を上げるとともに、卒業後も地域に貢献する方々が数多く輩出されています。

このような本県私立学校の果たしている役割にかんがみ、私立学校の振興を重要な政策課題の1つとして位置づけ、その自主性を尊重しながら、私学助成その他の支援を行っています。

### [東日本大震災・原子力災害を経て]

東日本大震災・原子力災害により、子どもたちや学校施設が被害を受けました。また、子どもたちの県外への避難などにより厳しい運営を強いられている私立学校もあります。被災した学校施設の復旧や子どもたちへの心のケアなどを継続していくことが必要です。

### 【基本的方向性】

- ・ 私学の自主性を尊重しながら、私学助成の充実を図るとともに、私立学校における教育改革などの取組を支援します。
- ・ 私立学校に在籍する生徒等の経済的負担の軽減を図ります。
- ・ 私立学校に在籍する生徒の就職活動を支援します。
- ・ 学校経営の健全化などに向けた取組を支援します。

### [東日本大震災・原子力災害を経て]

- ・ 被災した私立学校や子どもたちへの支援を推進します。

<sup>44</sup> 職業教育……35ページ参照。

## 【今後の取組】

## ◇ 私学助成の充実

私立学校の教育条件の維持向上、保護者の負担軽減、経営基盤の安定のため、学校運営に係る経常経費の一部を助成するとともに、障がい児教育、少人数教育、子育て支援などの取組を支援します。

また、福島県私学振興基金協会<sup>99</sup>や福島県私立学校教職員退職金財団<sup>100</sup>を通し、私立学校の耐震化などの施設整備や教職員の退職金給付事業を支援します。

## ◇ 教育改革への取組の支援

私立学校における伝統・文化活動、体験活動、食育<sup>25</sup>、環境教育、キャリア教育<sup>41</sup>、教育の国際化、生徒指導の充実など社会経済の変化に対応した教育改革への取組を支援します。

## ◇ 在籍する生徒等の経済的負担の軽減

教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、授業料に充てるための就学支援金の支給や授業料減免額に対する支援を行います。

## ◇ 在籍する生徒の就職活動の支援

就職を希望する生徒が全員就職できるよう、関係機関・団体と連携しながら、求人開拓活動や生徒の勤労観・職業観の育成など、新規高卒者の就職活動を支援します。

## ◇ 学校経営の健全化などに向けた取組の支援

少子化の進展など厳しい学校法人の経営環境を踏まえ、学校運営状況調査などを通し、学校経営の健全化に向けた情報の提供、助言などの支援を行います。

## ◇ 被災した私立学校や子どもたちへの支援

被災した私立学校に対し、施設等の復旧や児童生徒等の減少に伴う納付金減収に対する助成などの支援を行います。

また、被災した子どもたちの心のケアを継続的に行うとともに、被災した子どもたちが就学できるよう授業料等減免額に対する支援を行います。

<sup>25</sup> 食育…… 25 ページ参照。

<sup>41</sup> キャリア教育…… 34 ページ参照。

<sup>99</sup> 福島県私学振興基金協会……福島県における私立学校の振興のため、学校法人等に対して、その設置する私立学校の施設設備の整備及び運営に必要な資金を貸し付けるとともに、各種助成事業を行うことを目的とする社団法人。

<sup>100</sup> 福島県私立学校教職員退職金財団……県内の私立学校及び私学振興団体に勤務する教職員の退職手当給付に必要な資金を造成し学校法人等に対して給付することを目的とする財団法人。

## 【施策20】 社会情勢や環境の変化に対応した学校づくりを推進します

### 【施策の現状】

グローバル化<sup>9</sup>の進展などによる社会の変化が激しく、価値観の多様化が一層進行するとともに、人口減少及び少子化が進行する中であっても、県内どこにおいても、多様な児童生徒のニーズに応えることができるよう、学校改革を推進することが重要です。

本県においては、平成12年度から本格的な生徒減少期を迎えており、このような状況のもと、地域の特性や通学条件等に考慮しながら、学校規模の適正化に努めるとともに、適正な学校配置と、魅力にあふれ、生徒一人一人の個性・能力が伸長する学校づくりに努めています。

また、発達障がいを含む障がいのある児童生徒数については、本県の全ての学校種において増加しています。さらに特別支援学校<sup>16</sup>においては、在籍する児童生徒等の障がいの重度・重複化、多様化が進行しており、加えて全国的な傾向と同様に、知的障がい特別支援学校では高等部生徒が年々増加する傾向にあります。

### [東日本大震災・原子力災害を経て]

地震や津波による被害に加え、原子力災害により多くの県民が県内外への避難を余儀なくされており、子どもたちの教育を受ける機会を確保することが必要となっています。

### 【基本的方向性】

- ・ 個に応じたきめ細かな指導が可能となるよう、小・中学校において少人数教育の充実を図ります。
- ・ 過疎・中山間地域の特性・実情等を考慮しながら、小・中学校の学習環境の充実を図ります。
- ・ 高等学校の生徒一人一人の進路希望実現のため、特色ある学校づくりを進めるとともに、過疎・中山間地域の特性・実情等も十分に考慮しながら、学校規模の適正化を図ります。
- ・ 県立高等学校全日制普通科の通学区域の適正化について、検討を進めます。
- ・ 中高一貫教育<sup>62</sup>の特色を生かし、より効果的な教育を進めます。
- ・ 児童生徒数が増加し、教育環境の改善が必要となっている特別支援学校の在り方について、複数の障がいに対応する特別支援学校の要否も含めて検討しながら改善を図ります。

<sup>9</sup> グローバル化…… 7 ページ参照。

<sup>16</sup> 特別支援学校…… 17 ページ参照。

<sup>62</sup> 中高一貫教育…… 44 ページ参照。

[東日本大震災・原子力災害を経て]

- 子どもたちの教育を受ける機会を確保するため、高等学校については、避難地域における復興状況や志願動向等を踏まえつつ、サテライト校<sup>101</sup>の教育環境の整備を引き続き進めるとともに、小・中学校についても、避難地域等の学校や避難者を多く受け入れている学校を中心に十分な支援を行います。

また、特別支援学校<sup>16</sup>についても、東日本大震災・原子力災害後における中・長期的な見通しに立って、教育環境の整備・充実を図ります。

【今後の取組】

- ◇ 少人数教育によるきめ細かな指導（関連施策：施策1、施策3）  
少人数教育を推進し、教員が子どもたち一人一人に向き合うことのできる環境を活かして、実効性のある取組を推進します。  
小・中学校においては、各学校や市町村教育委員会がそれぞれの実態、目的及びニーズに照らして、少人数学級編制を選択するか、加配された教員を活用して少人数指導を展開するかを選択するよう促し、学校改革の推進を図ります。
- ◇ 特色ある学校づくり  
高等学校において、地域の特色や生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に対応した教育課程の編成を進めるとともに人的な面での支援を推進します。
- ◇ 過疎・中山間地域における小・中学校の学習環境の充実  
過疎・中山間地域における小・中学校の児童生徒数の推移を見極めながら、地域の実態に配慮した教員の配置を行うとともに、各地域の特性・実情等も十分に考慮した上で、市町村と連携しながら学習環境の充実を図ります。
- ◇ 県立高等学校の学校規模の適正化  
「県立高等学校改革計画（二次まとめ）」に基づき、県立高等学校改革懇談会を開催するなどして、今後の生徒減少の傾向を踏まえながら、隣接校間の統合、分校化などを検討して、学校規模の適正化を図ります。
- ◇ 通学区域の適正化  
現行の制度を当分の間継続しながら、生徒の志願動向について、継続的な調査と分析を進めます。

<sup>16</sup> 特別支援学校……17ページ参照。

<sup>101</sup> サテライト校……原子力災害により、本来の所在地で教育活動ができなくなり、他の高等学校（協力校）等に設置した仮設校舎や大学施設等において、協力校や関係機関等の協力を得ながら授業や部活動等を実施している相双地区の県立高等学校。

◇ 中高一貫教育<sup>62</sup>の推進

生徒一人一人の能力・適性などをゆとりある教育の中で育むため、併設型公立中高一貫教育校と連携型中高一貫教育校のより効果的な運営と教育内容の改善を進め、国際人として世界で活躍できる人づくりや、キャリア教育<sup>41</sup>による地域が求める人づくりなどを推進します。

◇ 特別支援学校<sup>16</sup>の在り方の検討

子どもたちの学びを最優先にした教育環境の改善を促進するため、早期及び中・長期的な視点から策定した「福島県県立特別支援学校全体整備計画」をもとに、特別支援学校の在籍児童生徒数の増加及び通学地域の広域化に伴う長時間通学等の課題を解消し、障がいのある児童生徒等の学習活動が適切に行える教育環境づくりと複数障がい種に対応した専門的な教育が行われる学校づくりを推進します。

◇ サテライト校<sup>101</sup>の教育環境整備

サテライト校の施設設備等を整備するとともに、当面の宿泊施設の確保や監督者の配置など、引き続き教育環境の整備・改善を図ります。

今後については、避難地域における復旧状況や志願動向等を踏まえてその在り方を検討します。

## ◇ 被災した市町村立学校への適切な教員配置

市町村立学校について、避難区域等の学校や避難者を多く受け入れている学校に対し、教員を適切に配置して手厚い支援を行います。

---

<sup>16</sup> 特別支援学校…… 17ページ参照。

<sup>41</sup> キャリア教育…… 34ページ参照。

<sup>62</sup> 中高一貫教育…… 46ページ参照。

<sup>101</sup> サテライト校…… 79ページ参照。

## 〔施策20 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
連携型入試の募集定員に対する充足率（連携型中高一貫教育を実施している県立高等学校）	H23年度 84.7% (参考 H22年度 91.4%)	H25年度 100%	
いじめの認知件数（国公立小・中・高・特別支援学校 <sup>16</sup> ）【再掲】	H23年度 175件 (参考 H22年度 232件)	H32年度 適切に対応する	モニタリング指標
いじめの解消率（国公立小・中・高・特別支援学校）【再掲】	H23年度 92.6% (H23年度より)	H25年度 100%	
暴力行為の発生件数（国公立小・中・高等学校）【再掲】	H23年度 202件 (参考 H22年度 214件)	H32年度 減少を目指す	モニタリング指標
不登校の件数（国公立小・中学校）【再掲】	H23年度 1,491件 (参考 H22年度 1,575件)	H32年度 940件以下	
全国学力・学習状況調査 <sup>36</sup> で授業が分かると回答した児童生徒の割合（公立小6・中3）【再掲】	H24年度 74.5% (参考 H22年度 73.6%)	H32年度 上昇を目指す	モニタリング指標
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合（公立小6・中3）【再掲】	H24年度（参考 H22年度） 小学校国語 99.7% (99.4) 小学校算数 97.7% (97.0) 小学校理科 101.3% (－) 中学校国語 101.9% (99.7) 中学校数学 98.7% (96.8) 中学校理科 102.4% (－)	H32年度 小学校国語 103.0% 小学校算数 102.0% 小学校理科 103.0% 中学校国語 103.0% 中学校数学 102.0% 中学校理科 103.0%	
大学等進学希望者に占める国公立大学の合格者の割合（県立高等学校全日制・定時制課程）【再掲】	H23年度 24.6% (参考 H22年度 24.9%)	H32年度 27.2%以上	
大学等進学率（県立・私立高等学校全日制・定時制課程）【再掲】	H23年度 43.1% (参考 H22年度 42.3%)	H32年度 上昇を目指す	モニタリング指標
大学等進学希望者の進学率（県立高等学校全日制・定時制課程）【再掲】	H23年度 92.4% (参考 H22年度 91.2%)	H32年度 上昇を目指す	モニタリング指標
県立高校生の就職決定率（県立高等学校全日制・定時制課程）【再掲】	H23年度 97.6% (参考 H22年度 94.7%)	H25年度 100%	

<sup>16</sup> 特別支援学校……17ページ参照。<sup>36</sup> 全国学力・学習状況調査……29ページ参照。

## 用語解説

## 【I】

**ICT** 30, 42, 43, 64, 65頁  
Information and Communication Technologyの略。コンピュータやインターネットなどの情報コミュニケーション技術。

## 【N】

**NPO** 54頁  
NonProfit Organization（民間非営利組織）の略。営利を目的とせず、公共的な活動を行う民間の組織・団体の総称。

## 【P】

**PTA連合会** 53頁  
市町村立の小・中学校PTAの連合組織。

## 【あ】

**朝河貫一博士** 44頁  
明治6年（1873）～昭和23年（1948）、福島県出身の歴史学者。  
東京専門学校（現早大）卒業後、アメリカのエール大大学院に学び、昭和12年同大教授。日露戦争の原因を説明した「日露衝突」、日本の封建制度をはじめで紹介した「The Documents of Iriki（入来文書）」などを発表。

**新たな職** 65頁  
学校教育法の改正により、平成20年度から学校の組織運営体制や指導体制の確立や強化を図るための副校長、主幹教諭、指導教諭という職。

## 【い】

**生きる力** 16, 17, 61頁  
「生きる力」をはぐくむことは、現行及び新学習指導要領の基本理念となっており、「生きる力」とは、次のようなものとされている。  
○基礎・基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力  
○自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性  
○たくましく生きるための健康や体力 など

**イコールパートナー** 12頁  
協力や提携などに際して、対等で友好的な関係にある相手。

**インクルーシブ教育システム** 39頁  
「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進に向け、障がいのある子どもとない子どもが地域において教育的ニーズに応じて適切な教育を受けることができる仕組み。

**インターンシップ** 34, 36頁  
生徒や学生が在学中に企業等において就業体験をすること。

## 【う】

**運動身体づくりプログラム** 27頁  
体育の授業の中で各種の動きを楽しみながら体力の向上を図るためのプログラム。福島県教育委員会が福島大学と連携し主に小学校用として平成18年度に作成した。

## 【え】

**英検** 46頁  
公益財団法人日本英語検定協会主催の「実用英語技能検定」。「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能について測定するテスト。

**栄養教諭** 27頁  
学校給食の管理や児童生徒への食に関する指導などを行う教職員。本県では平成19年度より配置されている。

**栄養状態** 28頁  
定期健康診断等において、学校医が子どもの皮膚の色や光沢、貧血の有無、皮下脂肪厚、筋肉や骨格の発達程度等について視診又は触診することによって、栄養不良や肥満、やせ傾向を判断する検査項目の1つ。

## 【か】

**外国語指導助手** 45頁  
日本人英語教員と協力し、ティーム・ティーチング等を行う外国人の助手。ALT (Assistant Language Teacherの略) とも言われる。

**介助員** 40頁  
肢体不自由等の障がいのある生徒が、高等学校で学ぶために、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う者。

**学習サポートシステム** 32頁  
学習意欲と学力の向上を図るため、インターネット回線を利用した複数校同時授業やパソコン等による音声・動画を使用した教材による学習方法。

**学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）** 6頁  
学校及び学校が認める関係団体等が公式に開設運営するサイト以外で児童生徒や卒業生が自主的に開設した特定の学校の話のみを扱う各種コミュニティサイト。個人情報の流出や特定の人間の誹謗中傷が行われるなど「ネット上のいじめ」の温床になっているとの指摘がある。

**学校評議員制度** 67頁  
学校教育法施行規則に基づき、学校職員以外から、教育に関する理解及び識見を有する者を、校長が推薦し学校の設置者が委嘱する制度。校長の求めに応じて学校運営に対して意見を述べることができる。

**学校へ行こう運動** 67, 68頁  
日常の学校の様子や子どもたち、教職員の姿を保護者や地域住民に見てもらうことにより、学校、家庭、地域が連携して子どもたちを育てていく契機とするため、11月1日から7日までの「ふくしま教育週間」を中心として展開される運動。

## 【き】

**基礎的・汎用的能力** 35頁  
一人一人の社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる能力で、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成される。

**キャリア教育** 34, 35, 77, 80頁  
 児童生徒一人一人に望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育のこと。

**教職員目標管理制度** 62, 64頁  
 従来から実施している勤務評定に加え、平成18年度から教職員の職務遂行能力の向上と学校組織の強化を目的に、本県において導入した評価制度。

## 【く】

**グローバル化** 7, 16, 44, 78頁  
 これまで存在した国家、地域などの境界を超え、地球規模で展開する社会や経済などの動き。

## 【け】

**県民カレッジ（夢まなびと）** 56頁  
 県民の幅広い学びのニーズに応えるため、県や市町村、大学、NPOなどの地域活動団体、民間の教育機関等が連携・協働して創りあげる「県内全域の生涯学習」のしくみ。

## 【こ】

**県民健康管理調査** 48頁  
 東日本大震災・原子力災害により、多くの県民が健康に不安を抱えている状況を踏まえ、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなぐことを目的とした調査。

**公共図書館** 23, 51頁  
 地方公共団体や法人等が設置する図書館。

**合計特殊出生率** 3頁  
 人口統計上の指標で、一人の女性が生涯に産む子供の数。

**校内服務倫理委員会** 63, 68頁  
 本県の各公立学校において、平成15年度末に、各学校が主体的に服務倫理意識向上のための取組みを行うことを目的として設置された組織。

**公民館主事** 51頁  
 社会教育法第27条に規定された「公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる」とされている主事。公民館事業の企画・立案・実施、住民グループなどの団体活動支援などを行う。

**公立大学法人** 17, 36, 42, 43, 46, 48頁  
 地方公共団体が設立する法人(地方独立行政法人)のうち、大学の設置・管理の業務を行う法人。

**国際学術交流協定** 46頁  
 海外の大学との協力関係を積極的に構築をするため、研究者・学生の交互交流、国際共同研究の推進など、学術の交流に関して結ばれる協定。

**孤食** 25頁  
 家庭において、個人の意思に関わらず一人で食事をとること。特に、食事の際に孤独を感じてしまう「寂しい食事」のこと。

**子ども読書活動推進計画** 23, 24, 51頁

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日公布）第9条に基づき、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができる環境を整備するため、各地方公共団体が策定する計画。

本県においては、平成22年度を初年度とする第2次計画を策定した。

**個別の教育支援計画** 39, 40, 41頁

障がいのある人の乳幼児期から学校卒業後までの各ライフステージにおいて、一貫して的確な支援を行うことを目的として、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して策定する計画のうち、学校などの教育機関が中心となって策定するもの。

**個別の指導計画** 40頁

各学校において、保護者との連携のもと担任を中心として作成するもので、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、児童生徒一人一人の指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導のための計画。

**コンピュータサイエンスサマーキャンプ** 42頁

全国の中学生、高校生を対象に平成9年度から会津大学で開催されている研修。コンピュータサイエンスに対する興味と関心を高め、創造する心の育成を目指している。

**コンピュータ理工学** 42, 43, 47, 48頁

コンピュータのソフトウェア、ハードウェアに関する学問。

**【さ】****再生可能エネルギー** 8, 13, 32, 48, 58頁

自然プロセス由来で絶えず補給される太陽、風力、バイオマス、地熱、水力等から生成されるエネルギー

**サテライト校** 79, 80頁

原子力災害により、本来の所在地で教育活動ができなくなり、他の高等学校（協力校）等に設置した仮設校舎や大学施設等において、協力校や関係機関等の協力を得ながら授業や部活動等を実施している相双地区の県立高等学校。

**サポートティーチャー** 31頁

大学生や退職教員など、放課後や長期休業中などに相談活動や学習支援を行い、教員を補助する者。

**【し】****指導改善研修** 62, 63頁

教育公務員特例法の規定に基づき、児童等に対する指導が不適切である教諭等に対し、指導の改善を図るために県教育委員会が実施する研修。

**指導不適切教諭等制度** 63頁

指導改善研修を実施するため、県教育委員会が、指導が不適切である教諭等の認定、研修実施後における指導改善の程度の認定、学識経験者・保護者からの意見聴取等を行う制度。

- 社会教育主事** 51頁  
社会教育主事の講習を修了し、その資格を得た者。社会教育を行う者に専門的技術的な助言などを行う。
- 社会福祉学** 47頁  
生活困窮者、身寄りのない老人・児童、障がいのある人などの社会的弱者に対する公私の保護及び援助に関する行政政策、社会的な基盤や構造などに関する学問。
- 十七字のふれあい事業** 53頁  
子どもと大人が共通の体験を通して感じたことなどについて、十七字で表現した作品を募集する本県独自の事業（平成14年度から実施）。
- ジュニアマイスター** 36頁  
将来の仕事や学業に必要とされる国家職業資格や各種検定、及び各種コンテストの入賞実績を点数化し、30点以上を「シルバー」、45点以上を「ゴールド」として全国工業高等学校長協会が認定する顕彰制度。
- 循環型社会** 58頁  
狭義には、廃棄物の発生を抑制し、再使用・リサイクルを行い、廃棄量を少なくし資源として循環利用する社会。広義には、自然における適正な物質循環を可能にする人間社会の在り方。
- 生涯学習施設** 54, 55頁  
学校教育施設や社会教育施設を含めて、人々が生涯を通じて学習できる施設。
- 生涯学習推進拠点機能** 54, 55頁  
学習機会・情報の提供、学習相談、指導者養成、学習団体等への活動支援など、県民の生涯学習活動の支援・促進を図る機能。
- 情報インフラ** 14頁  
情報通信の基盤となる考え方やその技術の総称のことであるが、各種の情報通信網と通信機器などを指すことが多い。
- 情報リテラシー** 6頁  
コンピュータなどの情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することができる能力。
- 食育** 25, 26, 27, 77頁  
食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。本県の「ふくしまっ子食育指針」では、学校における食育を子どもたちが生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、家庭や地域との連携のもと、教育活動全体を通して、自ら望ましい食生活を実践していく力（食べる力）や感謝の心、郷土愛等を身につけていくことと捉えている。
- 食育推進コーディネーター** 27頁  
小・中学校、高等学校及び特別支援学校における食育を、各学校の中心となって推進する教職員。本県の各学校においては、平成20年度より校務分掌に位置付けられている。

**職業教育** 35, 36, 76頁  
 一定の又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、態度をはぐくむ教育。農業高校、工業高校、商業高校などで行われている教育のこと。

**職能研修** 64頁  
 学校の実態に応じた教育課程や諸教育活動の展開に資する、校長、教頭、教務主任等、教職員の職責・職能に応じて求められる資質や能力を高める研修。

**食物栄養学** 47, 48頁  
 食物や栄養学に関して科学的・総合的に学び、体の仕組みを知り、健康を管理する方法を研究する学問。

**除染** 26, 70, 71頁  
 放射性物質による汚染を除去すること。

**新学習指導要領** 29, 30, 31頁  
 学習指導要領は、全国どこの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するために、文部科学省が各教科等の目標や内容などを定めているもので、教科書や学校での指導内容のもとになるもの。新たな学習指導要領については、小・中学校は平成20年3月に、高等学校及び特別支援学校は平成21年3月に公示された。小学校及び特別支援学校小学部は平成23年度から、中学校及び特別支援学校中学部は平成24年度から、高等学校及び特別支援学校高等部は平成25年度入学生からそれぞれ全面実施された。

**シンボルスポーツ** 74頁  
 「ふくしまの顔」として地域の活性化と大きな経済効果をもたらす可能性を有するスポーツやチーム。

### 【す】

**スクールガード** 72頁  
 子どもの通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視を行う学校安全ボランティアのこと。

**スクールカウンセラー** 22, 24, 70頁  
 臨床心理に関する高度な専門性を有し、生徒指導等に係る課題に対応するため学校に配置された者

**スクールソーシャルワーカー** 22, 70頁  
 社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対して、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る者

**ストレスチェック** 66頁  
 何らかの刺激によって体や心に生じた歪みの状態を確認するための検査

### 【せ】

**生産年齢人口** 3頁  
 年齢別人口のうち、労働の中核をなす15歳以上65歳未満の人口。

**せせらぎスクール** 57, 58頁  
環境省が市民に呼びかけ実施している生物指標を用いた河川の水質状況調査。本県では、「せせらぎスクール」と称している。

**全国学力・学習状況調査** 29, 31, 33, 81頁  
義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として、小学校第6学年、中学校第3学年の児童生徒を対象に、平成19年度から文部科学省で実施している調査。

**全国高等学校総合文化祭** 74, 75頁  
全国や海外から2万人を超える高校生が参加し、演劇や合唱をはじめとした19の規定部門でコンクールや発表、競技が行われる、文化部のインターハイとも呼ばれる高校生の芸術文化の祭典。平成23年年度、本県において第35回大会が開催された。

**専門研修** 64頁  
教育課程実施上の諸課題への対応、教科等の指導力の深化及び社会の変化に対応した教育活動等を主な内容とする、学校教育全般にわたる教員の専門職としての識見、力量を高める研修。

**専門高校** 35, 36頁  
農業科、工業科、商業科などの職業教育を主とする学科などを置く高等学校。

## 【そ】

**総合型地域スポーツクラブ** 26, 27, 73, 74頁  
地域の住民誰もが生涯を通してスポーツに親しめるよう、近隣の学校や公共スポーツ施設等を活用しながら、複数種目の構成のもと、自主的に運営・活動している非営利団体。

## 【た】

**第20回全国生涯学習フェスティバル** 54頁  
生涯学習の場を全国的な規模で提供することによって、国民の生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進し、生涯学習活動を一層盛んにすることを目的に開催される参加体験型の全国的イベント。本県においては、平成20年度に第20回大会を開催し、県内外から55万人の参加者を得た。

**男女共同参画社会** 21, 23頁  
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

## 【ち】

**「地域で共に学び、共に生きる教育」** 17, 37, 39頁  
平成21年9月18日の福島県学校教育審議会答申で示された今後の福島県の特別支援教育が目指す基本理念。就学前の早期から就労に至るまでのそれぞれのライフステージにおける継続した支援、さらに地域における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携した支援が求められる。

**知識基盤社会** 16, 29, 30, 42, 47頁  
政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域において、新しい知識・情報・技術がその活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会。

**中高一貫教育（併設型中高一貫教育、連携型中高一貫教育）** 44, 46, 78, 80頁  
中学校と高等学校を接続し、6年間の計画的、継続的な教育課程及び学習環境のもとで一貫した教育を行うもの。6年制の一つの学校として教育を行う中等教育学校、設置者が同一である中学校と高等学校で6年間を見通した教育を行う併設型の中学校・高等学校、既存の中学校と高等学校が教員・生徒交流等の連携を深める連携型の中学校・高等学校の3つの実施形態がある。

## 【つ】

**通級指導教室** 40, 41頁  
小・中学校の通常の学級で学んでいる障がいの軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいに応じた指導を受ける場。

## 【て】

**ティーム・ティーチング** 31頁  
教室で複数の指導者が協力して授業を行う形式。

**低炭素社会** 8, 58頁  
地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの1つである二酸化炭素の排出量を大幅に削減するしくみが構築された社会。

**デュアルシステム** 36頁  
企業での実習と学校での講義等の教育を組み合わせることで実施することにより、若者等により実践的な技能・技術等を身につけさせる仕組み。

## 【と】

**特別支援学校** 17, 24, 28, 37, 38, 40, 41, 43, 51, 58, 64, 66, 67, 68, 72, 78, 79, 80, 81頁  
視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置している学校（学校教育法第72条による）。

**特別支援学校のセンター的機能** 40頁  
地域の特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、その地域の小・中学校等を支援する機能。

**特別支援教育コーディネーター** 40, 41頁  
幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進の役割を担う者。

**特別支援連携協議会** 39頁  
障がいのある子どもやその保護者への相談支援にかかわる医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携協力を円滑にするネットワークとして設置される協議会。

**独立行政法人国際協力機構（JICA）** 45頁  
 青年海外協力隊派遣など、ODA（政府開発援助）の技術協力、有償・無償資金協力、ボランティア派遣、国際緊急援助等を実施するための独立行政法人。二本松市に訓練所がある。

## 【ね】

**年少人口** 3,5頁  
 年齢別人口のうち、15歳未満の人口。

## 【の】

**野口英世博士** 44頁  
 明治9年（1876）～昭和3年（1928）、福島県出身の細菌学者。  
 大正7（1918）年南米エクアドルで黄熱病病原体を発見したと発表、それを証明するために昭和3（1928）年アフリカのアクラに出張し、現地で黄熱病にかかって死去。科学のため、人類のために殉職したとして当時世界的に報じられた。

## 【は】

**パソコン甲子園** 42頁  
 全国の高校生、高等専門学校生などを対象に、平成15年度から会津大学で開催されている大会。情報処理技術における優れたアイデアと表現力、プログラミング能力等を競い合い、生徒自身のスキルアップを図るとともに、情報化社会を支える人材の裾野を広げることを目的としている。

## 【ひ】

**肥満傾向児** 25頁  
 性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者のこと。  

$$\text{肥満度} = (\text{実測体重} - \text{身長別標準体重}) / \text{身長別標準体重} \times 100\%$$

## 【ふ】

**福島議定書** 57, 58頁  
 省エネルギーのために県が実施している施策。電気及び水道の使用による二酸化炭素排出量の削減目標を定め、実践する取組み。各学校や事業所等が知事と締結して取り組む。

**ふくしま教育週間** 68頁

**ふくしま教育の日** 67, 68頁  
 平成15年3月24日に「ふくしま教育の日条例」により、福島県が、県民の教育に対する理解を深め、本県の教育及び文化を充実・発展させることを期する日として、11月1日を「ふくしま教育の日」、11月1日から7日までを「ふくしま教育週間」として定めた。

**福島県公立学校服務倫理対策委員会** 61頁  
 各公立学校に勤務する教職員の服務倫理等についての対策を講じることを目的として、県教育庁に設置された組織。県教育委員会としての対策を検討するほか、各校の校内服務倫理委員会に対する情報提供等を行っている。

**福島県私学振興基金協会** 77頁  
 福島県における私立学校の振興のため、学校法人等に対して、その設置する私立学校の施設設備の整備及び運営に必要な資金を貸し付けるとともに、各種助成事業を行うことを目的とする社団法人。

**福島県私立学校教職員退職金財団** 77頁  
 県内の私立学校及び私学振興団体に勤務する教職員の退職手当給付に必要な資金を造成し学校法人等に対して給付することを目的とする財団法人。

**ふくしまっ子食育指針** 27頁  
 平成19年3月、県教育委員会が定めた、本県の学校における食育推進の方向性を示したものの。基本的な考え方や目標、発達段階に応じた望ましい食に関する行動指標、学校における食育推進上のポイント等が記載されている。

**双葉地区教育構想** 44頁  
 富岡高等学校と4公立中学校の連携型中高一貫教育を核とし、(財)日本サッカー協会、(独)国際協力機構、大学等と連携しながら世界を舞台に活躍できる人づくりを目指して平成18年4月に開始した、本県独自の教育構想。

**ブロードバンドインターネット** 6頁  
 「ブロードバンド」とも言われ、主に電送速度が従来に比べて格段に速いもの。動画の電送など、ネットワーク上の高度なサービスを実現する。

## 【よ】

**幼稚園教育要領** 23頁  
 全国どこの幼稚園で教育を受けても一定の教育水準を確保するために文部科学省が定めているもので、幼稚園での活動内容のもとになるもの。新しい幼稚園教育要領は平成20年3月に公示され、平成21年度から全面実施されている。

## 【ら】

**ライフスタイル** 3, 11, 13, 55頁  
 生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

**ライフステージ** 55, 63頁  
 人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階。

## 【ろ】

**老年人口** 3頁  
 年齢別人口のうち、65歳以上の人口。



福島県教育庁  
教育総務課

〒960-8688 福島市杉妻町2-16  
TEL 024-521-7759 FAX 024-521-7969  
e-mail : k.kouhou@pref.fukushima.la.jp  
ホームページアドレス : <http://www.pref.fks.ed.jp/>

リサイクル適性<sup>®</sup>(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。